

第7期埼玉県障害者支援計画（案） （県民コメント）

令和6年度～令和8年度
（2024年度～2026年度）

御意見をお寄せください。

「第7期埼玉県障害者支援計画（案）」に対する御意見をお待ちしています。

郵 送 〒330-9301（住所は省略できます）

埼玉県福祉部障害者福祉推進課 総務・計画・団体担当あて

FAX 048-830-4789

メール a3310-01@pref.saitama.lg.jp

※ いずれも件名を「埼玉県障害者支援計画（案）への意見」としてください。

※ 必ず住所・氏名を明記してください。

- 御意見の受付期間 令和6年2月5日（月）まで（必着）
- 県民の皆様からの御意見をいただき、諸手続を経て計画を策定する予定です。
- 計画案は埼玉県からのホームページでも御覧いただけます。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0604/keikaku/index.html>

令和6年3月

ごあいさつ

写 真

令和6年3月

埼玉県知事 大野 元裕

目次

第1章 総論	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の概要	1
（1）計画の性格	1
（2）計画の期間	2
（3）計画における障害者の定義	2
（4）計画の基本理念	3
（5）基本的視点	3
（6）計画の枠組	6
3 推進体制	8
（1）全庁的な取組	8
（2）埼玉県障害者施策推進協議会における評価	8
（3）国に対する支援要請	8
（4）市町村計画の策定支援	8
（5）様々な意見の反映	8
第2章 障害者の現状と制度改革	9
1 障害者の数	9
（1）本県の障害者手帳所持者数の推移	9
（2）発達障害児、高次脳機能障害者及び難病患者数	9
（3）本県の障害者数	9
2 第6期計画の取組状況	10
（1）数値目標の達成状況	10
（2）障害福祉サービスの利用状況	13
（3）地域生活支援事業の利用状況（県実施分）	16
（4）障害児の子ども・子育て支援等の利用希望・受入可能人数	18
3 障害者に関する制度改革	19
（1）障害者差別解消法の改正	19
（2）障害者総合支援法の改正	20
（3）障害者雇用促進法の改正	21

(4) 精神保健福祉法の改正.....	22
(5) 医療的ケア児支援法の施行.....	23
(6) 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行.....	24
(7) 埼玉県福祉のまちづくり条例の改正.....	25
(8) 障害者権利条約に基づく国連障害者権利委員会の総括所見.....	26
4 障害者の現状と問題点.....	28
(1) 障害者への理解促進と差別解消について.....	28
(2) 障害者の地域生活の充実と社会参加について.....	29
(3) 障害者の就労について.....	30
(4) 障害者の教育について.....	31
(5) 障害者の安心・安全な暮らしについて.....	32
第3章 取り組むべき課題	34
1 障害者への理解促進と差別解消.....	34
2 障害者の地域生活の充実・社会参加の支援.....	35
3 障害者の就労支援.....	36
4 共に育ち、共に学ぶ教育の推進.....	37
5 安心・安全な環境整備の推進.....	38
第4章 施策体系	39
第5章 施策の展開	41
I 理解を深め、権利を護る	
1 相互理解の強化.....	41
(1) 啓発・広報活動の推進.....	41
(2) 福祉教育・地域交流の支援.....	42
2 差別解消の推進.....	42
3 権利擁護の取組の充実.....	43
(1) 権利擁護の推進.....	43
(2) 虐待の防止.....	44
(3) 権利行使の支援.....	45

(4) 障害当事者の参加.....	45
-------------------	----

Ⅱ 地域生活を充実し、社会参加を支援する

1 地域生活支援体制の充実.....	46
(1) 相談支援体制などの充実.....	46
(2) サービス提供体制の充実.....	50
(3) 福祉を支える人材の確保及び人材の育成・研修の充実.....	52
(4) 市町村における計画推進の支援.....	53
(5) ボランティア・NPO活動などへの支援.....	53
2 日中活動の場の確保.....	54
(1) 日中活動系サービスの確保・充実.....	54
(2) サービスの質の向上.....	55
3 住まいの場の確保.....	56
(1) 施設入所支援の機能充実とサービスの質の向上.....	56
(2) グループホームなどの確保・充実.....	57
(3) 住宅の整備など.....	57
4 コミュニケーションの支援.....	59
(1) コミュニケーション手段の充実.....	59
(2) 情報バリアフリー化の推進・情報提供の充実.....	60
(3) 手話を使いやすい環境の整備.....	62
(4) 視覚障害者等の読書環境の整備.....	63
5 社会参加の支援.....	65
(1) 交流・ふれあいの機会や多様な学習機会の拡大.....	65
(2) 外出や移動の支援.....	66
(3) 芸術文化活動の振興.....	67
(4) パラスポーツの振興.....	68

Ⅲ 就労を進める

1 就労に向けた支援.....	70
(1) 雇用の場の創出.....	70
(2) 就労と職場定着の支援.....	72
(3) 多様な働き方の支援.....	75

(4) 重度障害者の就労支援.....	76
2 職業訓練の充実.....	76
(1) 職業訓練体制の整備・充実.....	76
(2) 職業教育の実施.....	77
IV 共に育ち、共に学ぶ教育を推進する	
1 障害のある児童生徒の教育の充実.....	78
(1) インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進.....	78
(2) 教職員等の資質の向上.....	79
(3) 相談体制、交流及び共同学習の充実.....	80
(4) 学校施設の整備.....	81
2 自立する力の育成.....	81
(1) 高等部教育の充実.....	81
(2) 高等教育を受けられやすくするための環境整備.....	81
V 安心・安全な環境をつくる	
1 療育体制の充実.....	82
(1) 地域療育・相談体制などの整備.....	82
(2) 発達障害児（者）支援の充実.....	83
(3) 難聴児の早期支援の充実.....	85
2 保健・医療サービスの充実.....	87
(1) 健康づくりの推進.....	87
(2) 難病患者支援の充実.....	88
(3) 保健・医療体制の充実.....	88
(4) 公費負担医療制度の充実.....	90
3 福祉のまちづくりの推進.....	91
(1) まちづくりの総合的推進.....	91
(2) 公共施設などの整備.....	91
(3) 道路環境の整備.....	92
(4) 公共交通機関の整備.....	94

4 安全な暮らしの確保.....	95
（1）防災対策の充実.....	95
（2）防犯対策の充実.....	97
（3）感染症対策の充実.....	97

第6章 施策体系ごとの数値目標 98

第7章 障害福祉サービス等の見込量 102

1 障害福祉サービスの見込量（県全体）.....	102
2 障害福祉サービスの見込量（障害保健福祉圏域別）.....	105
（1）さいたま障害保健福祉圏域.....	105
（2）南西部障害保健福祉圏域.....	107
（3）東部障害保健福祉圏域.....	109
（4）南部障害保健福祉圏域.....	111
（5）県央障害保健福祉圏域.....	113
（6）川越比企障害保健福祉圏域.....	115
（7）西部障害保健福祉圏域.....	117
（8）利根障害保健福祉圏域.....	119
（9）北部障害保健福祉圏域.....	121
（10）秩父障害保健福祉圏域.....	123
3 地域生活支援事業の見込量（県実施分）.....	125
4 障害児の子ども・子育て支援等の利用希望・受入可能人数.....	126

第8章 第7期埼玉県障害者支援計画策定に対する提言 127

1 はじめに.....	127
2 障害者施策推進協議会からの提言.....	128

第9章 資料集 140

1 策定の経緯.....	140
2 障害者に関するマーク.....	145
3 用語解説.....	150

※第7章～第9章は、以下の理由により県民コメントでは省略しています。

第7章：市町村等のサービス見込量を積算して掲載する部分であり、
現在、集計作業中のため。

第8章・第9章：施策等に関する意見の対象とならない部分のため。

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

第6期埼玉県障害者支援計画は、令和5年度に計画期間が終了します。

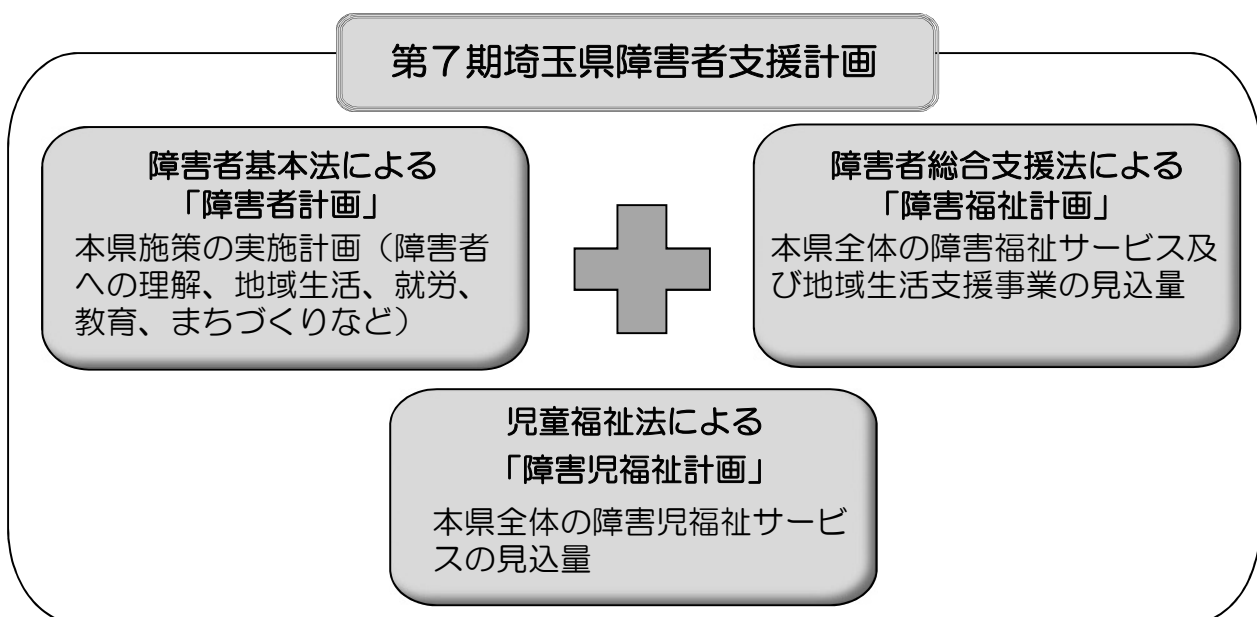
このため、障害者差別解消法、障害者総合支援法、障害者雇用促進法及び精神保健福祉法の改正、医療的ケア児支援法及び障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行、埼玉県福祉のまちづくり条例の改正、障害者権利条約に基づく国連障害者権利委員会の総括所見などを踏まえ、令和6年度を計画初年度とする第7期埼玉県障害者支援計画を新たに策定するものです。

2 計画の概要

(1) 計画の性格

本計画は、障害者基本法第11条第2項、障害者総合支援法第89条第1項及び児童福祉法第33条の2第1項に規定する計画として位置付けられるものです。

本計画は、本県の障害者・障害児施策推進の基本的方向や、達成すべき障害者福祉サービス、障害児福祉サービスの目標などを明らかにし、障害者・障害児施策の総合的な推進を図るものです。



なお、本計画は、障害者文化芸術活動推進法第8条第1項に基づく「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」、読書バリアフリー法第8条第1項に基づく「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」及び難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針に基づく「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本計画」を包含しています。

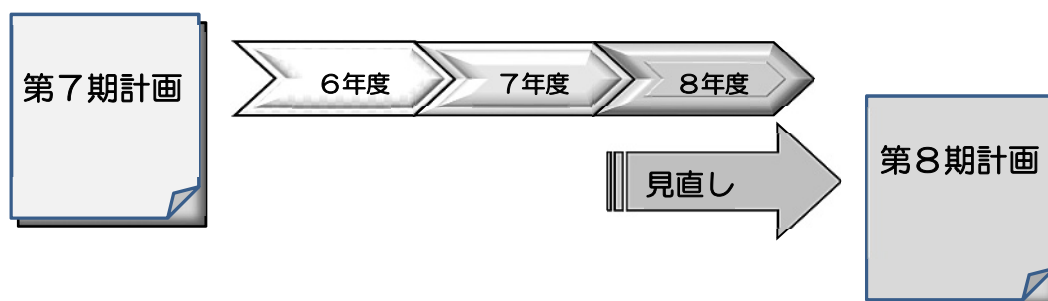
また、本計画は、県の総合計画である埼玉県5か年計画の分野別計画として位置付けられ、埼玉県地域保健医療計画、埼玉県地域福祉支援計画、埼玉県高齢者支援計画、埼玉県子育て応援行動計画、埼玉県ケアラー支援計画など関連する他の県計画との連携・整合を図った計画です。

(2) 計画の期間

令和6年度から令和8年度まで（2024年度～2026年度）の3か年とします。

第8期計画は、この計画を令和8年度に見直して作成する予定です。

計画期間中に法改正及びそれに伴う制度改正などがあった場合には、その動向により、計画期間中に本計画を見直すとともに、第8期計画を検討します。



(3) 計画における障害者の定義

本計画において「障害者」とは、身体障害者、知的障害者及び発達障害者、高次脳機能障害者を含む精神障害者並びに難病患者その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者としてします。

なお、18歳未満の者に対象を限定する場合、「障害児」と表記します。

(4) 計画の基本理念

本計画は、障害者の自立と社会参加を支援し、障害のある人と障害のない人が分け隔てられることなく、地域の中で共に育ち、学び、生活し、働き、活躍できる社会＝「共生社会」の実現を目標とします。

(5) 基本的視点

ア 個人の尊重、主体性の尊重

障害者が分け隔てられることなく一人の生活者として尊重され、自らの意思で選択、決定しながら自分らしい生活を送れるようにすることが必要です。

こうした考え方の実現に向けて施策を推進し、生活の質（QOL＝Quality Of Life）の向上を図ります。

また、障害者基本法や障害者差別解消法、埼玉県共生社会づくり条例などの理念に基づき、障害者が差別されたり権利を侵害されたりすることのないよう、一層の啓発活動や施策の推進を図ります。

イ 自立した地域生活の実現

障害者が地域の中で自立した生活を送れるよう、訪問系サービスの充実、住まいの場や日中活動の場の確保・充実、就労支援、工賃の向上、相談支援体制の整備など、ライフステージのいろいろな場面で、本人が主体的にサービスなどを選択できる地域生活支援体制の構築を目指します。

また、障害者支援施設に入所している障害者や、精神科病院に入院しているが条件が整えば地域での生活が可能な精神障害者についても、本人の意思を尊重しながら地域で暮らすことができる施策の推進を図ります。

ウ 社会のバリアフリー化の推進

障害者にとって日常生活や社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを「社会的障壁」といいます。

こうした社会的障壁を除去し、社会があらゆる場面で「バリアフリー」であることは、障害者だけではなく、全ての県民の暮らしやすさにつながるものです。

県民の誰もがその能力を最大限に発揮しながらいきいきと生活できるよう、建物や設備などハード面の障壁（バリア）だけでなく、制度や慣行、意識などの心のバリアを取り除くことも含めて、ハード、ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化を推進します。

エ 安心・安全な生活の実現

県民生活に求められる全ての基本は「安心・安全」です。

県政世論調査においても、医療サービスや防犯、災害対策などへの要望は、近年、毎年上位を占めており、生活の安心・安全に対する県民ニーズは非常に高まっています。

また、新型コロナウイルス感染症の流行に対応した教訓を踏まえ、感染症対策や業務継続のための体制などの充実も求められます。

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、福祉、保健、医療体制の整備・充実に努めるとともに、防災・防犯対策の充実や感染症への適切な対応を図ります。

オ 総合的、効果的施策の推進

障害の種類や程度はそれぞれ異なっており、必要とされるニーズも多様であり、一人ひとりのニーズに合った丁寧な対応が求められます。

障害者の自立と社会参加を支援するため、福祉、保健、医療、教育、労働などの各分野の緊密な連携を図ります。

また、国、市町村、障害者関係団体、事業者などとの協力関係を深め、障害者に対するきめ細かいサービスの提供や社会環境の整備など、総合的、効果的な施策を推進します。

カ SDGs の理念に基づく「誰一人取り残さない」地域の実現

国際的には豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて取組が進められています。わが国においても SDGs の実現に向けて、官民ともに取り組んでいます。

この SDGs の「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつながるものです。

SDGs では 2030 年を年限として、17 の共通目標を提示しています。社会福祉分野における事業や活動は、この目標のいくつかをすでに体現しています。

たとえば SDGs の目標 3「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を保障し、福祉を促進する」は、社会福祉事業や地域福祉活動そのものということが言えます。

SDGs の 17 の目標における取組を意識し、SDGs の達成に貢献していきます。

【参考】持続可能な開発目標（SDGs）の概要

出典：外務省HP



(6) 計画の枠組

ア 施策体系と施策の方向

本計画の施策体系として、次の5つの主要分野に区分し、それぞれについて施策の方向と主な施策をまとめています。

- I 理解を深め、権利を護る
- II 地域生活を充実し、社会参加を支援する
- III 就労を進める
- IV 共に育ち、共に学ぶ教育を推進する
- V 安心・安全な環境をつくる

イ 数値目標と障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量、障害児福祉サービスの見込量の設定

基本理念や基本的視点に基づき、障害福祉計画・障害児福祉計画として国の基本指針に示されている考え方などを踏まえながら、県としての数値目標を設定します。

また、計画期間である令和6年度から令和8年度までの3か年に必要な障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量、障害児福祉サービスの見込量について定めま

す。

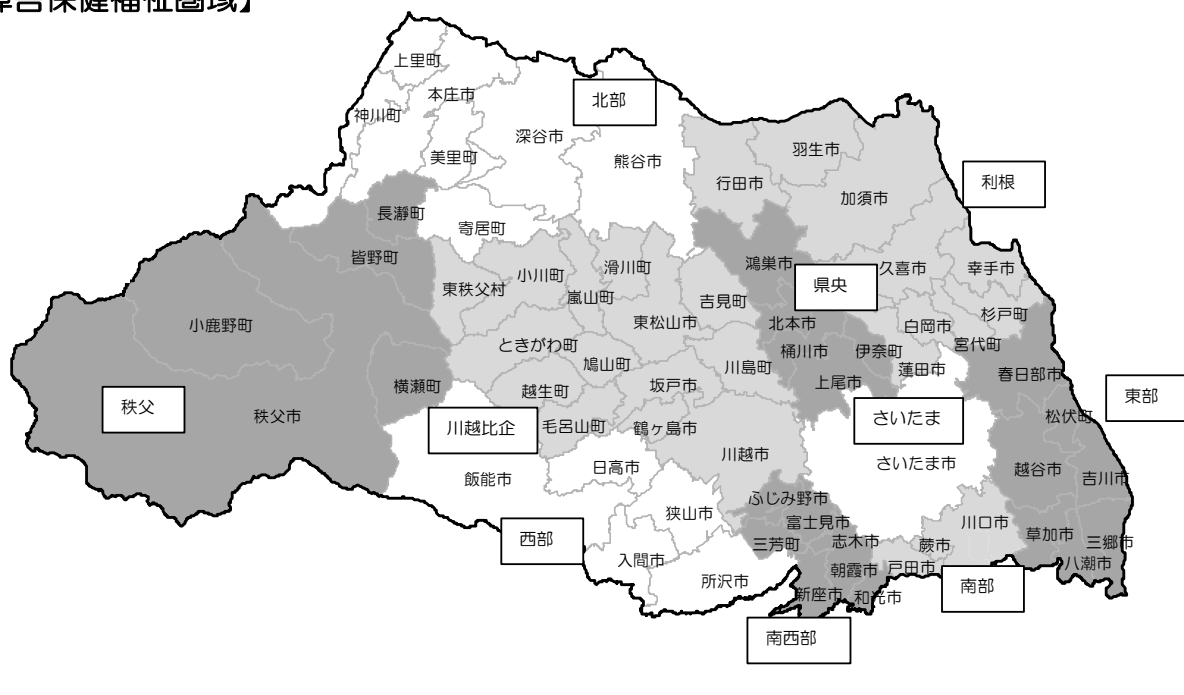
ウ 障害保健福祉圏域の設定

障害者福祉は、障害者に最も身近な行政主体である「市町村」を中心に推進していくことが基本です。

しかし、障害者に対応した設備や専門的な知識、経験が必要な施設などについては、広域的な視点から地域のバランスに配慮する必要があります。

本県では、交通事情、地域の繋がり、東京都心からの距離及び生活圈などを考慮して、福祉、保健、医療の連携を図る観点から、市町村より広域的な行政単位として県内を10地域に分けた「障害保健福祉圏域」を設定し、広域的な推進を図ります。

【障害保健福祉圏域】



障害保健福祉圏域	市町村	福祉事務所	保健所
さいたま	さいたま市	さいたま市	さいたま市
南西部	朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町	西部	朝霞
東部	越谷市	東部中央	越谷市
	春日部市、松伏町		春日部
	草加市、八潮市、三郷市、吉川市		草加
南部	川口市		川口市
	蕨市、戸田市		南部
県央	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町		鴻巣
川越比企	川越市	西部	川越市
	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村		東松山
	坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町		坂戸
西部	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市		狭山
利根	行田市、加須市、羽生市	東部中央	加須
	久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町		幸手
北部	熊谷市、深谷市、寄居町	北部	熊谷
	本庄市、美里町、神川町、上里町		本庄
秩父	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町	秩父	秩父

3 推進体制

(1) 全庁的な取組

本計画の推進に当たっては、関係部局が連携し全庁的な取組を行うとともに、計画の進行管理を行います。

また、数値目標などに関する実績を把握するとともに、障害者施策や関連施策の動向などを踏まえた分析・評価を行い、必要に応じ計画の変更や事業の見直しなどの措置を講じます。

(2) 埼玉県障害者施策推進協議会における評価

障害者施策の実施状況及び計画の進捗状況などを「埼玉県障害者施策推進協議会」に報告し、その評価及び意見を伺いながら、計画の効果的な推進を図ります。

(3) 国に対する支援要請

障害者施策の着実な推進のためには、国、県、市町村という行政機関に限られることなく、県民一人ひとりの参加を得て、皆で地域を支えていくことが必要です。

このため、国に対しては必要な措置や支援を要請していくとともに、市町村や県民に対しては本県の考えを伝え、協働して施策の推進を図ります。

(4) 市町村計画の策定支援

本県は、本計画が市町村計画に適切に反映され、着実な推進が図られるよう、市町村の自主性を尊重しつつ、市町村計画の策定、改訂などを支援します。

(5) 様々な意見の反映

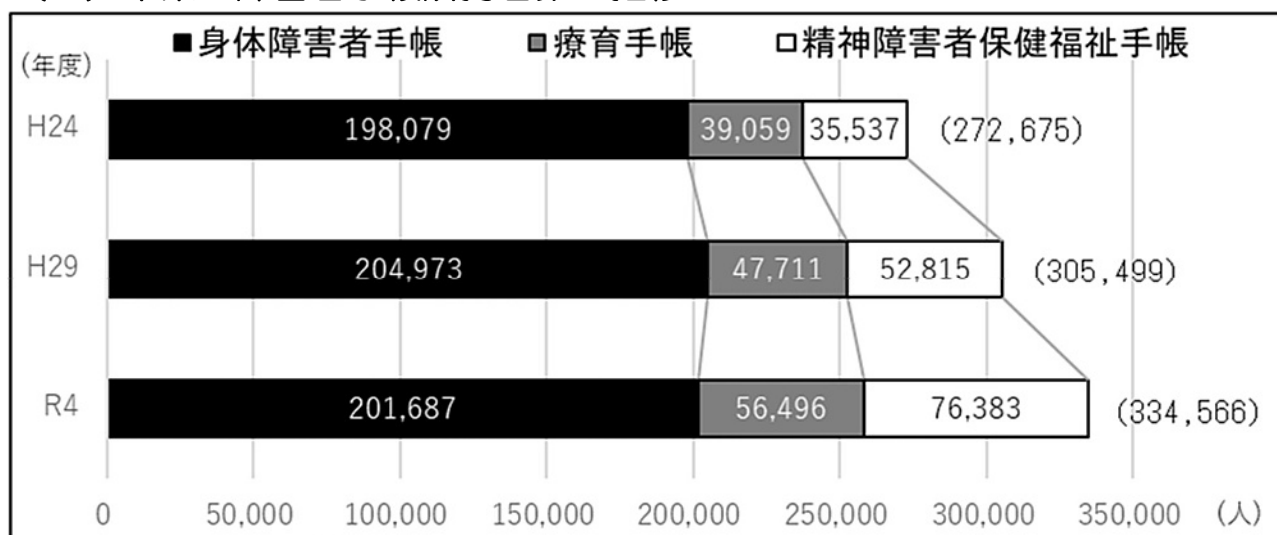
本計画は、「埼玉県障害者施策推進協議会」の意見や、各障害者関係団体、県民の皆様からの意見・要望を基に策定しています。

これらの意見や要望のうち、直接には計画に盛り込むことができなかった事項についても、今後の施策の推進や見直しなどの中で可能な限り反映させることに努めます。

第2章 障害者の現状と制度改革

1 障害者の数

(1) 本県の障害者手帳所持者数の推移



(重複所持者あり。年度末現在)

10年前の平成24年度末との比較では、身体障害者手帳所持者数は+1.8%、療育手帳所持者数は+44.6%、精神障害者保健福祉手帳所持者数は+114.9%の増加となっています。障害者雇用率の段階的な引き上げに伴い、特に療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者が増加しています。

(2) 発達障害児、高次脳機能障害者及び難病患者数

項目	対象者数	備考
発達障害児数(15歳未満)	76,000人	国の調査(※1)を基に推計
高次脳機能障害者数	19,000人	国の調査(※2)を基に推計
指定難病医療給付受給者数(難病患者)	52,684人	令和4年度末現在

(障害者手帳所持者を含む)

※1 「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」
(文部科学省：令和4年12月)

※2 「平成28年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」
(厚生労働省：平成28年12月)

(3) 本県の障害者数

令和4年度末時点における障害者手帳所持者並びに難病患者、発達障害児及び高次脳機能障害者の延べ数は約48万2千人となっています。

2 第6期計画の取組状況

(1) 数値目標の達成状況

第6期計画（令和3年度～令和5年度）では、施策体系の大柱ごとに計画の指標となる数値目標を設定しました。

各数値目標の令和4年度末（計画2年目）時点における実績を見ると、既に目標を達成している項目や最終年度に達成見込みの項目が多くある一方、一部、目標の達成が見通せない項目もあります。

【Ⅰ 理解を深め、権利を護る】

項目	数値目標	3年度実績	4年度実績
あんしん賃貸住まいサポート店による住宅確保要配慮者の成約件数	【H27年度】 751件 → 【R7年度】 1,250件	1,067件	1,122件

【Ⅱ 地域生活を充実し、社会参加を支援する】

項目	数値目標	3年度実績	4年度実績
相談支援体制の充実・強化等を実施するために基幹相談支援センター等を設置する市町村数	【元年度末】 33市町村 → 【5年度末】 各市町村又は各圏域に 1箇所以上	48市町村	49市町村
地域生活支援拠点等の設置市町村数	【元年度末】 4市町 → 【5年度末】 各市町村又は各圏域に 1箇所以上	32市町	36市町
児童発達支援センターの設置数	【元年度末】 30市町 → 【5年度末】 各市町村又は各圏域に 1箇所以上 32箇所	34市町 37箇所	36市町 39箇所
医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう関係機関等が連携を図るための協議の場を設置	【元年度末】 39市町 → 【5年度末】 県、各市町村又は各圏域 に設置	38市町	46市町
医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	【元年度末】 34市町 → 【5年度末】 県、各市町村又は各圏域に 1人以上 76人	41市町 95人	52市町 129人
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のため、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	【元年度末】 34市町村 → 【5年度末】 各市町村及び各圏域に 1箇所以上	45市町村	49市町村
精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上）	【元年度末】 3,709人 → 【5年度末】 3,688人	3,825人	3,454人

精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳未満）	【元年度末】 2,367人	➡	【5年度末】 2,067人	2,328人	2,032人
精神病床における早期退院率（入院後3か月時点）	【元年度】 60.8%	➡	【5年度】 69%	集計中※	集計中※
精神病床における早期退院率（入院後6か月時点）	【元年度】 79.4%	➡	【5年度】 86%	集計中※	集計中※
精神病床における早期退院率（入院後1年時点）	【元年度】 88.2%	➡	【5年度】 92%	集計中※	集計中※
精神病床からの退院後1年以内における平均生活日数	新規施策	➡	【5年度】 316日以上	集計中※	集計中※
身体障害者補助犬給付数	【各年度】 6頭			3頭	4頭
保育所等訪問支援の設置数	【元年度末】 33市町	➡	【5年度末】 全市町村	41市町	42市町
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	【元年度末】 11市町 20箇所	➡	【5年度末】 各市町村又は 各圏域に 1箇所以上	18市町 32箇所	18市町 34箇所
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	【元年度末】 13市町 25箇所	➡	【令5年度末】 各市町村又は 各圏域に 1箇所以上	22市町 39箇所	23市町 36箇所
障害者入所施設から地域生活へ移行する人数	【3年度～5年度】 399人 (令和元年度末 入所者数の7.5%)			120人	106人
「住まいの場」の利用定員数（グループホームの整備数）	【元年度末】 5,769人	➡	【5年度末】 7,800人	7,787人	9,004人
バリアフリー化された県営住宅数	【元年度末】 8,992戸	➡	【5年度末】 9,753戸	9,239戸	9,472戸
新規デイジー図書・点字図書等製作点数	【各年度】 200タイトル			287タイトル	262タイトル

※…国立精神・神経医療研究センターの「精神保健福祉資料」公表待ち

【Ⅲ 就労を進める】

項目	数値目標		3年度実績	4年度実績	
民間企業の障害者雇用率	【元年】 2.22%	➡	【令和5年】 2.3%	2.32%	2.37%
警察官を除く県警職員の実雇用率	【各年度】 2.6%以上			2.77%	2.73%

福祉施設から一般就労する障害者数	【元年度末】 1,272人	⇒	【5年度末】 1,615人	1,480人	1,145人
①就労移行支援事業を利用して一般就労する障害者数	【元年度末】 858人	⇒	【5年度末】 1,115人	1,130人	878人
②就労継続支援A型事業を利用して一般就労する障害者数	【元年度末】 161人	⇒	【5年度末】 202人	155人	122人
③就労継続支援B型事業を利用して一般就労する障害者数	【元年度末】 253人	⇒	【5年度末】 311人	166人	117人
一般就労した障害者のうち、就労定着支援事業利用者の割合	新規施策	⇒	【5年度末】 70%	50.0%	72.0%
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合	新規施策	⇒	【5年度末】 70%	61.7%	68.0%
就労継続支援B型事業所の工賃水準(月額)	【元年度】 15,009円	⇒	【5年度】 20,000円	14,722円	15,024円
特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒の就職率	【元年度末】 85.1%	⇒	【5年度末】 90.0%以上	83.5%	85.9%

【Ⅳ 共に育ち、共に学ぶ教育を充実する】

項目	数値目標		3年度実績	4年度実績	
特別支援学校教諭免許状取得のための講習受講者数	【2年度末】 1,258人	⇒	【5年度末】 2,800人	1,517人	1,358人

【Ⅴ 安心・安全な環境をつくる】

項目	数値目標		3年度実績	4年度実績	
駅ホームのホームドア設置駅数	【元年度末】 20駅	⇒	【5年度末】 31駅	24駅	26駅
福祉避難所の開設訓練を実施済みの市町村数	【元年度末】 49市町村	⇒	【5年度末】 全市町村	53市町村	55市町村

(2) 障害福祉サービスの利用状況

各障害福祉サービスの令和4年度末(計画2年目)における利用実績は次のとおりです。

- ① 地域での生活支援に欠かせない居宅介護(ホームヘルパー)などの「訪問系サービス」については、計画の見込量の90%を超える利用となっています。
- ② 「日中活動系サービス」については、計画の見込量を上回っているサービスが多数を占めています。
- ③ 生活の場であるグループホームなどの「居住系サービス」については、計画の見込量を上回っているサービスが半数以上となっています。
- ④ 「相談支援」については、特に入所施設等から地域における生活に移行するための相談支援を行う地域移行支援で、計画の見込量に対して利用実績が伸び悩んでいます。
- ⑤ 「障害児支援」については、児童発達支援や保育所等訪問支援などの項目で計画の見込量を上回っている一方で、医療型児童発達支援や居宅訪問型児童発達支援など利用実績が伸び悩んでいるサービスもあります。
- ⑥ 「発達障害者に対する支援」については、「発達障害者支援センターによる相談件数」や「ペアレントメンターの人数」が計画の見込量を上回っている一方で、「ピアサポートの活動への参加人数」が伸び悩んでいます。
- ⑦ 「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」については、計画の見込量を上回っているサービスが半数以上となっています。
- ⑧ 「相談支援体制の充実・強化」については、全ての項目において計画の見込量を大きく上回っています。
- ⑨ 「障害福祉サービスの質の向上」については、計画の見込量を上回っている項目が半数以上となっています。

障害福祉サービス		単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度
			実績	見込量	達成率	実績	見込量	達成率	見込量
訪問系	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護 ・ 重度障害者等包括支援 	時間	307,527	311,964	98.6%	324,126	328,565	98.6%	346,653
		人	10,524	11,263	93.4%	10,978	11,695	93.9%	12,152
日中活動系	生活介護	人日分	280,148	250,523	111.8%	339,108	258,668	131.1%	266,717
	自立訓練 (機能訓練)	人日分	6,754	2,496	270.6%	6,776	2,701	250.9%	2,949
	自立訓練 (生活訓練)	人日分	16,236	10,036	161.8%	17,050	10,715	159.1%	11,545
	就労移行支援	人日分	66,220	47,932	138.2%	68,684	51,268	134.0%	54,967
	就労継続支援 (A型)	人日分	44,220	52,055	84.9%	48,290	56,126	86.0%	60,539
	就労継続支援 (B型)	人日分	253,220	185,696	136.4%	272,514	194,844	139.9%	204,548
	就労定着支援	人分	999	1,043	95.8%	1,065	1,182	90.1%	1,339
	療養介護	人分	871	758	114.9%	871	770	113.1%	783
	短期入所(福祉型)	人日分	16,805	16,203	103.7%	18,105	16,830	107.6%	17,531
	短期入所(医療型)	人日分	2,327	1,879	123.8%	2,367	2,068	114.5%	2,292
居住系	自立生活援助	人分	68	131	51.9%	79	152	52.0%	174
	共同生活援助	人分	7,787	5,956	130.7%	8,881	6,445	137.8%	6,986
	施設入所支援	人分	6,297	5,368	117.3%	6,317	5,391	117.2%	5,410
	地域生活支援拠点等	箇所	26	52	50.0%	30	54	55.6%	67
回		88	56	157.1%	110	63	174.6%	75	
相談支援	計画相談支援	人分	7,631	13,849	55.1%	8,168	14,709	55.5%	15,650
	地域移行支援	人分	14	116	12.1%	18	129	14.0%	147
	地域定着支援	人分	124	166	74.7%	127	185	68.6%	207
障害児支援	児童発達支援	人日分	58,057	59,005	98.4%	76,323	66,649	114.5%	75,274
	医療型児童発達支援	人日分	275	713	38.6%	364	737	49.4%	857
	放課後等デイサービス	人日分	137,677	164,163	83.9%	173,861	178,170	97.6%	193,183
	保育所等訪問支援	人日分	692	768	90.1%	1,369	946	144.7%	1,206
	居宅訪問型児童発達支援	人日分	21	275	7.6%	30	304	9.9%	395
	福祉型障害児入所支援	人分	127	138	92.0%	142	138	102.9%	138
	医療型障害児入所支援	人分	102	138	73.9%	112	138	81.2%	138
	障害児相談支援	人分	2,769	4,909	56.4%	3,116	5,347	58.3%	5,820
	医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	人分	95	111	85.6%	129	124	104.0%	151

発達障害者に対する支援	発達障害者支援地域協議会の開催回数	回	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2
	発達障害者支援センターによる相談支援件数	件	4,214	3,300	127.7%	3,666	3,300	111.1%	3,300
	発達障害者支援センターの関係機関への助言件数	件	305	350	87.1%	300	360	83.3%	370
	発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数	件	242	310	78.1%	264	320	82.5%	330
	発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	件	316	300	105.3%	282	300	94.0%	300
	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数	人	129	361	35.7%	271	391	69.3%	419
	ペアレントメンターの人数	人	117	61	191.8%	163	71	229.6%	104
	ピアサポートの活動への参加人数	人	28	450	6.2%	117	488	24.0%	539
	精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	174	169	103.0%	224	172	130.2%
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数		人	1,887	2,042	92.4%	3,365	2,060	163.3%	2,073
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数		回	95	53	179.2%	68	55	123.6%	61
精神障害者の地域移行支援		人	72	80	90.0%	58	93	62.4%	117
精神障害者の地域定着支援		人	124	127	97.6%	134	145	92.4%	166
精神障害者の共同生活援助		人	2,288	1,743	131.3%	2,618	1,936	135.2%	2,138
精神障害者の自立生活援助		人	56	91	61.5%	61	107	57.0%	132
精神病床における退院患者の退院後の行き先		人	9,960	10,752	92.6%	9,972	10,752	92.7%	10,752
相談支援体制の充実・強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	1,867	1,763	105.9%	2,679	1,859	144.1%	1,974
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	617	345	178.8%	1,112	359	309.7%	381
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	822	700	117.4%	1,752	705	248.5%	729
障害福祉サービスの質向上	障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	人	410	271	151.3%	621	275	225.8%	279
	障害者自立支援審査支払システムによる審査結果の共有	回	45	104	43.3%	44	111	39.6%	124
	指導監査結果の関係市町村との共有	市町村	58	31	187.1%	58	33	175.8%	38

(3) 地域生活支援事業の利用状況（県実施分）

各事業の令和4年度末（計画2年目）の利用実績は次のとおりです。

- ① 「専門性の高い相談支援事業」については、全ての事業において、実施箇所数は計画の見込量に達しています。また、利用者については、発達障害者支援センター運営事業と障害者就業・生活支援センター事業の利用実績は、90%を超えていますが、高次脳機能障害及びその関連障害に対する普及支援事業は利用実績が伸び悩んでいます。
- ② 「専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業」については、実養成講習修了者数が伸び悩んでいます。
- ③ 「専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業」については、手話通訳者・要約筆記者派遣事業及び盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の利用実績が半数程度となっています。
- ④ 「意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互の連絡調整事務」については、手話通訳者、要約筆記者等の派遣に係る市町村間の連絡調整を行いました。
- ⑤ 「広域的な支援事業」については、都道府県相談支援体制整備事業の利用実績は計画見込量の90%を超えています。
精神障害者地域生活支援広域調整等事業については、計画見込量の80%を超えている項目が半数以上あるものの、「地域移行・地域生活支援事業実アウトリーチチーム設置数」は増加していません。
発達障害者支援地域協議会による体制整備事業については、計画見込量どおりとなっています。

事業名	事項	令和3年度			令和4年度			令和5年度
		実績	見込量	達成率	実績	見込量	達成率	見込量
1 専門性の高い相談支援事業								
① 発達障害者支援センター運営事業	実施箇所数	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2
	実利用者数	1,608	2,000	80.4%	1,851	2,000	92.6%	2,000
② 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業	実施箇所数	3	3	100.0%	3	3	100.0%	3
	実利用者数	4,392	6,800	64.6%	4,642	7,800	59.5%	8,900
③ 障害児等療育支援事業	実施箇所数	17	17	100.0%	17	17	100.0%	17
④ 障害者就業・生活支援センター事業	実施箇所数	10	10	100.0%	10	10	100.0%	10
	実利用者数	8,127	8,400	96.8%	8,564	8,800	97.3%	9,200
2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業								
① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	実養成講習修了者数	7	20	35.0%	7	20	35.0%	20
② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	実養成講習修了者数	4	10	40.0%	5	10	50.0%	10
③ 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	実養成講習修了者数	6	10	60.0%	6	10	60.0%	10
3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業								
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数	405	1,000	40.5%	446	1,000	44.6%	1,000
② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	実利用件数	1,319	2,800	47.1%	1,782	2,800	63.6%	2,800
③ 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	実利用件数	0	0	0%	0	0	0%	0
4 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互の連絡調整事務	実施の有無	有	有	-	有	有	-	有
5 広域的な支援事業								
① 都道府県相談支援体制整備事業	実アドバイザー数	26	27	96.3%	26	27	96.3%	27
② 精神障害者地域生活支援広域調整等事業								
ア 地域生活支援広域調整会議等事業	事業評価委員会数	3	2	150.0%	4	5	80.0%	5
	協議会開催数	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2
イ 地域移行・地域生活支援事業	実アウトリーチチーム設置数	2	2	100.0%	2	5	40.0%	5
	実ピアサポーター数	35	40	87.5%	37	40	92.5%	40
ウ 災害時心のケア体制整備事業	専門相談員数	0	0	0%	0	0	0%	0
③ 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業	協議会開催数	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2

(4) 障害児の子ども・子育て支援等の利用希望・受入可能人数

令和4年度末（計画2年目）の利用実績は次のとおりです。

「障害児の受入可能人数」について、特定地域型保育事業を除く5つの施設で計画見込量を上回っています。

施設名	令和3年度				令和4年度				令和5年度	
	障害児の利用希望人数 (見込量)	障害児の利用希望人数 (実人数)	障害児の受入可能人数 (見込量)	障害児の受入可能人数 (実人数)	障害児の利用希望人数 (見込量)	障害児の利用希望人数 (実人数)	障害児の受入可能人数 (見込量)	障害児の受入可能人数 (実人数)	障害児の利用希望人数 (見込量)	障害児の受入可能人数 (見込量)
1 保育所	2,185	2,401	2,341	2,325	2,213	2,761	2,366	2,728	2,245	2,397
2 認定こども園	152	223	160	219	156	236	164	237	162	169
3 放課後児童健全育成事業 1)	1178	1,705	1,240	1,698	1,189	1,910	1,254	1,901	1,190	1,256
4 幼稚園 2)	534	547	533	534	539	647	540	652	541	544
5 特定地域型保育事業 3)	61	77	129	77	65	85	133	84	65	133
6 認可外(地方単独事業) 4)	1	1	1	1	1	2	1	2	2	2

1) 子ども・子育て支援法第59条に定める当該事業の「実人数」を記載

2) 私学助成の対象である幼稚園を含む

3) 小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育

4) 地方自治体が一定の基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設

【該当する施設が無い場合はハイフン「-」を入れてください。また、実績の無い場合はゼロ「0」を入れてください。】

3 障害者に関する制度改革

(1) 障害者差別解消法の改正

障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）の改正は、令和3年6月4日に公布され、令和6年4月1日に施行されます。

本法律は、「障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資する」ことを目的としています（同法第1条）。

令和3年の改正では、国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化に関する措置を講じています。

改正の概要	<p>1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加</p> <p>国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。</p> <p>2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化</p> <p>事業者による社会的障壁（障害がある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。</p> <p>3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化</p> <p>① 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。</p> <p>② 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。</p> <p>③ 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報（事例等）の収集、整理及び提供に努めるものとする。</p>
-------	--

(2) 障害者総合支援法の改正

障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）の改正は、令和4年12月16日に公布され、令和6年4月1日（一部は令和5年4月1日等）に施行されます。

本法律は、「障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する」ことを目的としています（同法第1条）。

令和4年の改正では、障害者が自らの希望する地域生活を実現するための支援の充実に関する事項などの措置を講じています。

改正の概要	<ul style="list-style-type: none">1. 障害者が自らの希望する地域生活を実現するための支援の充実に関する事項<ul style="list-style-type: none">① 共同生活援助の支援内容の追加② 地域生活支援拠点等の整備等③ 基幹相談支援センターの設置の努力義務化等④ 都道府県による市町村に対する助言その他の援助⑤ 協議会の機能の強化等2. 障害者が自らの希望する就労を実現するための支援の充実に関する事項<ul style="list-style-type: none">① 就労選択支援の創設② 就労移行支援及び就労継続支援の対象者に、一定の事由により知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものを追加③ 市町村は、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行う責務を有することを明確化④ 指定障害福祉サービス事業者等は、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならないことを明確化3. 障害者等の福祉の増進のための調査、分析等及び匿名障害福祉関連情報の利用又は提供に関する仕組みの創設に関する事項<ul style="list-style-type: none">① 障害福祉計画の作成等のための調査及び分析等② 匿名障害福祉等関連情報の利用又は提供③ 匿名障害福祉等関連情報の適切な管理④ 主務大臣による是正命令等
-------	--

(3) 障害者雇用促進法の改正

障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）の改正は、令和4年12月16日に公布され、令和6年4月1日（一部は令和5年4月1日等）に施行されます。

本法律は、「障害者の雇用義務などに基づく雇用の促進のための措置、職業リハビリテーションの措置その他障害者がその能力に適合する職業に就くことなどを通じてその職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障害者の職業の安定を図る」ことを目的としています（同法第1条）。

令和4年の改正では、雇用の質の向上に向けた事業主の責務の明確化に関する事項などの措置を講じています。

改正の概要	<ul style="list-style-type: none">1. 雇用の質の向上に向けた事業主の責務の明確化に関する事項 事業主の責務として、障害者である労働者の能力を正当に評価し、適当な雇用の場を与えるとともに適正な雇用管理を行うことに加え、職業能力の開発及び向上に関する措置を行うことにより、その雇用の安定を図るように努めなければならないものとした。2. 障害者雇用と障害者福祉の連携の促進に関する事項<ul style="list-style-type: none">① 公共職業安定所における適性検査、職業指導等② 障害者職業総合センター、地域障害者職業センターの業務の追加3. 障害者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進に関する事項<ul style="list-style-type: none">① 週所定労働時間 10 時間以上 20 時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする② 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化4. 障害者雇用の質の向上の推進に関する事項<ul style="list-style-type: none">① 納付金関係業務の拡充② 障害者雇用調整金及び報奨金の支給
-------	---

(4) 精神保健福祉法の改正

精神保健福祉法（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）の改正は、令和4年12月16日に公布され、令和6年4月1日（一部は令和5年4月1日等）に施行されます。

本法律は、「障害者基本法の基本的な理念にのっとり、精神障害者の権利の擁護を図りつつ、その医療及び保護を行い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律と相まってその社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによって、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図る」ことを目的としています（同法第1条）。

令和4年の改正では、目的規定における権利擁護の明確化などの措置を講じています。

改正の概要	<ul style="list-style-type: none">1. 目的規定における権利擁護の明確化等 旧法第1条において「精神障害者の医療」とあったものを、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、精神障害者の権利の擁護を図りつつ、その医療」と改正2. 医療保護入院の入院手続等に関する事項<ul style="list-style-type: none">① 医療保護入院及び措置入院に係る家族等への告知見直し② 医療保護入院の期間法定化③ 医療保護入院の更新手続き及び家族等への告知④ 家族が虐待等の加害者である場合の対応⑤ 入退院に家族等が同意・不同意の意思表示をしない場合の対応3. 措置入院者の退院促進措置等に関する事項<ul style="list-style-type: none">① 地域生活への移行を促進するための措置② 措置入院時の入院必要性に係る審査4. 入院者訪問支援事業に関する事項<ul style="list-style-type: none">① 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望に応じて、傾聴や相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣② 都道府県等が訪問支援員を選任、研修等を実施5. 虐待の防止に関する事項<ul style="list-style-type: none">① 医療機関における虐待防止の措置の義務化② 虐待を発見した者から都道府県等への通報の義務化6. 精神保健に関する相談支援体制の整備に関する事項<ul style="list-style-type: none">① 自治体の相談支援の対象を「精神障害者及び精神保健に関する課題を抱える者」に見直し② 市町村への支援に関する都道府県の責務
-------	---

(5) 医療的ケア児支援法の施行

医療的ケア児支援法（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律）は、令和3年6月18日に公布され、令和3年9月18日に施行されました

本法律は、「医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加するとともにその実態が多様化し、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることに鑑み、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策並びに医療的ケア児支援センターの指定等について定めることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する」ことを目的としています（同法第1条）。

<p>基本理念</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援 2. 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援 3. 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援 4. 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策 5. 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策
<p>支援措置</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国・地方公共団体による措置 <ol style="list-style-type: none"> ① 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援 ② 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援 ③ 相談体制の整備 ④ 情報の共有の促進 ⑤ 広報啓発 ⑥ 支援を行う人材の確保 ⑦ 研究開発等の推進 2. 保育所の設置者、学校の設置者等による措置 <ol style="list-style-type: none"> ① 保育所における医療的ケアその他の支援 ② 学校における医療的ケアその他の支援 3. 医療的ケア児支援センター <ol style="list-style-type: none"> ① 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う ② 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う

(6) 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律）は、令和4年5月25日に公布・施行されました。

本法律は、「全ての障害者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するためには、その必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができることが極めて重要であることに鑑み、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の基本となる事項を定めること等により、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資する」ことを目的としています（同法第1条）。

<p>基本理念</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする 2. 日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする 3. 障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする 4. 高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う（デジタル社会）
<p>支援措置</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 障害者による情報取得等に資する機器等 <ol style="list-style-type: none"> ① 機器・サービスの開発提供への助成、規格の標準化、障害者・介助者への情報提供・入手支援 ② 利用方法習得のための取組（居宅支援・講習会・相談対応等）、当該取組を行う者への支援 ③ 関係者による「協議の場」の設置など 2. 防災・防犯及び緊急の通報 <ol style="list-style-type: none"> ① 障害の種類・程度に応じた迅速・確実な情報取得のための体制の整備充実、設備・機器の設置の推進 ② 多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進など 3. 障害者が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な分野に係る施策 <ol style="list-style-type: none"> ① 意思疎通支援者の確保・養成・資質の向上 ② 事業者の取組への支援など 4. 障害者からの相談・障害者に提供する情報

	<p>国・地方公共団体について</p> <p>① 相談対応に当たっての配慮</p> <p>② 障害の種類・程度に応じて情報を提供するように配慮</p> <p>5. 国民の関心・理解の増進</p> <p>機器等の有用性・意思疎通支援者が果たす役割等、障害者による情報取得等の重要性に関する関心・理解を深めるための広報・啓発活動の充実など</p> <p>6. 調査研究の推進等（16条）</p> <p>障害者による情報取得等に関する調査研究の推進・成果の普及</p>
--	---

（7）埼玉県福祉のまちづくり条例の改正

埼玉県福祉のまちづくり条例の改正は、令和5年3月22日に公布され、令和5年1月1日に施行されました。

本条例は、「高齢者、障害者等が円滑に利用できる生活関連施設の整備その他の福祉のまちづくりに関する施策を推進することにより、すべての県民が安心して生活し、かつ、等しく社会参加することができる豊かで住みよい地域社会の実現に寄与する」ことを目的としています（同条例第1条）。

令和5年の改正では、障害者等のための駐車施設の適正利用を推進するパーキング・パーミット制度を導入するため、第8条の2（高齢者、障害者等のための駐車施設の適正な利用の推進）を加えています。

改正内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 県は、高齢者、障害者等が自らの意思で自由に移動し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することが重要であることに鑑み、高齢者、障害者等のための駐車施設の適正な利用を推進するため、利用証の交付その他の必要な措置を講ずるものとする。 ● 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、事業者の協力の下、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設のほか、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる駐車施設の確保及び同項に規定する利用証の交付を受けた者によるこれらの駐車施設の優先的な利用の確保に努めるものとする。 ● 県、県民及び事業者は、相互に協力し、第一項の駐車施設を円滑に利用することができるよう努めるものとする。
------	--

(8) 障害者権利条約に基づく国連障害者権利委員会の総括所見

障害者権利条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めています。我が国は平成19年9月28日にこの条約に署名し、平成26年2月19日に効力が発生しました。

我が国は、平成28年6月に第1回政府報告を国連障害者権利委員会に提出しました。

その後、令和4年9月22日に開催された国連障害者権利委員会において、この政府報告に関する総括所見が採択され、主要分野において、93項目の勧告等を受けました。

あわせて、国連障害者権利委員会は、本総括所見の勧告の実施に関する情報を含めた定期報告を令和11年2月20日までに提出するよう要請しています。

【A.一般原則及び義務（第1-4条）における勧告等：9項目】

委員会は、締約国に対して以下を勧告する。

- (a). 障害者、特に知的障害者及び精神障害者を代表する団体との緊密な協議の確保等を通じ、障害者が他者と対等であり人権の主体であると認識し、全ての障害者関連の国内法制及び政策を本条約と調和させること。
- (b). 障害認定及び手帳制度を含め、障害の医学モデルの要素を排除するとともに、全ての障害者が、機能障害にかかわらず、社会における平等な機会及び社会に完全に包容され、参加するために必要となる支援を地域社会で享受できることを確保するため、法規制を見直すこと。
- (c). 国及び地方自治体の法令において、「physical or mental disorder（心身の故障）」に基づく欠格条項等の侮蔑的文言及び法規制を廃止すること。
- (d). 本条約の全ての用語が日本語に正確に訳されることを確保すること。
- (e). 移動支援、個別の支援及び意思疎通支援を含め、地域社会において障害者が必要とするサービス・支援の提供における地域及び地方自治体間の格差を取り除くために、必要な立法上及び予算上の措置を講じること。

委員会は、本条約第4条3及び第33条3に関する一般的意見第7号（2018年）を想起しつつ、締約国に以下を勧告する。

- (a). 持続可能な開発目標（SDGs）の履行、監視及び報告において、障害のある自己権利擁護者、諸団体（知的障害者、精神障害者、自閉症の人々、障害のある女性、障害のあるLGBTIQ+の人々、地方在住者の障害者の団体）及びより多くの支援が必要な障害者に留意しつつ、公的意思決定の過程における代替的な意思疎通、施設及びサービス等の利用の容易さ（アクセシビリティ）、合理的配慮等を通じ、国や各地方自治体における多様な障害者を代表する団体と積極的で、意義のある、効果的な協議を確保すること。
- (b). 優生思想及び非障害者優先主義に基づく考え方に対処する観点から、津久井やまゆり園事件を見直し、社会におけるこうした考え方の助長に対する法的責任を確保すること。
- (c). 障害者団体の緊密な関与により、司法及び裁判部門の専門家、政策決定者及び議員並びに教員、保健医療関係者、ソーシャルワーカー及びその他障害者に関わる専門家に対し、障害者の権利及び本条約上の締約国の義務に関する組織的な能力構築計画を提供すること。

委員会は、締約国が本条約の選択議定書を批准し、本条約第 23 条 4 に関する解釈宣言を撤回するよう奨励する。

【B. 個別の権利（第5-30条）・C. 具体的義務（第31-第33条）における他の勧告等：84項目】

平等及び無差別（第5条）：3項目

障害のある女子（第6条）：2項目

障害のある児童（第7条）：3項目

意識の向上（第8条）：2項目

施設及びサービス等の利用の容易さ（アクセシビリティ）（第9条）：2項目

生命に対する権利（第10条）：3項目

危険な状況及び人道上的緊急事態（第11条）：6項目

法律の前にひとしく認められる権利（第12条）：2項目

司法手続の利用の機会（第13条）：3項目

身体の自由及び安全（第14条）：3項目 *

拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由（第15条）：3項目

搾取、暴力及び虐待からの自由（第16条）：4項目

個人をそのままの状態に保護すること（第17条）：2項目

移動の自由及び国籍についての権利（第18条）：2項目

自立した生活及び地域社会への包容（第19条）：6項目 *

個人の移動を容易にすること（第20条）：2項目

表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会（第21条）：3項目

プライバシーの尊重（第22条）：1項目

家庭及び家族の尊重（第23条）：2項目

教育（第24条）：6項目 *

健康（第25条）：6項目

ハビリテーション（適応のための技能の取得）及びリハビリテーション（第26条）：2項目

労働及び雇用（第27条）：4項目

相当な生活水準及び社会的な保障（第28条）：3項目

政治的及び公的活動への参加（第29条）：2項目

文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加（第30条）：3項目

統計及び資料の収集（第31条）：1項目

国際協力（第32条）：2項目

国内における実施及び監視（第33条）：1項目

（注）第 14 条は求め（call upon）、第 19 条・第 24 条は要請（urge）、その他は勧告（recommend）となっている。

4 障害者の現状と問題点

(1) 障害者への理解促進と差別解消について

ア 啓発・広報活動の推進及び差別解消の推進について

県では、障害や障害者に関する県民の理解をより一層促進するため、法と条例の趣旨を踏まえ、障害を理由とした差別の禁止や合理的配慮の提供、手話を使用しやすい環境の整備などについて県民や事業者の理解が進むよう、相談窓口の設置や説明会・講習会の開催、様々なリーフレットの配布などを行ってきました。

しかし、障害や障害者に対する県民の理解が十分に進んでいるとはまだまだ言えません。

令和6年4月には、「障害者差別解消法」の改正により、社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供が民間事業者にも義務付けられます。

こうしたことを踏まえ、啓発・広報の取組をさらに積極的に進めていく必要があります。

イ 福祉教育の支援について

障害者と身近に接する機会のない子どもたちが、その多様性や意思尊重について学ぶ機会が保障されないことによって、障害や障害者に対する差別や偏見に結びついてしまう可能性があります。

このため、障害のある子とない子が共に学び合えるよう特別支援学校（支援籍）や特別支援学級との交流を進めるとともに「障害体験型」の福祉教育に加えて、障害当事者を講師とする福祉教育も積極的に進めていく必要があります。

ウ 権利擁護の取組の充実について

障害者への虐待件数は、養護者と施設職員による虐待の双方とも増加傾向にあります。また、令和6年4月からは精神科病院で虐待を発見した者から都道府県等への通報が義務化されます。

県としては、行政職員や施設職員に対する虐待防止研修を一層充実させる必要があります。また、精神科病院の入院患者への虐待が疑われる事案に対する指導監督を徹底する必要があります。

さらに、虐待の早期発見・早期対応ができるよう、埼玉県虐待通報ダイヤルを県民により普及させていく必要があります。

(2) 障害者の地域生活の充実と社会参加について

ア 地域生活の支援について

令和4年に障害者総合支援法が改正され、障害者が自らの希望する地域生活を実現

するための支援の充実に関する事項などが定められました。

また、精神保健福祉法が改正され、令和6年4月からは市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象となりました。

さらに、児童福祉法の改正により、令和6年4月からは児童発達支援センターが地域の障害児支援における中核的役割を担うことが明確化されました。

障害者が安心して地域生活をおくるためには、福祉、保健などの行政や事業者などの支援機関が連携し、一人ひとりの障害者に応じたサービスを提供していく必要があります。

福祉サービスを支える人材の不足やサービスの質の低下に伴う様々な問題も発生しており、福祉サービスを支える人材確保及び人材の育成が喫緊の課題となっています。

イ 日中活動の場の確保について

障害者の自立を促し、地域で充実した生活を送れるよう、日中活動の場を確保したり、障害児に対して療育を行うための場を確保することが重要となります。

県内では生活介護事業所や障害児通所支援事業所などが増えていますが、利用者の中には重度の障害がある方、医療的ケアを必要とする方、行動障害のある方、引きこもりの方も多く、支援が難しくなっています。

このため、これらの方への対応が可能な機能を持った事業所を増やしていく必要があります。

ウ 住まいの場の確保について

障害者が希望する場で生活できることが大切であり、中でも地域生活の場としてのグループホームの整備はますます重要となっています。

一方で、県内での地域的な偏在や職員の人材不足、サービスの質の低下の問題も顕在化しています。

このため、グループホームの整備を進めるとともに、職員の研修などを通じたサービスの質の向上が求められます。

また、重度障害者の受入れも可能なグループホームの整備も必要です。

エ コミュニケーション手段の確保について

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が令和4年5月に施行され、障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにすることや、日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにすること、障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにすることなどが定められました。

障害の有無にかかわらず、情報の入手や発信は全ての人にとって基本的人権の一つ

です。社会生活を営む上で情報のバリアフリー化は不可欠なものであり、障害の特性に応じた様々なコミュニケーション手段の確保が必要です。

「埼玉県手話言語条例」を踏まえ、手話を言語として扱うとともに、引き続き手話通訳者の養成及び派遣の推進、手話の普及啓発を進める必要があります。

また、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に進める必要があります。

オ 社会参加の支援について

障害者が地域で生活を送るためには、社会の一員として、経済、文化、娯楽など社会のあらゆる場面に自ら積極的に関わっていけるように支援していくことが必要です。

このため、パラスポーツを通じた障害者の社会参加を一層促進する必要があります。

また、障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進のため、芸術文化活動の裾野を広げ、優れた作品の発表機会を提供するなど、その才能を伸ばす環境づくりを支援することも重要な取組です。

(3) 障害者の就労について

ア 障害者の就労支援について

令和4年における本県の民間企業の障害者雇用率は、2.37%で法定雇用率(2.3%)を上回りました。

しかし、法定雇用率を達成している企業の割合は50%以下であり、まだまだ一般就労が十分に進んでいるとは言えません。

このため、就労を希望する障害者が身近な生活の場所で就労相談が受けられ、職場定着が図られるよう、「市町村障害者就労支援センター」や「障害者就業・生活支援センター」において地域のニーズに応じた支援体制を更に充実する必要があります。

令和4年の障害者雇用促進法の改正では、雇用の質の向上に向けた事業主の責務の明確化や障害者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進などが定められました。

これらを踏まえ、県としては、さらに、障害者の雇用拡大や活躍推進に努める必要があります。

イ 障害者の職場定着について

令和6年4月に民間企業の法定雇用率が2.5%に引き上げられ、令和8年7月には2.7%に引き上げられることなどから、障害者の働く場は今後も拡大することが見込まれます。

障害の種別や程度、特性、本人の希望などに対応した丁寧なマッチング支援と、就労後も離職することのないように職場環境の整備が必要です。

ウ 工賃水準について

本県では、埼玉県工賃向上計画の推進や、平成25年度からの障害者優先調達推進法の施行に伴う埼玉県障害者優先調達方針の策定などの取組を行っていますが、飛躍的な工賃水準向上には及ばない現状もあります。

このため、工賃水準の向上にあたっては、行政や就労継続支援事業所のみならず、企業や一般県民の理解と協力が必要です。

エ 多様な働き方の支援について

福祉施設を利用しながら柔軟に様々な職場を経験し、多様な働き方を模索できる取組が必要です。

令和4年の障害者総合支援法の改正では、障害者が自らの希望する就労を実現するための支援の充実に関する事項などが定められました。

意欲はあるものの体力的に長時間労働の難しい障害者がそれぞれの希望や特性等にに応じて働き方を自ら選べるよう、短時間労働やテレワークも働き方の選択肢の一つとして確保される必要があります。

県庁内福祉の店「かっぽ」は、障害者が働く場であると同時に県庁各課での職場参加の足掛かりの場でもあり、ここでの経験を社会に広げていく発信拠点として充実が望まれます。

オ 重度障害者の就労支援について

常時介護が必要な重度障害者を雇用した場合に利用できる助成制度の活用を促進するため、企業に制度の周知を図る必要があります。

また、市町村事業である雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業の実施を促進し、重度障害者の就労を支援する必要があります。

(4) 障害者の教育について

ア インクルーシブ教育システムの構築について

平成25年の学校教育法施行令の改正により、一定の障害のある子どもは特別支援学校に就学するという従来の原則が見直され、障害の状態や教育的ニーズ、本人・保護者の意見など総合的な観点から決定されることになりました。

本県では、障害の重い児童生徒も通常の学級で共に学んでいる実態があり、さらに平成16年度から障害のある児童生徒が在籍する学校又は学級以外で、必要な学習活動を行うための仕組みである支援籍学習を推進しています。

また、教科学習への参加が難しい場合には、行事や休み時間を一緒に過ごすという取組も行われています。

令和4年9月の国連の障害者の権利に関する委員会の総括所見では、全ての障害のある子どもに対して通常の学校を利用する機会の確保等を要請しています。

引き続き、支援籍学習を含め障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習を積極的に推進するとともに、障害のある子ども一人ひとりに合わせた合理的配慮に基づく支援を提供する必要があります。

イ ライフステージに応じた支援について

障害のある児童生徒の保護者は、自身の子どもの障害の理解や教育について様々な場面で、様々な悩みを抱え、その解決の場を求めています。

地域の学校で共に学ぶことを基本として様々な選択肢が保障されていること、その中から一人ひとりに合った学びの場を選択できることが重要です。

そのために十分な情報提供がされるような相談支援が求められており、同時に相談担当者の専門性も高める必要があります。

さらに、特別な指導が必要な児童及びその保護者に対し、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援が提供されることが必要です。

ウ 教育環境の更なる充実について

バリアフリー法の改正により、令和3年4月から新設の公立小中学校のバリアフリー化が義務づけられました。障害のある児童生徒が支障なく学校生活を送るためには、既存の学校も障害の種類や程度に応じたきめ細かな配慮をする必要があります。

また、近年、学齢児童生徒の総人口は減少しているにも関わらず、全国的に特別支援学校の児童生徒数は増加傾向が続いており、本県でも都市部を中心に、施設の受入規模を超える児童生徒が通学している特別支援学校もあります。

県では「埼玉県特別支援教育推進計画」に基づき特別支援学校の環境整備に取り組んでいます。引き続き、特別支援学校の校舎の増築など、更なる環境の整備が必要です。

(5) 障害者の安心・安全な暮らしについて

ア 療育体制の充実について

障害のある子どももいない子どもも地域で共に暮せる環境を整備するとともに、適応障害などの二次障害を防ぐために、早期に障害を発見し専門的療育を受けることや、親の早期理解を支えるための体制の充実が重要です。

発達障害児の支援に関しては、相談支援体制の充実や発達障害を正しく理解し適切な支援ができる人材の育成が必要であるとともに、親への支援のため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制が必要です。

また、難聴は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、より有効に音声言語の発達や手話言語の習得につながることから、難聴児に対する早期支援の取組が極めて重要であり、その一層の推進が求められています。

イ 保健・医療サービスの充実について

身近な医療機関で適切な医療サービスが受けられる環境整備が求められています。本県には障害を専門とする医療機関がまだまだ少ない現状にあります。

難病患者の実態把握や医療支援、発達障害者や高次脳機能障害者の支援などの課題を解決していくために、行政や医療機関及び当事者団体などが連携していくことが求められています。

また、精神障害者の地域移行を進めるとともに、精神障害者とその家族等を支えていくため、各地域における保健・医療・福祉の関係機関による連携体制の構築やピアサポーターの活用、多職種による訪問型の支援が求められています。

さらに、医療的ケア児支援法が令和3年9月に施行され、医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援していく必要があります。

重症心身障害児については、受入医療機関が少なく、急病の際の受入態勢の充実を求める声が高まっています。

ウ 福祉のまちづくりについて

バリアフリー法ではユニバーサル社会の実現を目指すこととされていますが、現状では、障害のない人など本来必要としない人が障害者などのための駐車区画に駐車してしまうなど、まだまだ地域の理解が不足しているのが現状です。ハードはもとより心のバリアフリーの実現に向けて取組を進めていく必要があります。

また、駅のバリアフリー化と併せて、利用する全ての人に配慮したホームドアなどの設置が一層進むよう、引き続き鉄道事業者等への働きかけが必要です。

さらに、令和5年11月に埼玉県福祉のまちづくり条例が改正施行され、障害者などのための駐車区画の適正利用を推進するため、埼玉県思いやり駐車場制度が開始されました。制度の県民への周知や協力施設の拡大を図っていく必要があります。

エ 安全な暮らしの確保について

障害者が安心して地域で生活していくためには、防災や防犯の対策を積極的に進めていく必要があります。

東日本大震災や近年増加している大型台風を教訓として、福祉避難所の整備や避難行動要支援者名簿に基づく個別計画の策定がより強く求められており、避難所における障害者の支援体制をいかに構築していくかが課題です。

また、災害時の情報提供については、聴覚障害者に配慮した音声情報以外の手法についての検討も求められています。

さらに、新型コロナウイルス感染症などの感染症が流行した際には、マスクや備品などの欠品や障害者施設でのクラスターの発生などが危惧されます。常日頃からの情報周知や備蓄、医療体制の確保などの感染症対策が必要です。

第3章 取り組むべき課題

1 障害者への理解促進と差別解消

「障害者差別解消法」が改正され、令和6年4月から民間事業者にも合理的配慮の提供が義務化されました。県では、これまでも同法の趣旨・内容等に関して普及啓発に取り組んでまいりましたが、障害者や障害者差別に関する県民や事業者の理解は十分とは言えない状況にあります。

障害を理由とした差別をなくし、障害のある人もない人も分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重しながら、地域の中で共に手を取り合って暮らせる共生社会を実現する必要があります。

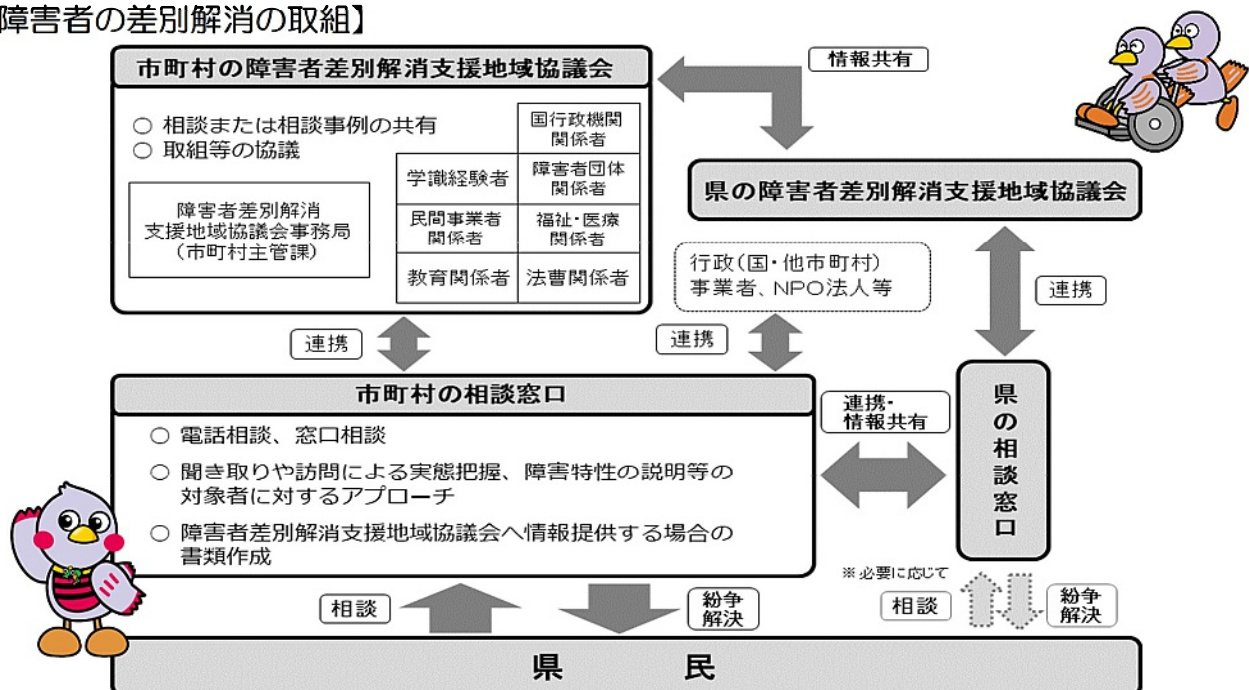
そのために、障害に対する正しい理解、障害者への不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について引き続き普及啓発を進める必要があります。

また、障害者や家族からの相談支援体制を確保するなど障害者の権利擁護や虐待の防止の取組も引き続き進めていく必要があります。

【対応の方向と主な取組】

- 普及啓発活動の推進
 - ・ 障害や社会的障壁に対する正しい理解、合理的配慮の提供などについて普及啓発
- 福祉教育の推進
 - ・ 障害当事者による講師等の情報を提供する仕組みの運用
- 差別解消及び権利擁護の推進
 - ・ 障害を理由とする差別に関する紛争防止や解決する体制の整備
- 虐待の防止
 - ・ 障害者福祉施設の管理者や職員、学校、医療機関、保育所等の関係者などに対する虐待防止研修への受講の促進
 - ・ 精神科病院における精神障害者への虐待について指導監督を徹底

【障害者の差別解消の取組】



2 障害者の地域生活の充実・社会参加の支援

障害者が地域の中で共に安心して自立した暮らしが送れるように、相談支援体制の整備、日中活動の場や住まいの場の確保、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通手段の確保などを進める必要があります。

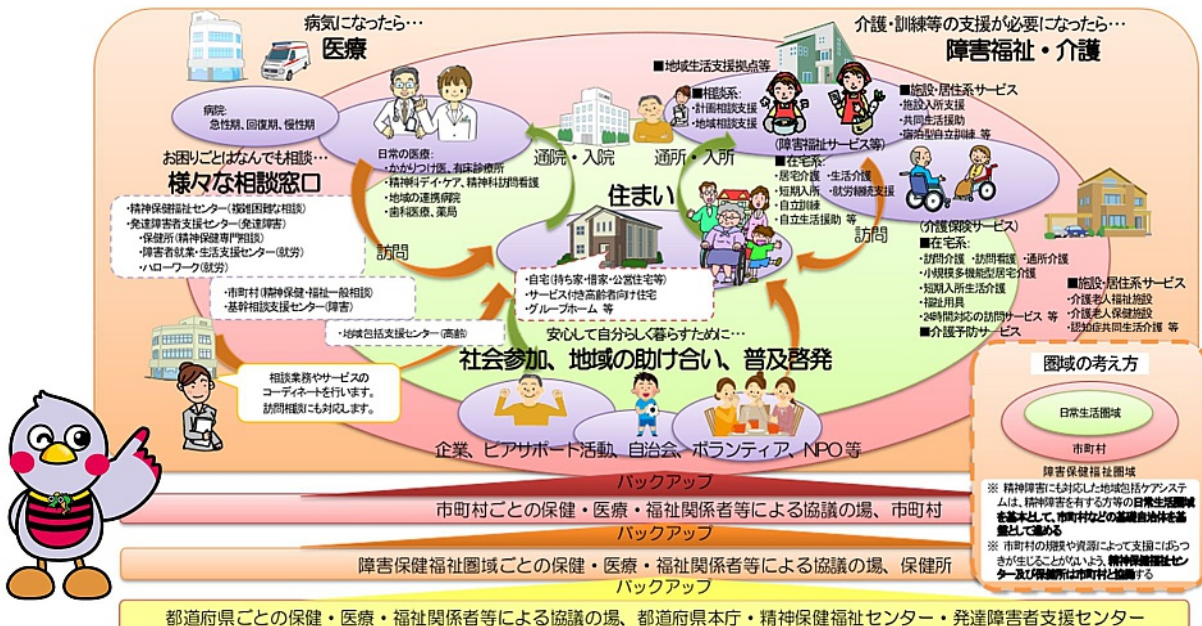
また、障害福祉サービス等の質に関して問題となるケースもあり、質の向上を進める必要があります。

さらに、障害者が生涯を通じて社会の一員として、経済、芸術文化、スポーツなど社会のあらゆる場面に自ら積極的に関わっていけるように支援する必要があります。

【対応の方向と主な取組】

- 地域の暮らしや福祉サービスの利用について相談に応じる体制の整備
- 障害者支援施設や精神科病院から地域生活へ移行した障害者等の支援
- 児童発達支援センターを中核とした発達支援の体制整備
- 医療的ケアが必要な障害児に対する総合的支援体制の構築
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 障害者の日中活動の場の確保及びサービスの充実
 - ・ 障害福祉サービス事業所や障害児通所支援事業所、地域活動支援センターなどの整備及び運営を支援
- 住まいの場の確保
 - ・ 重度障害者の地域移行に対応可能なグループホームの整備
- グループホームをはじめとする障害福祉サービス等の質の向上のための取組の強化
- コミュニケーション手段の確保及び充実
 - ・ 情報の取得利用及び円滑な意思疎通に関する普及啓発などの推進
 - ・ 手話通訳者、要約筆記者などの確保及び養成
- 障害者の芸術文化活動やパラスポーツの振興

【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築】



3 障害者の就労支援

障害者が地域で自立した生活が送れるよう、就労移行支援事業などの推進により障害者の一般就労への移行を進める必要があります。

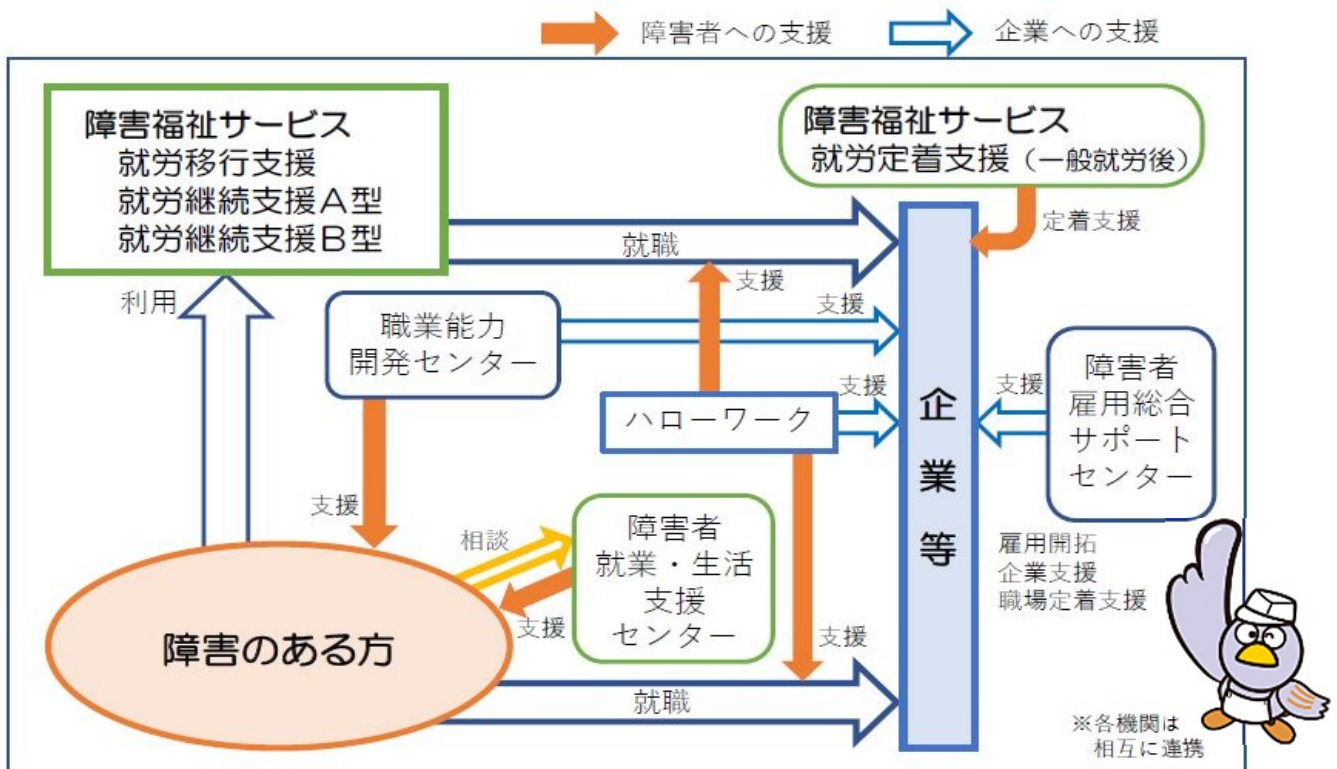
また、障害者が適性に応じて能力を発揮できる職に就き、安心して働き続けられるよう職場への定着支援が必要です。

さらに、障害者の多様な働き方の支援や重度障害者の就労支援、工賃の向上に取り組む必要があります。

【対応の方向と主な取組】

- 企業に対する障害者雇用の支援
 - ・ 埼玉県障害者雇用総合サポートセンターの運営により、企業に対する雇用から職場定着までの具体的な提案や助言を行い、企業の障害者雇用を支援
- 就労移行支援事業所、就労継続支援事業所による一般就労と職場定着の取組を支援
- 就労先や働き方でより良い選択ができるよう就労選択支援事業所の運営を支援
- 障害者就労施設などからの物品及び役務の調達の推進
- 就労継続支援B型事業所などにおける職場参加や工賃向上
- 短時間勤務など障害者の多様な働き方の支援
- 重度障害者の就労支援
- 職業訓練、教育の充実
 - ・ 就職に必要な知識、技術を習得する職業訓練の場の提供
 - ・ 特別支援学校高等部生徒の一般就労の支援

【障害者就労の体制】



4 共に育ち、共に学ぶ教育の推進

障害の有無にかかわらず全ての子どもが共に学ぶ環境を整備し、一人ひとりの状況に応じた教育を行うことが必要です。

また、特別な教育的支援を必要とする子どもについては、卒業後の自立を見据えて早期から支援すると共に、一人ひとりの教育的ニーズに応じた合理的配慮を提供し、必要な支援を行う必要があります。

さらに、教育機関のバリアフリー化など、学習環境の整備も進めていかなければなりません。

【対応の方向と主な取組】

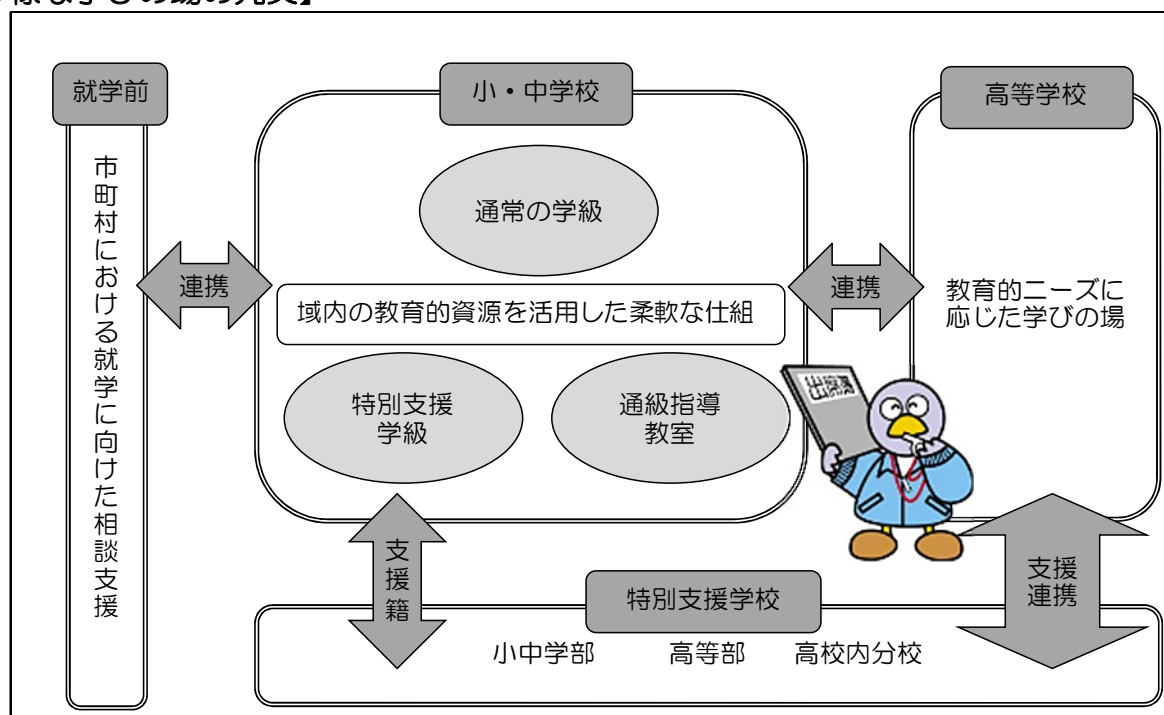
○ 障害のある児童生徒の教育の充実

- ・ 特別な教育的支援を必要とする児童生徒の教育の充実及び障害のある児童生徒とない児童生徒が共に学ぶ教育の充実
- ・ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校と特別支援学校や特別支援学級の障害のある児童生徒との交流及び共同学習や支援籍学習の推進
- ・ 教職員が児童生徒一人ひとりの障害の特性に応じた合理的配慮に基づく支援を行うための研修の充実
- ・ 発達障害に対する教職員の理解を深める研修の実施
- ・ 教員に対する特別支援学校教諭免許状の取得機会の付与
- ・ 高等学校におけるバリアフリー化の推進
- ・ 視覚障害や発達障害等、読字に困難がある児童生徒の読書の機会の充実

○ 自立する力の育成

- ・ 特別支援学校高等部における職業教育及び進路指導の充実

【多様な学びの場の充実】



5 安心・安全な環境整備の推進

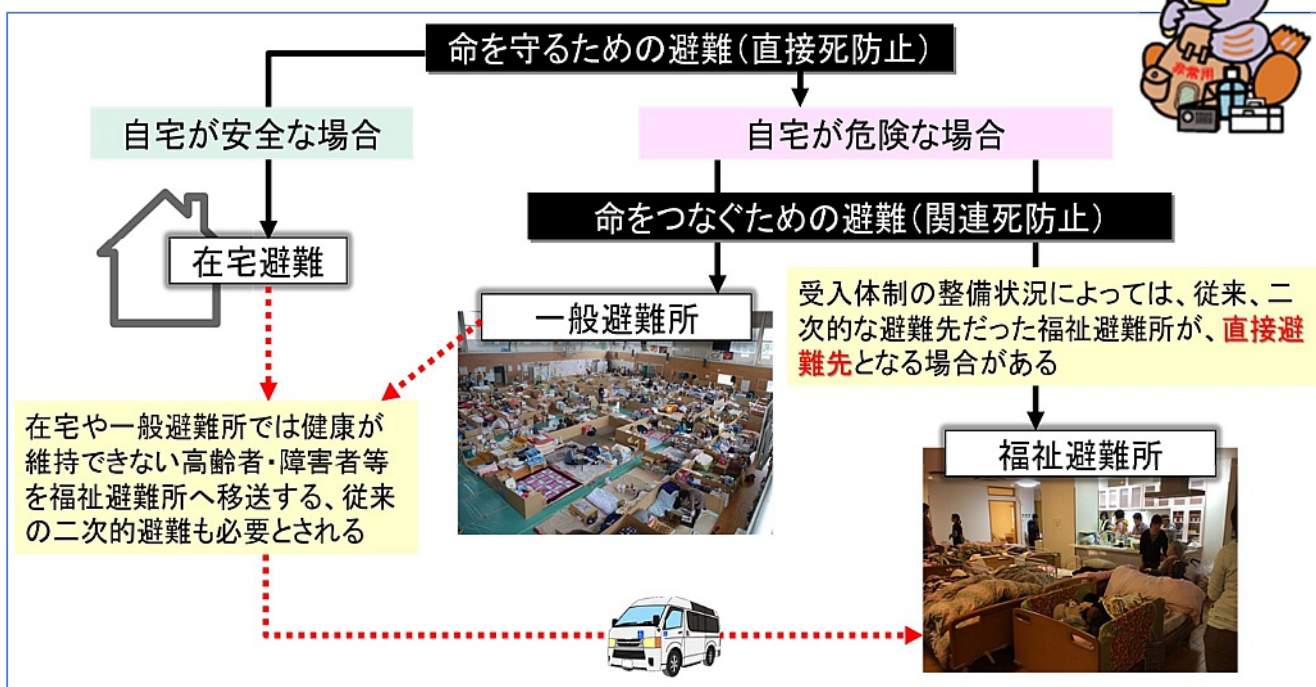
障害者が地域で安心して生活していくためには、療育体制や保健・医療サービスの充実を図るとともに福祉のまちづくりを推進する必要があります。

また、平成23年に発生した東日本大震災や令和元年に発生した東日本台風、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症流行の教訓を踏まえ、非常時における防災・避難体制の整備や感染症対策を推進していく必要があります。

【対応の方向と主な取組】

- 難聴児の早期支援・早期療育の推進
- 発達障害総合支援センターを核とした人材育成、ペアレントプログラム等の普及促進
- 障害者や高齢者など、誰もが利用しやすい環境の整備
 - ・ 公共施設、道路、公共交通機関などにおける環境整備の推進
 - ・ 車椅子利用者用駐車区画や優先駐車区画の適正利用の推進
 - ・ 視覚障害者、聴覚障害者など情報伝達が困難な人の特徴に配慮した情報提供
- 災害発生時の適切な避難誘導を行うための、障害者等の所在など必要な事項の把握
 - ・ 避難行動要支援者名簿の作成、要配慮者マップ、個別避難計画の作成
- 障害者に配慮した福祉避難所の整備・運営
 - ・ 社会福祉施設との協定の締結、障害の種別に応じた設備などの準備支援
 - ・ 福祉避難所の開設・運営訓練の実施支援
- 感染症対策の充実
 - ・ 市町村及び関係団体と連携した感染症発生時の支援・応援体制の構築

【災害時要配慮者の避難の流れ】



第4章 施策体系

大柱	中柱	小柱
I 理解を深め、 権利を護る	1 相互理解の強化	(1) 啓発・広報活動の推進 (2) 福祉教育・地域交流の支援
	2 差別解消の推進	同左
	3 権利擁護の取組の 充実	(1) 権利擁護の推進 (2) 虐待の防止 (3) 権利行使の支援 (4) 障害当事者の参加
II 地域生活を充実し、 社会参加を支援する	1 地域生活支援体制の 充実	(1) 相談支援体制などの充実 (2) サービス提供体制の充実 (3) 福祉を支える人材の確保及び人材の育成・研修の充実 (4) 市町村における計画推進の支援 (5) ボランティア・NPO活動などへの支援
	2 日中活動の場の確保	(1) 日中活動系サービスの確保・充実 (2) サービスの質の向上
	3 住まいの場の確保	(1) 施設入所支援の機能充実とサービスの質の向上 (2) グループホームなどの確保・充実 (3) 住宅の整備など
	4 コミュニケーションの 支援	(1) コミュニケーション手段の充実 (2) 情報バリアフリー化の推進・情報提供の充実 (3) 手話を使いやすい環境の整備 (4) 視覚障害者等の読書環境の整備
	5 社会参加の支援	(1) 交流・ふれあいの機会や多様な学習機会の拡大 (2) 外出や移動の支援 (3) 芸術文化活動の振興 (4) パラスポーツの振興
III 就労を進める	1 就労に向けた支援	(1) 雇用の場の創出 (2) 就労と職場定着の支援 (3) 多様な働き方の支援 (4) 重度障害者の就労支援
	2 職業訓練の充実	(1) 職業訓練体制の整備・充実 (2) 職業教育の実施

大柱	中柱	小柱
IV 共に育ち、共に学ぶ 教育を推進する	1 障害のある児童生徒の 教育の充実	(1) インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進 (2) 教職員等の資質の向上 (3) 相談体制、交流及び共同学習の充実 (4) 学校施設の整備
	2 自立する力の育成	(1) 高等部教育の充実 (2) 高等教育を受けられやすくするための環境整備
V 安心・安全な環境を つくる	1 療育体制の充実	(1) 地域療育・相談体制などの整備 (2) 発達障害児（者）支援の充実 (3) 難聴児の早期支援の充実
	2 保健・医療サービスの 充実	(1) 健康づくりの推進 (2) 難病患者支援の充実 (3) 保健・医療体制の充実 (4) 公費負担医療制度の充実
	3 福祉のまちづくりの 推進	(1) まちづくりの総合的推進 (2) 公共施設などの整備 (3) 道路環境の整備 (4) 公共交通機関の整備
	4 安全な暮らしの確保	(1) 防災対策の充実 (2) 防犯対策の充実 (3) 感染症対策の充実

第5章 施策の展開

I 理解を深め、権利を護る

1 相互理解の強化

(1) 啓発・広報活動の推進

施策番号	施策の内容	担当課
1	障害や障害者等に関する理解を促進するため、県の広報媒体などによる啓発事業の広報を推進します。	広報課 障害者福祉推進課
2	障害や障害者等に関する正しい知識の普及に努め、障害や障害者等に対する誤解や偏見、無理解を解消し、一層の理解を推進します。	人権・男女共同参画課 障害者福祉推進課
3	ノーマライゼーションの理念の普及啓発を図るため、「障害者週間」を中心に、障害者団体や市町村などと連携を図りながら啓発の取組を推進します。	障害者福祉推進課
4	障害者やその家族からの相談対応やノーマライゼーションの理念の啓発などを行う団体の活動を助成することで、相談支援への充実や県民への情報発信など障害者の福祉向上を推進します。	障害者福祉推進課
5	身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を伴った障害者への県民の理解を深めるとともに、宿泊施設、飲食店などの利用拒否がなくなるよう啓発を推進します。	障害者福祉推進課 食品安全課
6	義足・人工関節を使用している方や内部障害・難病の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としていることを示す「ヘルプマーク」をはじめ、障害者に関するマークの普及啓発を推進します。	障害者福祉推進課
7	ケアラーに関する理解を促進するため、普及・啓発活動を推進します。	地域包括ケア課
8 【新】	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、情報の取得利用及び円滑な意思疎通の重要性や、障害の種別や程度に応じたコミュニケーション方法について、県の広報媒体等で普及啓発を図ります。（再掲 125）	障害者福祉推進課

(2) 福祉教育・地域交流の支援

施策番号	施策の内容	担当課
9	障害の有無や年齢に関わらず、住民の誰もが住み慣れた地域で、安心して、その人らしい生活が送れるよう地域全体で支え合うため、学校・家庭・地域の連携を深め、児童生徒をはじめ地域の全ての人に対して心豊かな福祉意識の啓発や福祉活動への参加を支援し、「参加型福祉社会」の実現を目指します。	福祉政策課 高校教育指導課 義務教育指導課
10	障害者団体などが行う障害者と地域の人と共に活動する取組を支援し、共に生きる社会づくりを推進します。	障害者福祉推進課
11	特別支援学校と地域の小・中学校等、高校との交流及び共同学習や校外行事活動時の地域施設の利用、支援籍学習を通して共に生きる社会づくりを推進します。	特別支援教育課 義務教育指導課 高校教育指導課
12	福祉教育や社会教育の場で、障害当事者による授業や講演等を促進するため、講師等の情報を提供する「彩の国いろどりライブラリー」を運用します。(再掲 168)	障害者福祉推進課

2 差別解消の推進

施策番号	施策の内容	担当課
13	埼玉県共生社会づくり条例に基づき、障害を理由とする差別に関する相談事例の共有や差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、障害者差別解消支援地域協議会を運営するとともに市町村の運営を支援します。	障害者福祉推進課
14	障害者権利条約の批准及びそれに向けて整備された障害者差別解消法、同法の改正などを踏まえ、障害者に対する不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供などについて、民間事業者等に対して普及啓発を推進します。	障害者福祉推進課
15	障害を理由とした差別に関する相談及び紛争の防止などの体制を整備し、障害者への差別解消を推進します。	障害者福祉推進課
16	障害のある人もない人も共に生きる社会づくりを推進するため、市町村職員向けの研修会を実施します。	障害者福祉推進課
17 【新】	市町村及び事業者による障害者に対する差別解消の取組を支援するため、権利擁護センターにおいて、障害者への差別及びその解消のための取組の情報を収集、整理し、関係機関へ情報提供します。	障害者福祉推進課

18	民間事業者と協力して、障害者や高齢者などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の供給を促進するとともに、あんしん賃貸住まいサポート店などの情報を提供します。	住宅課				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">数値目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あんしん賃貸住まいサポート店による住宅確保要配慮者の成約件数</td> <td>【令和6年度】 1,200件</td> <td>【令和8年度】 ⇒ 1,300件</td> </tr> </tbody> </table>		項目	数値目標		あんしん賃貸住まいサポート店による住宅確保要配慮者の成約件数
項目	数値目標					
あんしん賃貸住まいサポート店による住宅確保要配慮者の成約件数	【令和6年度】 1,200件	【令和8年度】 ⇒ 1,300件				

3 権利擁護の取組の充実

(1) 権利擁護の推進

施策番号	施策の内容	担当課
19	福祉サービスに対する苦情解決制度の充実と周知に努め、利用者が権利として適切なサービスを受けられるよう支援します。	社会福祉課
20	成年後見制度の周知・普及や市町村長による成年後見申立て、市民後見人の育成や法人後見推進などの市町村の取組を支援します。	地域包括ケア課 障害者支援課
21	成年後見制度の利用を促進するため、市町村における中核機関の設置を促進します。また、市町村成年後見制度利用促進基本計画の策定を促進します。	地域包括ケア課
22	判断能力が十分ではない認知症高齢者や知的障害者・精神障害者が市町村社会福祉協議会と契約し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う日常生活自立支援事業(あんしんサポートねっと)の利用を支援します。	地域包括ケア課 障害者支援課
23	認知症高齢者や障害者が安心して日常生活を送ることができるよう、その権利を擁護し、権利行使を援助する障害者権利擁護センターを支援します。また、障害者団体などと連携して、権利擁護に関する啓発や同センターの周知を図ります。	地域包括ケア課 障害者支援課 障害者福祉推進課
24	各種資格の取得や施設・サービスの利用などにおいて、障害者であるとの事由のみをもって対象から排除している「欠格事由」の条項について点検を行い、障害者の人権の確保を図ります。	障害者福祉推進課

25	障害者に対する虐待防止や早期発見、迅速な対応を図るため、市町村職員や関係機関の従事者に対する虐待防止・権利擁護研修を行います。研修の実施に当たっては、障害者福祉施設の管理者や職員に対する受講の促進を図るとともに、受講対象者を学校、医療機関、保育所等の関係者にまで広げます。また、研修内容の充実と研修を受講しやすくなるような環境づくりに努めます。 (再掲 29)	障害者支援課
26	精神科病院に対する実地指導を徹底することなどにより、患者本位の治療や患者の人権を確保するとともに患者処遇の向上を図ります。(再掲 318)	障害者福祉推進課 疾病対策課
27	旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律に基づき、旧優生保護法に基づく強制不妊手術を受けた方に対し、一時金支給についての周知及び相談支援に努めます。	健康長寿課

(2) 虐待の防止

施策番号	施策の内容	担当課
28	埼玉県虐待禁止条例に基づき、障害者等に対する虐待の禁止、虐待の防止、早期発見などについて、市町村・関係団体と連携し、虐待防止等の取組、啓発活動、通報・届出及び相談の環境の整備、情報の共有、虐待を受けた障害者に対する援助、養護者に対する支援、人材の育成、重大な被害を及ぼした虐待事例の検証などに取り組みます。	福祉政策課他関係課 障害者支援課
29	障害者に対する虐待防止や早期発見、迅速な対応を図るため、市町村職員や関係機関の従事者に対する虐待防止・権利擁護研修を行います。研修の実施に当たっては、障害者福祉施設の管理者や職員に対する受講の促進を図るとともに、受講対象者を学校、医療機関、保育所等の関係者にまで広げます。また、研修内容の充実と研修を受講しやすくなるような環境づくりに努めます。 (再掲 25)	障害者支援課
30	虐待の早期発見のため、誰もが通報しやすい環境と、虐待を受けた障害者が届出・相談しやすい環境を整えます。	福祉政策課他関係課
31	障害者虐待の防止及び養護者に対する支援のため、障害者権利擁護センターにおいて、相談、情報提供、関係機関との連絡調整などを行います。	障害者支援課

32	障害福祉サービス事業者における、虐待防止等のための責任者の設置、虐待防止委員会の設置及び従業者への研修実施の促進を図ります。	障害者支援課
33 【新】	精神科病院に対し、精神障害者への虐待防止に必要な措置を講ずるよう指導監督を徹底するとともに、障害者虐待に係る通報等があり、必要があると認めるときは、報告徴収や立入検査を行います。	疾病対策課

(3) 権利行使の支援

施策番号	施策の内容	担当課
34	投票所において障害者が投票しやすい環境づくりが進められるよう市町村に働き掛けます。また、選挙公報において障害の特性に応じた情報取得ができるよう市町村に働き掛けます。	市町村課

(4) 障害当事者の参加

施策番号	施策の内容	担当課
35	障害者施策の着実な推進のために、埼玉県障害者施策推進協議会をはじめとした様々な場面で、障害者が参加する機会を設けます。	障害者福祉推進課

Ⅱ 地域生活を充実し、社会参加を支援する

1 地域生活支援体制の充実

(1) 相談支援体制などの充実

施策番号	施策の内容	担当課
36	障害者（児）とその家族に対する相談支援の充実を図るため、福祉事務所、児童相談所、保健所、更生相談所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター、高次脳機能障害者支援センターなどの専門機関としての機能の充実を図り、各種相談事業を推進します。また、消費生活支援センターにおいて消費生活に関する情報提供や消費生活相談を実施します。（再掲 261）	消費生活課 障害者福祉推進課 こども安全課
37	包括的な相談支援体制の整備に取り組む市町村に対し、アドバイザーの派遣、先進事例の紹介、市町村職員等への研修などを行います。（再掲 79）	地域包括ケア課
38	重層的支援体制整備事業に取り組む市町村に対し、アドバイザーの派遣、先進事例の紹介、市町村職員等への研修などを行います。（再掲 80）	地域包括ケア課
39	発達障害総合支援センターを拠点として、発達障害について正しく理解し適切に支援できる人材の育成、親支援の普及促進、地域支援マネージャーによる市町村や地域の支援機関への助言・支援を行います。また、身近な地域で専門的な支援ができる人材や機関を増やし、支援体制の充実を図ります。（再掲 262）	障害者福祉推進課
40	発達障害児（者）が、乳幼児期から成人期に至るまで一貫した支援を受けられ、様々な生活場面で障害の特性を適切に理解してもらうため、「サポート手帳」の普及を図ります。（再掲 270）	障害者福祉推進課
41	障害者の多様な相談に応じて、その自立と社会参加を支援するため、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員などの研修内容を充実し、その資質の向上を図ります。また、様々な障害ごとに当事者やその家族などによるピア・カウンセリングも含めた身近な相談体制を充実します。	社会福祉課 障害者福祉推進課
42	高次脳機能障害者（児）及びその家族が、身近な地域で適切な支援が受けられるよう、総合リハビリテーションセンターに設置した高次脳機能障害者支援センターを核として、市町村、相談支援事業所、医療機関などと連携を密にし、支援のネットワークを構築します。（再掲 308）	障害者福祉推進課


43 【新】	子どもの高次脳機能障害について、障害児とその家族、関係団体などとの意見交換を通じて支援ニーズを把握するとともに、研修等により普及啓発を行います。(再掲 310)	障害者福祉推進課				
44	強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者(児)に対して、支援ニーズを把握し、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。(再掲 311)	障害者支援課 障害者福祉推進課				
45	アルコール、薬物及びギャンブルをはじめとする依存症対策を推進します。(再掲 298・312)	疾病対策課				
46	障害者や高齢者の様々な状況に応じたリハビリテーションサービスがより身近な地域で適切に提供されるよう、総合リハビリテーションセンターや医療機関を中心とする支援体制を整備し、地域リハビリテーションの効果的な推進を図ります。(再掲 302)	地域包括ケア課				
47	<p>市町村の障害者相談支援事業の実施を支援し、様々な福祉サービスの利用や自立のための相談体制を充実します。このため、市町村相談支援体制の中核的役割を担う協議会(市町村が設置する障害者総合支援法上の「協議会」)における専門部会の設置や個別事例の検討等を通じた支援体制の整備、基幹相談支援センターの設置、入所施設から地域生活への移行支援など、障害者とその家族のニーズにきめ細かく対応できるような体制づくりを支援します。また、市町村の相談支援体制を支える市町村職員や相談支援従事者などへの研修も推進します。(再掲 272)</p> <table border="1" data-bbox="236 1263 1155 1473"> <thead> <tr> <th data-bbox="236 1263 600 1312">項 目</th> <th data-bbox="608 1263 1155 1312">数値目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="236 1317 600 1473">相談支援体制の充実・強化等を実施するために基幹相談支援センター等を設置する市町村数</td> <td data-bbox="608 1317 1155 1473">【令和4年度末】 49市町村 ⇒ 【令和8年度末】 各市町村又は各圏域 に1箇所以上</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	数値目標	相談支援体制の充実・強化等を実施するために基幹相談支援センター等を設置する市町村数	【令和4年度末】 49市町村 ⇒ 【令和8年度末】 各市町村又は各圏域 に1箇所以上	障害者支援課
項 目	数値目標					
相談支援体制の充実・強化等を実施するために基幹相談支援センター等を設置する市町村数	【令和4年度末】 49市町村 ⇒ 【令和8年度末】 各市町村又は各圏域 に1箇所以上					
48	<p>地域生活支援拠点等を市町村又は各圏域に少なくとも一つ整備し、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制と緊急時の連絡体制の構築を進めることや、機能の充実のため年1回以上の運用状況の検証及び検討をするよう各市町村に働きかけます。また、地域生活支援拠点等を活用し、各市町村や圏域で人材育成に取り組みます。</p> <table border="1" data-bbox="236 1792 1155 1953"> <thead> <tr> <th data-bbox="236 1792 600 1841">項 目</th> <th data-bbox="608 1792 1155 1841">数値目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="236 1845 600 1953">地域生活支援拠点等の設置市町村数</td> <td data-bbox="608 1845 1155 1953">【令和4年度末】 36市町 ⇒ 【令和8年度末】 各市町村又は各圏域 に1箇所以上</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	数値目標	地域生活支援拠点等の設置市町村数	【令和4年度末】 36市町 ⇒ 【令和8年度末】 各市町村又は各圏域 に1箇所以上	障害者支援課
項 目	数値目標					
地域生活支援拠点等の設置市町村数	【令和4年度末】 36市町 ⇒ 【令和8年度末】 各市町村又は各圏域 に1箇所以上					

49	<p>障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的な機能の強化を図るとともに、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する中核的な支援施設として児童発達支援センターが設置されるよう市町村に働き掛けます。</p> <table border="1" data-bbox="236 387 1153 555"> <thead> <tr> <th data-bbox="236 387 600 439">項 目</th> <th colspan="2" data-bbox="600 387 1153 439">数値目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="236 439 600 555">児童発達支援センターの設置数</td> <td data-bbox="600 439 798 555">【令和4年度末】 36市町 39箇所</td> <td data-bbox="798 439 1153 555">【令和8年度末】 ⇒ 各市町村又は各圏域 に1箇所以上</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	数値目標		児童発達支援センターの設置数	【令和4年度末】 36市町 39箇所	【令和8年度末】 ⇒ 各市町村又は各圏域 に1箇所以上	障害者支援課
項 目	数値目標							
児童発達支援センターの設置数	【令和4年度末】 36市町 39箇所	【令和8年度末】 ⇒ 各市町村又は各圏域 に1箇所以上						
50 【新】	<p>専門的な相談や情報提供及び関係機関等との連絡調整などを行う医療的ケア児等支援センターを運営し、医療的ケアを必要とする障害児等とその家族が地域で安心して生活できるよう支援します。</p> <table border="1" data-bbox="236 763 1153 931"> <thead> <tr> <th data-bbox="236 763 600 815">項 目</th> <th colspan="2" data-bbox="600 763 1153 815">数値目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="236 815 600 931">医療的ケア児支援センターに配置する医療的ケア児等コーディネーター数</td> <td data-bbox="600 815 798 931">新規施策</td> <td data-bbox="798 815 1153 931">【令和8年度末】 ⇒ 各センター一人以上</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	数値目標		医療的ケア児支援センターに配置する医療的ケア児等コーディネーター数	新規施策	【令和8年度末】 ⇒ 各センター一人以上	障害者支援課
項 目	数値目標							
医療的ケア児支援センターに配置する医療的ケア児等コーディネーター数	新規施策	【令和8年度末】 ⇒ 各センター一人以上						
51	<p>医療的ケアが必要な障害児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携を図るための協議の場を設置し、支援体制を構築します。</p> <table border="1" data-bbox="236 1099 1153 1312"> <thead> <tr> <th data-bbox="236 1099 600 1151">項 目</th> <th colspan="2" data-bbox="600 1099 1153 1151">数値目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="236 1151 600 1312">医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう関係機関等が連携を図るための協議の場を設置</td> <td data-bbox="600 1151 798 1312">【令和4年度末】 46市町</td> <td data-bbox="798 1151 1153 1312">【令和8年度末】 ⇒ 県、各市町村又は各圏域に設置</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	数値目標		医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう関係機関等が連携を図るための協議の場を設置	【令和4年度末】 46市町	【令和8年度末】 ⇒ 県、各市町村又は各圏域に設置	障害者支援課
項 目	数値目標							
医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう関係機関等が連携を図るための協議の場を設置	【令和4年度末】 46市町	【令和8年度末】 ⇒ 県、各市町村又は各圏域に設置						
52	<p>医療的ケアが必要な障害児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターの養成研修を行い、市町村に配置されるよう働き掛けます。</p> <table border="1" data-bbox="236 1480 1153 1671"> <thead> <tr> <th data-bbox="236 1480 600 1532">項 目</th> <th colspan="2" data-bbox="600 1480 1153 1532">数値目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="236 1532 600 1671">市町村に配置する医療的ケア児等コーディネーター数</td> <td data-bbox="600 1532 798 1671">【令和4年度末】 52市町 129人</td> <td data-bbox="798 1532 1153 1671">【令和8年度末】 ⇒ 各市町村又は各圏域 に1人以上</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	数値目標		市町村に配置する医療的ケア児等コーディネーター数	【令和4年度末】 52市町 129人	【令和8年度末】 ⇒ 各市町村又は各圏域 に1人以上	障害者支援課
項 目	数値目標							
市町村に配置する医療的ケア児等コーディネーター数	【令和4年度末】 52市町 129人	【令和8年度末】 ⇒ 各市町村又は各圏域 に1人以上						
53	<p>障害児やその家族が、身近な地域で継続的な相談を受けられる体制を構築するため、障害児支援利用計画を作成する相談支援事業所の運営を支援します。</p>	障害者支援課						
54	<p>障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らし等を希望する障害者の地域生活を支援するため、定期的に居宅を訪問し必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う事業所の運営を支援します。</p>	障害者支援課						

55	入所施設等から地域生活への移行について、地域生活を希望する入所者等の意思決定を適切に支援しながら、必要なサービス提供体制の整備を行うことより、地域生活を希望する者が地域での暮らしを実現することができるよう支援します。(再掲 109)	障害者支援課																																				
56 【新】	障害児入所施設の入所児童が円滑に成人期に移行できるよう、移行調整が難しい個別ケースに対して関係機関が連携・協力して調整を行う協議の場を設置・運営します。	障害者支援課																																				
57	<p>精神科病院の社会的入院患者の退院を促進します。また、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい生活ができるよう、圏域ごとに設置している保健、医療、福祉の関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、地域援助事業者、市町村など関係機関の連携による精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築します。</p> <table border="1" data-bbox="236 819 1153 1249"> <thead> <tr> <th data-bbox="236 819 600 869">項 目</th> <th colspan="2" data-bbox="608 819 1153 869">数値目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="236 869 600 1016">精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のため、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置</td> <td data-bbox="608 869 815 1016">【令和4年度末】 49市町村</td> <td data-bbox="823 869 1153 1016">【令和8年度末】 ⇒ 全市町村</td> </tr> <tr> <td data-bbox="236 1016 600 1249">精神病床における1年以上長期入院患者数</td> <td colspan="2" data-bbox="608 1016 1153 1249"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="236 1099 600 1173">①65歳以上</td> <td data-bbox="608 1099 815 1173">【令和4年度※】 3,454人</td> <td data-bbox="823 1099 1153 1173">【令和8年度】 ⇒ 3,325人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="236 1173 600 1249">②65歳未満</td> <td data-bbox="608 1173 815 1249">【令和4年度※】 2,032人</td> <td data-bbox="823 1173 1153 1249">【令和8年度】 ⇒ 2,024人</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="236 1261 1066 1290">※…6月30日時点（令和4年度精神保健福祉資料（630調査）調査結果）</p> <table border="1" data-bbox="236 1346 1153 1727"> <thead> <tr> <th data-bbox="236 1346 600 1395">項 目</th> <th colspan="2" data-bbox="608 1346 1153 1395">数値目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="236 1395 600 1727">精神病床における早期退院率</td> <td colspan="2" data-bbox="608 1395 1153 1727"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="236 1469 600 1543">①入院後3か月時点</td> <td data-bbox="608 1469 815 1543">【令和4年度】 集計中※</td> <td data-bbox="823 1469 1153 1543">【令和8年度】 ⇒ 68.9%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="236 1543 600 1639">②入院後6か月時点</td> <td data-bbox="608 1543 815 1639">【令和4年度】 集計中※</td> <td data-bbox="823 1543 1153 1639">【令和8年度】 ⇒ 84.5%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="236 1639 600 1727">③入院後1年時点</td> <td data-bbox="608 1639 815 1727">【令和4年度】 集計中※</td> <td data-bbox="823 1639 1153 1727">【令和8年度】 ⇒ 91.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="236 1738 1007 1767">※…国立精神・神経医療研究センターの「精神保健福祉資料」公表待ち</p> <table border="1" data-bbox="236 1794 1153 1939"> <thead> <tr> <th data-bbox="236 1794 600 1843">項 目</th> <th colspan="2" data-bbox="608 1794 1153 1843">数値目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="236 1843 600 1939">精神病床からの退院後1年以内における平均生活日数</td> <td data-bbox="608 1843 815 1939">【令和4年度】 集計中※</td> <td data-bbox="823 1843 1153 1939">【令和8年度】 ⇒ 325.3日</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="236 1951 1007 1980">※…国立精神・神経医療研究センターの「精神保健福祉資料」公表待ち</p>	項 目	数値目標		精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のため、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	【令和4年度末】 49市町村	【令和8年度末】 ⇒ 全市町村	精神病床における1年以上長期入院患者数			①65歳以上	【令和4年度※】 3,454人	【令和8年度】 ⇒ 3,325人	②65歳未満	【令和4年度※】 2,032人	【令和8年度】 ⇒ 2,024人	項 目	数値目標		精神病床における早期退院率			①入院後3か月時点	【令和4年度】 集計中※	【令和8年度】 ⇒ 68.9%	②入院後6か月時点	【令和4年度】 集計中※	【令和8年度】 ⇒ 84.5%	③入院後1年時点	【令和4年度】 集計中※	【令和8年度】 ⇒ 91.0%	項 目	数値目標		精神病床からの退院後1年以内における平均生活日数	【令和4年度】 集計中※	【令和8年度】 ⇒ 325.3日	障害者福祉推進課
項 目	数値目標																																					
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のため、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	【令和4年度末】 49市町村	【令和8年度末】 ⇒ 全市町村																																				
精神病床における1年以上長期入院患者数																																						
①65歳以上	【令和4年度※】 3,454人	【令和8年度】 ⇒ 3,325人																																				
②65歳未満	【令和4年度※】 2,032人	【令和8年度】 ⇒ 2,024人																																				
項 目	数値目標																																					
精神病床における早期退院率																																						
①入院後3か月時点	【令和4年度】 集計中※	【令和8年度】 ⇒ 68.9%																																				
②入院後6か月時点	【令和4年度】 集計中※	【令和8年度】 ⇒ 84.5%																																				
③入院後1年時点	【令和4年度】 集計中※	【令和8年度】 ⇒ 91.0%																																				
項 目	数値目標																																					
精神病床からの退院後1年以内における平均生活日数	【令和4年度】 集計中※	【令和8年度】 ⇒ 325.3日																																				

58	高齢・障害がある者で、刑務所等の出所後も帰来先のない方及び更生緊急保護が適用となった起訴猶予者や執行猶予者など福祉の支援を必要とする方に対し、住居や生活保護等の福祉サービス受給に向けた相談・調整等を行うことにより再犯を防ぐとともに、地域での自立した生活を促進します。	社会福祉課
59	障害者の芸術文化活動を支援するため、「障害者芸術文化活動支援センター」の運営をサポートし、障害者や家族、事業所等に対する相談支援、支援人材の育成、権利擁護の推進、支援者のネットワーク等を充実させます。(再掲 177)	障害者福祉推進課

(2) サービス提供体制の充実

施策番号	施策の内容	担当課				
60	介護すまいる館において、福祉用具などの利用支援やユニバーサルデザインについて、県民への普及啓発を実施します。	高齢者福祉課				
61	障害者の生活を支援するため、身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の育成を推進します。	障害者福祉推進課				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>数値目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体障害者補助犬給付数</td> <td>【各年度】 6頭</td> </tr> </tbody> </table>	項目	数値目標	身体障害者補助犬給付数	【各年度】 6頭	
項目	数値目標					
身体障害者補助犬給付数	【各年度】 6頭					
62	精神障害者保健福祉手帳の取得が進むよう広報に努めるとともに、手帳所持者に対する優遇施策の拡大に努めます。	障害者福祉推進課				
63	総合リハビリテーションセンターの補装具製作施設機能により、一般の補装具業者では対応が困難な義肢装具を必要とする障害者のニーズに適切に対応します。	障害者福祉推進課				
	 <p>【総合リハビリテーションセンター補装具製作施設】(上尾市) 義肢装具の製作、修理、相談・助言、業者指導などについて、国家資格である義肢装具士が対応しています。</p>					
64	精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい生活ができるよう、地域移行支援や地域定着支援など、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組む市町村を支援します。	障害者福祉推進課				

65	障害者の自立した生活を支援するため、ホームヘルプサービスなどの訪問系サービスを充実し、全ての障害者を対象とした事業所の拡充とサービスの質の向上を図ります。また、全身性障害者介助人派遣事業を実施する市町村を支援します。	障害者支援課
66	医療的ケアを必要とする超重症心身障害児等を在宅で介護する家族（ケアラー）の精神的・身体的負担を軽減するため、ショートステイ及びデイサービスによるレスパイトケアの充実を図ります。	障害者支援課
67	障害児（者）やその家族が求める緊急時の介護ニーズや障害児（者）の生活に合わせた多様な介護ニーズに迅速かつ柔軟に対応するため、障害児（者）生活サポート事業を実施する市町村を支援します。（再掲 172）	障害者支援課
68	各市町村の地域生活支援事業の実施状況などの情報を速やかに提供し、相互に共有することにより、地域生活支援事業を実施する市町村を支援します。	障害者支援課
69	障害者総合支援法による制度の適正な運営を進めるために、制度に関するインターネットなどによる情報提供、障害福祉サービス事業者の指定、障害支援区分認定調査員や市町村審査会委員に対する研修などを実施します。これらの実施により、市町村の障害福祉サービス支給決定などを行うための体制整備を支援します。	障害者支援課
70	障害福祉サービス等の質の向上のため、県が実施する様々な研修に市町村職員の参加を促すとともに、県が実施する指導監査結果を関係自治体などと共有するなどの体制を構築します。（再掲 97・101）	障害者支援課 福祉監査課

(3) 福祉を支える人材の確保及び人材の育成・研修の充実

施策番号	施策の内容	担当課
71	発達障害児（者）及び高次脳機能障害者（児）に対する相談支援に携わる市町村などの関係機関の職員に対する研修を充実します。	障害者福祉推進課
72	福祉サービスを担う人材の確保を図るため、無料職業紹介事業や事業者又は施設からの求人、処遇改善などに係る相談事業などを行います。また、福祉を支える人材の養成や資質の向上を図るため、社会福祉事業従事者などへの研修を行います。	社会福祉課
73	提供するサービスや相談の質を高めるため、相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する研修を実施するとともに、意思決定支援の適切な実施のため意思決定支援ガイドライン等を活用した研修を実施します。また、サービスの直接の担い手である重度訪問介護従事者、同行援護従事者及び行動援護従事者を養成する研修や強度行動障害支援者養成研修を実施する事業者の指定を行います。	障害者支援課
74	障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、新規採用職員を対象とした合同入職式や研修などの取組を行います。	障害者支援課
75	障害者の特性に応じた対応ができる、より専門的技術や知識が高いホームヘルパーなどの養成を支援します。	障害者支援課
76	埼玉県立大学において、福祉・保健・医療などの幅広い連携ができる社会福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、作業療法士、保健師、看護師などの人材養成を図ります。（再掲 314）	保健医療政策課
77	高等技術専門校や職業能力開発センター、民間教育訓練機関において、介護に従事する人材の育成を図ります。	産業人材育成課
78	公立図書館や公立学校の司書、司書教諭、職員等に対し、障害者サービスに関する内容を理解し、支援方法を習得するための研修や読書支援機器の使用方法に習熟するための研修等を実施し、資質の向上を図ります。また、障害当事者でもある司書及び職員等の育成や環境の整備を行います。	生涯学習推進課
79	包括的な相談支援体制の整備に取り組む市町村に対し、アドバイザーの派遣、先進事例の紹介、市町村職員等への研修などを行います。（再掲 37）	地域包括ケア課
80	重層的支援体制整備事業に取り組む市町村に対し、アドバイザーの派遣、先進事例の紹介、市町村職員等への研修などを行います。（再掲 38）	地域包括ケア課

81	地域包括支援センター職員等に対し、ケアラーからの相談に対応するための研修を実施します。	地域包括ケア課
----	---	---------

(4) 市町村における計画推進の支援

施策番号	施策の内容	担当課
82	法律等の制度に基づき提供される公的福祉サービスや住民・ボランティア団体などによる支え合いの取組などを相互に生かしながら、市町村が住民の福祉ニーズに応えるため、市町村地域福祉計画の策定及び地域福祉の推進を地域福祉支援計画に基づき支援します。	福祉政策課
83	市町村が障害者等のニーズを的確に把握しながら障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定・改定し、障害者・障害児施策を総合的かつ計画的に展開できるよう支援します。	障害者福祉推進課

(5) ボランティア・NPO活動などへの支援

施策番号	施策の内容	担当課
84	WEBサイト「NPO 情報ステーション」「共助ポータル」を運営し、NPO 法人など多様な主体へボランティア・NPO 活動等に関する情報提供を行います。	共助社会づくり課
85	共に支え合う社会づくりのために、地域における先駆的な取組や地域福祉事業の立ち上げ等を行うNPO法人やボランティア団体等を支援します。	福祉政策課
86	障害者の地域生活を支える福祉ボランティア活動を支援するため、県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターでの啓発、養成、相談、情報提供などに対する支援を行います。	社会福祉課

2 日中活動の場の確保

(1) 日中活動系サービスの確保・充実

施策番号	施策の内容	担当課						
87	障害者の自立を支援し、日中の介護、家事、生活などに関する日常生活の支援、身体機能又は生活能力向上のために行われる必要な援助などを行う生活介護の整備や運営を支援します。また、地域の実情に応じた創作的活動、生産活動の機会の提供や、社会との交流を図るための各種事業を行う地域活動支援センターの取組を支援します。	障害者支援課						
88	障害者の自立と社会経済活動への参加を進めるために、就労移行支援や就労継続支援のサービスを提供する事業所の運営を支援します。また、事業所などと地域企業との繋がりが深まるよう支援します。(再掲 199)	障害者支援課						
89	障害児通所支援を利用することが困難な重症心身障害児などの重度の障害児に対して、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与など発達支援サービスを行う児童発達支援センター等の運営を支援します。	障害者支援課						
90	<p>障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所等を利用する障害児が他の児童との集団生活に適應できるよう、保育所等を訪問して障害児の身体及び心身の状況やその置かれている環境に応じて専門的な支援を行う事業所の運営を支援します。</p> <table border="1" data-bbox="236 1346 1157 1496"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">数値目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育所等訪問支援の設置数</td> <td>【令和4年度末】 42市町村</td> <td>【令和8年度末】 ⇒ 全市町村</td> </tr> </tbody> </table>	項目	数値目標		保育所等訪問支援の設置数	【令和4年度末】 42市町村	【令和8年度末】 ⇒ 全市町村	障害者支援課
項目	数値目標							
保育所等訪問支援の設置数	【令和4年度末】 42市町村	【令和8年度末】 ⇒ 全市町村						
91	障害児の障害種別や年齢別等のニーズに対応するため、専門的な発達支援を行うとともに、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与並びに生活能力の向上に必要な訓練などを行う障害児通所支援事業所（児童発達支援及び放課後等デイサービス等）の運営を支援します。	障害者支援課						

92	重症心身障害児等が身近な地域において児童発達支援や放課後等デイサービスへの通所による支援を受けられる事業所が設置されるよう市町村に働き掛けます。	障害者支援課					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>数値目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数</td> <td>【令和4年度末】 18市町 34箇所</td> <td>【令和8年度末】 各市町村又は各圏域 に1箇所以上</td> </tr> </tbody> </table>		項目	数値目標	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	【令和4年度末】 18市町 34箇所	【令和8年度末】 各市町村又は各圏域 に1箇所以上
	項目		数値目標				
	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数		【令和4年度末】 18市町 34箇所	【令和8年度末】 各市町村又は各圏域 に1箇所以上			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>数値目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数</td> <td>【令和4年度末】 23市町 36箇所</td> <td>【令和8年度末】 各市町村又は各圏域 に1箇所以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	数値目標	重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	【令和4年度末】 23市町 36箇所	【令和8年度末】 各市町村又は各圏域 に1箇所以上		
項目	数値目標						
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	【令和4年度末】 23市町 36箇所	【令和8年度末】 各市町村又は各圏域 に1箇所以上					
93	重症心身障害児や医療的ケア児及びその家族（ケアラー）の支援に当たっては、その人数やニーズなどを把握し、必要な支援を行います。	障害者支援課					

(2) サービスの質の向上

施策番号	施策の内容	担当課
94	事業者が提供するサービスの質の向上と利用者の適切なサービス選択に資するため、事業者及び利用者以外の公正、中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価する、福祉サービス第三者評価事業を推進します。(再掲 98)	社会福祉課
95	利用者がサービスを選択しやすいよう、市町村、障害福祉サービス事業所などと連携し、インターネットの活用などによりサービス内容の情報提供を行います。(再掲 99)	社会福祉課 高齢者福祉課
96	指定障害福祉サービス事業者などに対し、利用者の人権の擁護や虐待防止なども含め、適正な運営がなされるよう指導、監査します。また、自己評価及び第三者評価並びに苦情解決に取り組むよう促します。(再掲 100)	社会福祉課 障害者支援課 福祉監査課
97	障害福祉サービス等の質の向上のため、県が実施する様々な研修に市町村職員の参加を促すとともに、県が実施する指導監査結果を関係自治体などと共有するなどの体制を構築します。(再掲 70・101)	障害者支援課 福祉監査課

3 住まいの場の確保

(1) 施設入所支援の機能充実とサービスの質の向上

施策番号	施策の内容	担当課				
98	事業者が提供するサービスの質の向上と利用者の適切なサービス選択に資するため、事業者及び利用者以外の公正、中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価する、福祉サービス第三者評価事業を推進します。(再掲 94)	社会福祉課				
99	利用者がサービスを選択しやすいよう、市町村、障害福祉サービス事業所などと連携し、インターネットの活用などによりサービス内容の情報提供を行います。(再掲 95)	社会福祉課 高齢者福祉課				
100	指定障害福祉サービス事業者などに対し、利用者の人権の擁護や虐待防止なども含め、適正な運営がなされるよう指導、監査します。また、自己評価及び第三者評価並びに苦情解決に取り組むよう促します。(再掲 96)	社会福祉課 障害者支援課 福祉監査課				
101	障害福祉サービス等の質の向上のため、県が実施する様々な研修に市町村職員の参加を促すとともに、県が実施する指導監査結果を関係自治体などと共有するなどの体制を構築します。(再掲 70・97)	障害者支援課 福祉監査課				
102	利用者の高齢化や重度化、プライバシーの配慮に対応するための居室の個室化などを促進するとともに、高齢化や重度化に対応するための専門的なケアを行う体制の確保を支援します。また、必要な障害者支援施設について整備を支援します。	障害者支援課				
103	障害者支援施設における入所者の地域生活への移行に向けた取組やショートステイ等の障害者の地域生活を支える拠点機能の充実を支援します。	障害者支援課				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>数値目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者入所施設から地域生活へ移行する人数</td> <td>【令和6年度～令和8年度】 399人</td> </tr> </tbody> </table>	項目	数値目標	障害者入所施設から地域生活へ移行する人数	【令和6年度～令和8年度】 399人	
項目	数値目標					
障害者入所施設から地域生活へ移行する人数	【令和6年度～令和8年度】 399人					

(2) グループホームなどの確保・充実

施策番号	施策の内容	担当課						
104	グループホームなどへの入居を希望する障害者に、グループホームなどでの暮らしを体験する機会を提供する市町村を支援します。	障害者支援課						
105	障害者の地域での自立生活のため、グループホームなどの整備促進を図ります。 <table border="1" data-bbox="236 613 1149 761"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">数値目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「住まいの場」の利用定員数 (グループホームの整備数)</td> <td>【令和4年度末】 9,004人</td> <td>【令和8年度末】 ⇒ 10,165人</td> </tr> </tbody> </table>	項目	数値目標		「住まいの場」の利用定員数 (グループホームの整備数)	【令和4年度末】 9,004人	【令和8年度末】 ⇒ 10,165人	障害者支援課
項目	数値目標							
「住まいの場」の利用定員数 (グループホームの整備数)	【令和4年度末】 9,004人	【令和8年度末】 ⇒ 10,165人						
106 【新】	重度障害者の地域移行を進めるため、重度障害者に対応可能なグループホームの整備を推進します。	障害者支援課						
107 【新】	グループホームなどのサービスの質を向上させるため、市町村や関係機関と連携し、障害者が地域で安心して生活できる環境づくりを進めます。	障害者支援課						
108 【新】	日中サービス支援型グループホームの報告・評価制度について市町村と連携し適切に運営することにより、事業所の質の確保・向上を図ります。	障害者支援課						
109	入所施設等から地域生活への移行について、地域生活を希望する入所者等の意思決定を適切に支援しながら、必要なサービス提供体制の整備を行うことにより、地域生活を希望する者が地域での暮らしを実現することができるよう支援します。(再掲 55)	障害者支援課						
110	県営住宅のグループホームなどへの活用を引き続き検討します。	住宅課						


(3) 住宅の整備など

施策番号	施策の内容	担当課
111	障害者が暮らしやすい民間住宅の整備のため、バリアフリー仕様を広く普及するとともに、重度障害者向け居宅改善の助成制度を通じて住宅改修を支援します。また、介護すまいる館において、手すり設置などの住宅改修についての相談業務を実施します。	高齢者福祉課 障害者福祉推進課
112	障害者支援施設や病院から地域生活への移行を進めるため、賃貸契約による一般住宅への入居希望者を支援する居住サポート事業が市町村において実施されるよう働き掛けます。	障害者支援課

113	<p>県営住宅を整備する際には、エレベーターやスロープのほか、点字ブロックを設置するなど誰もが安心して快適に暮らせるようバリアフリー化します。</p> <table border="1" data-bbox="236 338 1155 483"> <thead> <tr> <th data-bbox="236 338 603 387">項 目</th> <th data-bbox="608 338 1155 387">数値目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="236 394 603 483">バリアフリー化された県営住宅数</td> <td data-bbox="608 394 1155 483">【令和4年度末】 9,654 戸 ⇒ 【令和8年度末】 9,962 戸</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	数値目標	バリアフリー化された県営住宅数	【令和4年度末】 9,654 戸 ⇒ 【令和8年度末】 9,962 戸	住宅課
項 目	数値目標					
バリアフリー化された県営住宅数	【令和4年度末】 9,654 戸 ⇒ 【令和8年度末】 9,962 戸					
114	住宅に困窮する障害者などの居住の安定を図るため、県営住宅の供給を推進し、入居を支援します。	住宅課				
115	県営住宅での車椅子対応住戸などの整備を推進します。	住宅課				
116	障害者や高齢者などの住宅確保要配慮者に対する入居支援を強化するため、市町村、不動産団体及び居住支援団体による地域ごとの連携体制の構築を支援します。	住宅課				

4 コミュニケーションの支援

(1) コミュニケーション手段の充実

施策番号	施策の内容	担当課
117	<p>視聴覚障害者のコミュニケーション保障及び相談の場として、熊谷点字図書館の機能を充実するとともに、埼玉聴覚障害者情報センターの運営を支援します。(再掲 127)</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;"> <p>【熊谷点字図書館】(熊谷市) 点字図書、デイジー図書を製作し、郵送により貸出等を行っています。視覚に障害のある方などは無料でご利用いただけます。</p> </div> </div>	障害者福祉推進課
118	<p>視聴覚障害者などに対して、技能習得機会の提供、コミュニケーション手段の習得訓練、情報の確保などの支援を行うことにより、視聴覚障害者が安心して自由に生活できる環境づくりを推進します。</p>	障害者福祉推進課
119	<p>手話は言語であるという認識の下、ろう者とろう者以外の者が手話により意思疎通を行い共生することを目指し、手話通訳者の養成及び広域的な手話通訳者の派遣、並びに盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣に努め、聴覚障害者や盲ろう者のコミュニケーション手段の確保・充実を図ります。また、市町村が行う手話通訳者の養成及び派遣の質の向上、安心・安全に働ける環境の構築に向けて、市町村を支援します。(再掲 140)</p>	障害者福祉推進課
120	<p>パソコン要約筆記を含めた要約筆記者の養成に努めるとともに、市町村が行う要約筆記者及び要約筆記奉仕員の派遣を支援し、聴覚障害者のコミュニケーション手段の確保・充実を図ります。</p>	障害者福祉推進課
121 【新】	<p>手話通訳や要約筆記の仕事について周知啓発を図り、手話通訳・要約筆記に対する関心を深め、人材の確保につなげていきます。(再掲 141)</p>	障害者福祉推進課
122 【新】	<p>市町村が行う代筆・代読者の派遣を支援し、視覚障害者のコミュニケーション手段の確保・充実を図ります。</p>	障害者福祉推進課
123 【新】	<p>失語症者のコミュニケーション手段を確保するため、失語症者の意思疎通支援者の養成を行うとともに、派遣を行う市町村を支援します。</p>	障害者福祉推進課

(2) 情報バリアフリー化の推進・情報提供の充実

施策番号	施策の内容	担当課
124	行政情報について、点字版、デイジー版の作成及び音声コードの添付を進めるとともに、分かりやすい表現や漢字のルビふりなどに努めます。また、テレビ放送への手話通訳、県ホームページへの音声読み上げ機能などの導入やデータ放送の活用など、障害者に対する情報提供サービスを充実します。	広報課 情報システム戦略課
125 【新】	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、情報の取得利用及び円滑な意思疎通の重要性や、障害の種別や程度に応じたコミュニケーション方法について、県の広報媒体等で普及啓発を図ります。(再掲 8)	障害者福祉推進課
126 【新】	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、市町村が障害者からの各種相談に応じたり、障害者に情報を提供するに際し、障害の種類及び程度に応じて配慮することができるよう、対応事例などの情報を提供します。	障害者福祉推進課
127	視聴覚障害者のコミュニケーション保障及び相談の場として、熊谷点字図書館の機能を充実するとともに、埼玉聴覚障害者情報センターの運営を支援します。(再掲 117)	障害者福祉推進課
128	視覚障害者の社会参加を支援するため、新聞、雑誌などの情報を即座に点字により提供する点字情報ネットワーク事業を充実します。	障害者福祉推進課
129	重度の視覚障害者や上肢不自由者に対し、パソコンを使用する際に必要な周辺機器やソフトを日常生活用具として市町村が給付することを支援します。	障害者福祉推進課
130	ＩＴ（情報通信技術）の急速な進展に対応するため、障害特性に配慮したＩＴ講習会の開催やＩＴサポート推進員などの活用などにより、障害者のＩＴ技能の向上と情報格差の解消を図ります。	障害者福祉推進課
131	各種障害福祉サービスを利用する際に、必要な情報を手軽に手に入れることができるよう、インターネットを利用して障害児(者)福祉情報を提供します。	障害者福祉推進課
132	視覚障害者その他視覚による表現の認識が困難な障害者へのサービスとして、マルチメディアデイジー、点字図書等のアクセシブルな書籍の製作及び貸出、対面朗読等を実施し、情報のバリアフリー化を推進します。	生涯学習推進課 障害者福祉推進課

133 【新】	難聴児が様々な選択肢の中から早期に適切な支援を受けられるよう、人工内耳・補聴器・手話などに関する適切な情報を提供するとともに、多様性と寛容性の観点に留意しつつ家族等の精神面も含めた支援を行います。また、難聴児の子育てに当たり、きょうだいを含めた家族同士や当事者同士が交流する機会を設けます。(再掲 285)	障害者福祉推進課
134 【新】	難聴児及びその家族等が早期に適切な支援を受けられるよう、関係機関と連携し、埼玉県聴覚障害児支援センターの相談窓口を周知します。(再掲 286)	障害者福祉推進課
135	聴覚障害者や手話言語を必要とする人等の情報保障のため、県が行う知事の記者会見に手話通訳を配置します。	広報課 報道長
136	ICTによる遠隔手話サービスの導入、電話リレーサービスの普及啓発など聴覚障害者の情報保障の拡充を進めます。	障害者福祉推進課
137	避難所への手話通訳者や手話奉仕員等の派遣、ホームページ、アプリ、掲示板等の活用等を含め、災害時におけるろう者等の情報保障を確保するための取組を、避難所を運営する市町村と連携して進めます。(再掲 341)	障害者福祉推進課 災害対策課

(3) 手話を使いやすい環境の整備

施策番号	施策の内容	担当課								
138	埼玉県手話言語条例の基本理念や手話及びろう者（盲ろう者、ろう重複者を含む）に対する理解・啓発を、ろう者及び手話通訳を行う者その他手話に関わる者の協力を得て推進します。	障害者福祉推進課								
139	埼玉県手話言語条例に基づき、手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を推進するに当たって関係者と協議するため、埼玉県手話懇話会を運営します。	障害者福祉推進課								
140	手話は言語であるという認識の下、ろう者とろう者以外の者が手話により意思疎通を行い共生することを目指し、手話通訳者の養成及び広域的な手話通訳者の派遣、並びに盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣に努め、聴覚障害者や盲ろう者のコミュニケーション手段の確保・充実を図ります。また、市町村が行う手話通訳者の養成及び派遣の質の向上、安心・安全に働ける環境の構築に向けて、市町村を支援します。（再掲 119）	障害者福祉推進課								
141 【新】	手話通訳や要約筆記の仕事について周知啓発を図り、手話通訳・要約筆記に対する関心を深め、人材の確保につなげていきます。（再掲 121）	障害者福祉推進課								
142	手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に当たって、市町村に対する情報の提供、助言その他の必要な支援を通じ、市町村その他関係機関及び関係団体との連携協力を図ります。	障害者福祉推進課								
143 【新】	市町村に手話アドバイザーを派遣し、市町村の手話言語に関する条例の制定などを支援します。	障害者福祉推進課								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th colspan="2">数値目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">手話言語に関する条例を定めている市町村数</td> <td>【令和4年度末】</td> <td>【令和8年度末】</td> </tr> <tr> <td>40市町 新規施策</td> <td>⇒ 全市町村</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	数値目標		手話言語に関する条例を定めている市町村数	【令和4年度末】	【令和8年度末】	40市町 新規施策	⇒ 全市町村	
項 目	数値目標									
手話言語に関する条例を定めている市町村数	【令和4年度末】	【令和8年度末】								
	40市町 新規施策	⇒ 全市町村								
144	県ホームページ等のメディアを活用して手話に接する機会を拡大するとともに、県民を対象とした、ろう者や手話に関する講演会や初心者向け手話講習会、手話による文化芸術活動の発表を行うキャンペーン等を実施し、県民の手話への関心と理解を深めます。	障害者福祉推進課								
145	大学の手話サークルなどを対象にろう者や手話通訳者との交流の場を提供するなど、若い世代の手話通訳への関心を高めていくための取組を行います。	障害者福祉推進課								

146	市町村その他関係機関、関係団体と協力して県民を対象とした手話講習会を開催し、県民が手話を学ぶ機会を提供します。	障害者福祉推進課
147	公共施設などを円滑に利用できるように、県内自治体職員等を対象とした手話講習会を実施します。	障害者福祉推進課
148	職員が埼玉県手話言語条例の基本理念を理解し、手話を学ぶことができるよう、県職員向け手話講習会を開催します。	障害者福祉推進課
149	ろう学校に手話通訳者の資格を持つ教員を配置し、ろう学校内で手話が学べる環境を整えます。また、ろう学校及びろう児（ろう重複児を含む）が通学する学校の教職員が手話を学びやすい環境を整備します。	県立学校人事課 義務教育指導課 特別支援教育課 高校教育指導課
150	ろう児（ろう重複児を含む）及びその保護者が手話を学べる仕組みを整えるとともに、教育に関する相談・支援を充実します。	義務教育指導課 特別支援教育課 高校教育指導課
151	手話の技能を有する教員の確保と教員の専門性の向上に努めます。	教職員採用課 県立学校人事課 小中学校人事課 義務教育指導課 高校教育指導課 特別支援教育課
152	各学校において、手話言語条例の基本理念や手話及びろう者に対する理解・啓発に努めるとともに、交流を通じた相互理解について働き掛けます。	義務教育指導課 特別支援教育課 高校教育指導課


（４）視覚障害者等の読書環境の整備

施策番号	施策の内容	担当課
153	県立図書館において、地域や機関等の実情を踏まえ、点字図書館や他の図書館等と連携しつつ、県内公立図書館等のデイジー図書・点字図書等のアクセシブルな書籍を充実させる取組を促進します。	生涯学習推進課
154	県立図書館において、施設の特長や利用者のニーズ等に応じ、段差の解消や対面朗読室等の施設の整備、アクセシブルな書籍等の紹介コーナーの設置、拡大読書器等の読書支援機器の整備、点字による表示、ピクトグラム等を使った分かりやすい表示、インターネットを活用した広報・情報提供体制の充実及び障害者サービスの充実を図るなどの県内公立図書館等の取組を促進します。	生涯学習推進課

155	県立図書館及び熊谷点字図書館において、公立図書館等との連携を図り、視覚障害者その他視覚による表現の認識が困難な障害者に対し、アクセシブルな書籍による読書の機会を提供するとともに、郵送サービスなど円滑な利用のための支援を実施します。	生涯学習推進課 障害者福祉推進課				
156	県立図書館及び熊谷点字図書館において、視覚障害者等に対し、デイジー図書等の利用や製作着手情報の入手ができるシステム（サピエ図書館等）について周知を図ります。	生涯学習推進課 障害者福祉推進課				
157	県立図書館と熊谷点字図書館が連携し、アクセシブルな書籍や端末機器の利用方法について広報します。	生涯学習推進課 障害者福祉推進課				
158	アクセシブルな書籍の製作に関するマニュアルを作成し、県内図書館及び図書館協力者等に配布します。	生涯学習推進課				
159	県立図書館及び熊谷点字図書館において、公立図書館等の課題共有や協力を促進するため、懇談会等の交流を行います。	生涯学習推進課 障害者福祉推進課				
160	県立図書館と熊谷点字図書館が連携し、デイジー図書等のアクセシブルな電子書籍の利用を促進するため、端末機器等の利用に当たり視覚障害者等が必要な支援を受けられるよう、施策の推進を図ります。	生涯学習推進課 障害者福祉推進課				
161	県立図書館において、県内図書館の職員等（司書、司書教諭、職員等）に対し、アクセシブルな電子書籍を利用するための端末機器等の習得支援等を行う研修を実施し、視覚障害者等が必要な支援を受けることが可能となるよう、施策の推進を図ります。	生涯学習推進課				
162	点訳、音訳、アクセシブルな電子データ製作等に携わる人材を確保するため、募集や養成、活動支援等に計画的に取り組みます。また、アクセシブルな書籍の質の向上を図るため、製作基準の共有やノウハウ等の習得に係る研修を実施します。	生涯学習推進課 障害者福祉推進課				
163	アクセシブルな書籍の量的拡充を図るため、新たなデイジー図書・点字図書等を製作します。	生涯学習推進課 障害者福祉推進課				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>数値目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規デイジー図書・点字図書等製作点数</td> <td>【各年度】 240タイトル</td> </tr> </tbody> </table>		項目	数値目標	新規デイジー図書・点字図書等製作点数	【各年度】 240タイトル	
項目	数値目標					
新規デイジー図書・点字図書等製作点数	【各年度】 240タイトル					

5 社会参加の支援

(1) 交流・ふれあいの機会や多様な学習機会の拡大

施策番号	施策の内容	担当課
164	障害者の社会参加と交流や学習の拠点である障害者交流センターの機能やノウハウが県内各地で生かされるよう積極的に取り組みます。	障害者福祉推進課
165	障害者の自立と社会参加を進めるため、障害者社会参加推進センターの運営やそれぞれの障害に対応した生活訓練事業などの質の向上に努めます。また、障害者の社会参加に必要な各種事業を実施します。	障害者福祉推進課
166	<p>障害者及びその家族などが保養、観光、会議などに利用できる宿泊施設である「伊豆潮風館」の運営を、利用者本位の視点に立って充実します。</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 10px; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【伊豆潮風館】（静岡県伊東市） 障害者やその家族の健康増進とレクリエーションのため、本県が設置した障害者更生センターです。一般県民の方もご利用いただけます。</p> </div> </div>	障害者福祉推進課
167	県民が必要な時に必要な情報を入手できるよう、インターネットを通じて生涯学習情報を提供します。	生涯学習推進課
168	福祉教育や社会教育の場で、障害当事者による授業や講演等を促進するため、講師等の情報を提供する「彩の国いろどりライブラリー」を運用します。（再掲 12）	障害者福祉推進課

(2) 外出や移動の支援

施策番号	施策の内容	担当課
169	福祉有償運送の適切な運行を推進するため、市町村の福祉有償運送運営協議会やNPOなどの活動を支援します。	交通政策課 福祉政策課
170	<p>リフト付きバス「おおぞら号」を運行し、障害者の社会参加を支援します。また、市町村が実施する福祉タクシー事業の広域的な利用調整を行うことで、市町村の取組を支援します。</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;"> <p>【おおぞら号】 県内に住所又は事務所を有する障害児（者）団体などが更生訓練や研修を行う場合に、有料道路料金などを除き無料でご利用いただけます。 (要予約)</p> </div> </div>	障害者福祉推進課
171	障害児（者）の外出を支える移動支援事業を実施する市町村を支援します。	障害者支援課
172	障害児（者）やその家族が求める緊急時の介護ニーズや障害児（者）の生活に合わせた多様な介護ニーズに迅速かつ柔軟に対応するため、障害児（者）生活サポート事業を実施する市町村を支援します。（再掲67）	障害者支援課
173	運転免許の取得などを希望する障害者に対して、個々の障害の程度に応じた運転適性や車両の選定・改造などの相談に応じ、適切なアドバイスを行います。また、障害者の運転免許取得や教習所入所についてアドバイスを行います。	運転免許課 運転免許試験課

(3) 芸術文化活動の振興

施策番号	施策の内容	担当課
174	コンサート会場に出掛けることが困難な方に音楽を鑑賞する機会を提供するため、ボランティアで演奏を行う音楽家と障害福祉サービス事業所・病院などとの橋渡しを行い、事業所などが開催するコンサートを支援します。	文化振興課
175	<p>障害者による芸術性・創造性あふれる芸術文化作品の創造・発表の機会が確保されるよう支援し、表現の魅力を発信します。</p> <div data-bbox="229 640 708 943" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="229 969 703 994" data-label="Caption"> <p>令和5年度障害者アート企画展「Coming Art 2023」</p> </div> <div data-bbox="719 640 1158 999" data-label="Text"> <p>【障害者アート企画展】 県内の障害のある作家が創作した芸術性・創造性あふれる作品を、選考により展示する本格的な美術展。毎年度、近代美術館で開催し、障害のある方の表現の魅力を埼玉県から発信しています。</p> </div>	障害者福祉推進課
176	芸術文化の鑑賞機会や発表・体験の機会を提供し、またそのような機会が拡大されるよう支援し、障害者の芸術文化活動の裾野を広げます。	障害者福祉推進課
177	障害者の芸術文化活動を支援するため、「障害者芸術文化活動支援センター」の運営をサポートし、障害者や家族、事業所等に対する相談支援、支援人材の育成、権利擁護の推進、支援者のネットワーク等を充実させます。(再掲59)	障害者福祉推進課
178	<p>障害がありながらも不屈の精神で学問に打ち込み、後世に大きな影響を残した郷土の偉人塙保己一の業績を顕彰するとともに、保己一の精神を受け継ぎ顕著な活躍をしている障害者などを表彰することを通じ、県民への啓発を推進します。</p> <div data-bbox="236 1570 563 1832" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="256 1848 518 1872" data-label="Caption"> <p>「写真提供/本庄市教育委員会」</p> </div> <div data-bbox="579 1570 1150 1843" data-label="Text"> <p>【塙保己一賞】 塙保己一の精神を受け継ぎ、障害がありながらも顕著な活躍をしている方や、障害のある方のために貢献している方・団体を讃える埼玉県独自の表彰。</p> </div>	障害者福祉推進課

(4) パラスポーツの振興


施策番号	施策の内容	担当課
179	<p>より多くの障害者にパラスポーツを体験してもらい、スポーツを通して社会参加の推進と体力増強、健康増進を図るために各種スポーツ大会を開催します。また、アスリートの適性や競技特性を考慮したアスリートの発掘を行い、その後の育成・強化を一貫した支援体制を整備・充実させます。</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;"> <p>【彩の国ふれあいピック】 この大会は全国障害者スポーツ大会の代表選手選考会を兼ねており、出場した選手の中から個人競技の県代表選手が選ばれます。</p> </div> </div>	スポーツ振興課
180 【新】	<p>障害の有無等に関係なく、誰もがスポーツを楽しめるよう、多彩なスポーツイベント等を開催します。eスポーツやアーバンスポーツ等の新しいスポーツに触れる機会を創出します。</p>	スポーツ振興課
181	<p>県社会福祉事業団や県障害者交流センター、スポーツ団体等と連携し、パラスポーツ指導員やボランティアなどパラスポーツを支える人材を育成し、地域での活動を促進します。</p>	スポーツ振興課
182	<p>総合リハビリテーションセンターの認定健康増進施設でトレーニング指導や健康管理指導を行うことにより、障害者が住み慣れた地域で積極的に自立した健康・体力づくりやスポーツ活動ができるよう支援します。</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;"> <p>【総合リハビリテーションセンター健康増進施設】（上尾市） 障害者を対象としたスポーツ施設。専門の指導員が体育館やプールで「からだづくり」や「健康づくり」をサポートします。</p> </div> </div>	障害者福祉推進課
183	<p>年代や競技レベルに応じて、スポーツ科学に基づく一貫した発掘・育成・強化支援のサポート体制を整備します。健常者と障害者のアスリートを一體的に支援する体制を構築することで、将来、国内主要大会・国際大会で活躍する県ゆかりのアスリートの輩出を目指します。</p>	スポーツ振興課

184	<p>障害者のスポーツ実施に関する多様な課題の解決に取り組み、障害者がスポーツを「する」、スポーツを「みる」機会を創出します。市町村や関係団体と連携し、障害のある方とない方が一緒に楽しむことができるパラスポーツの体験型イベントの開催等、障害者がスポーツに触れる機会を提供するとともに、障害のない方のパラスポーツへの理解を深める取組を推進します。</p> <div data-bbox="231 501 679 797" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="695 501 1153 848" data-label="Text"> <p>【埼玉県ボッチャ大会】 障害の有無や年齢などに関わらず、誰もが一緒に楽しめるボッチャを通じて、障害のある方とない方との交流を図る目的で開催しています。第1回は令和元年10月に開催されました。</p> </div>	スポーツ振興課
185 【新】	<p>県内公共スポーツ施設を対象に、障害者のスポーツ施設利用に関する相談支援を行うなどし、障害者が地域でスポーツに親しむ環境を整備します。</p>	スポーツ振興課
186 【新】	<p>スポーツ施設設置者へ、国によるバリアフリーやユニバーサルデザインに関連する基準や事例等の提供により、利用や観戦のしやすさ向上に取り組みます。</p>	スポーツ振興課
187 【新】	<p>2025年デフリンピックの周知を図り、ろう者スポーツの普及啓発を行います。また、ろう者スポーツを含むパラスポーツと一緒に楽しむことができるイベントなどを通じて、共生社会の実現を目指します。</p>	スポーツ振興課

Ⅲ 就労を進める

1 就労に向けた支援

(1) 雇用の場の創出

施策番号	施策の内容	担当課				
188	障害者の本県職員としての採用を推進するため、職域の拡大や職場環境の整備に努めます。さらに、弾力的な勤務時間で就労が可能な会計年度任用職員として障害者を採用します。	人事課				
189	本県における入札参加資格審査において、障害者雇用率達成企業に対する優遇措置を実施します。	入札審査課				
190	埼玉県障害者優先調達推進方針を策定し、障害者就労施設などからの物品及び役務の調達を推進します。(再掲 203)	障害者支援課				
191	埼玉労働局や関係機関との連携による障害者就職面接会を開催し、障害者の就労機会の拡大を図ります。	雇用労働課				
192	埼玉県障害者雇用総合サポートセンターにおいて事業主に対して、障害者の雇用への理解を促すとともに、具体的な仕事の提案などを通じて雇用の促進に努めます。また、これまで雇用につながった事例を事業主や関係機関に紹介するとともに、障害者就業・生活支援センターや市町村障害者就労支援センターなどの関係機関と連携しながら、職場定着を支援します。	雇用労働課				
	 <p>【障害者雇用優良事業所認証マーク】 本県では、県内で障害者を率先して雇用し、その能力の活用に積極的な事業所を「埼玉県障害者雇用優良事業所」として認証しています。</p> <table border="1" data-bbox="236 1534 1155 1671"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>数値目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間企業の障害者雇用率</td> <td>【令和4年】 2.37% ⇒ 【令和8年】 法定雇用率以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	数値目標	民間企業の障害者雇用率	【令和4年】 2.37% ⇒ 【令和8年】 法定雇用率以上	
項目	数値目標					
民間企業の障害者雇用率	【令和4年】 2.37% ⇒ 【令和8年】 法定雇用率以上					
193	障害者の就労機会の拡大を図るため、障害者に身近な生活の場所で、雇用の相談から就労、職場定着まで、障害者に寄り添い支援を行う市町村障害者就労支援センターの活動を支援します。また、「障害者就労支援センター等連絡協議会」を開催して、各支援センターと国や県、関係機関とのネットワーク化を進め、就労支援の充実に努めます。(再掲 210)	雇用労働課				

194	<p>難病相談支援センターにおいて、療養上の就労に関する悩み、疑問など、ハローワークと連携しながら、相談の機会を提供します。また、難病患者も就労移行支援事業所を利用できることを周知し、利用を促進します。あわせて、難病患者の就労に理解が進むよう、企業等に対する啓発を行います。</p>	<p>疾病対策課 障害者支援課 雇用労働課</p>						
195	<p>本県の公立小・中学校及び県立学校の本採用教職員として、障害者の採用に努めます。さらに、事務補助や環境整備補助等の会計年度任用職員として、障害者の雇用に努めます。</p>	<p>教職員採用課 総務課 県立学校人事課 小中学校人事課</p>						
196	<p>県警職員としての障害者の採用、雇用後の活躍推進に向けた勤務環境の整備に努めます。</p> <table border="1" data-bbox="236 813 1152 958"> <thead> <tr> <th data-bbox="236 813 616 864">項 目</th> <th colspan="2" data-bbox="616 813 1152 864">数値目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="236 864 616 958">警察官を除く県警職員の実雇用率</td> <td data-bbox="616 864 820 958">【令和4年度】 2.73%</td> <td data-bbox="820 864 1152 958">【令和8年度】 ⇒ 3.0%以上</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	数値目標		警察官を除く県警職員の実雇用率	【令和4年度】 2.73%	【令和8年度】 ⇒ 3.0%以上	<p>警務課</p>
項 目	数値目標							
警察官を除く県警職員の実雇用率	【令和4年度】 2.73%	【令和8年度】 ⇒ 3.0%以上						

(2) 就労と職場定着の支援

施策番号	施策の内容	担当課														
197	発達障害者に特化した発達障害者就労支援センターを運営し、就労の相談から職業能力評価、就労訓練、就職活動支援、就職後の職場定着支援までをワンストップで支援します。(再掲 268)	障害者福祉推進課														
198	高次脳機能障害者を支援するため、総合リハビリテーションセンターにおいて、就労系の福祉事業所、企業及び関係機関に対して、個別訪問による助言・指導などの支援を行います。	障害者福祉推進課														
199	<p>障害者の自立と社会経済活動への参加を進めるために、就労移行支援や就労継続支援のサービスを提供する事業所の運営を支援します。また、事業所などと地域企業との繋がりが深まるよう支援します。(再掲 88)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>数値目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉施設から一般就労する障害者数</td> <td>【令和4年度末】 1,145人 ⇒ 【令和8年度末】 1,895人</td> </tr> <tr> <td>①就労移行支援事業を利用して一般就労する障害者数</td> <td>【令和4年度末】 878人 ⇒ 【令和8年度末】 1,137人</td> </tr> <tr> <td>②就労継続支援A型事業を利用して一般就労する障害者数</td> <td>【令和4年度末】 122人 ⇒ 【令和8年度末】 154人</td> </tr> <tr> <td>③就労継続支援B型事業を利用して一般就労する障害者数</td> <td>【令和4年度末】 117人 ⇒ 【令和8年度末】 217人</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>数値目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合</td> <td>新規施策 ⇒ 【令和8年度末】 50.0%</td> </tr> </tbody> </table>	項目	数値目標	福祉施設から一般就労する障害者数	【令和4年度末】 1,145人 ⇒ 【令和8年度末】 1,895人	①就労移行支援事業を利用して一般就労する障害者数	【令和4年度末】 878人 ⇒ 【令和8年度末】 1,137人	②就労継続支援A型事業を利用して一般就労する障害者数	【令和4年度末】 122人 ⇒ 【令和8年度末】 154人	③就労継続支援B型事業を利用して一般就労する障害者数	【令和4年度末】 117人 ⇒ 【令和8年度末】 217人	項目	数値目標	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	新規施策 ⇒ 【令和8年度末】 50.0%	障害者支援課
項目	数値目標															
福祉施設から一般就労する障害者数	【令和4年度末】 1,145人 ⇒ 【令和8年度末】 1,895人															
①就労移行支援事業を利用して一般就労する障害者数	【令和4年度末】 878人 ⇒ 【令和8年度末】 1,137人															
②就労継続支援A型事業を利用して一般就労する障害者数	【令和4年度末】 122人 ⇒ 【令和8年度末】 154人															
③就労継続支援B型事業を利用して一般就労する障害者数	【令和4年度末】 117人 ⇒ 【令和8年度末】 217人															
項目	数値目標															
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	新規施策 ⇒ 【令和8年度末】 50.0%															
200 【新】	障害者本人の就労先・働き方に関する希望、就労能力や適性等に合ったより良い就労選択ができるよう、就労選択支援のサービスを提供する事業所の運営を支援します。	障害者支援課														
201 【新】	地域の就労支援ネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会(就労支援部会)等の場を活用した取組を行います。	障害者支援課														
202 【新】	障害者ピアサポート研修を実施することで、障害者が自らの障害や疾病の経験を生かしながら障害者施設で働き、障害者を支える体制を推進します。	障害者支援課														

203	埼玉県障害者優先調達推進方針を策定し、障害者就労施設などからの物品及び役務の調達を推進します。(再掲 190) 併せて、障害者就労施設などの物品や役務の情報を提供し、市町村や民間企業の発注を促進します。	障害者支援課												
204	<p>就労移行支援や就労継続支援のサービス提供をする事業者が行う一般就労に移行した障害者の職場定着のための活動を支援します。</p> <table border="1" data-bbox="236 589 1161 757"> <thead> <tr> <th data-bbox="236 589 603 633">項 目</th> <th colspan="2" data-bbox="611 589 1161 633">数値目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="236 645 603 757">一般就労した障害者のうち、就労定着支援事業利用者数</td> <td data-bbox="611 645 818 757">【令和4年度末】 新規施策</td> <td data-bbox="826 645 1161 757">【令和8年度末】 ⇒ 1,420人</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="236 835 1161 992"> <thead> <tr> <th data-bbox="236 835 603 880">項 目</th> <th colspan="2" data-bbox="611 835 1161 880">数値目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="236 891 603 992">就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合</td> <td data-bbox="611 891 818 992">新規施策</td> <td data-bbox="826 891 1161 992">【令和8年度末】 ⇒ 25.0%</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	数値目標		一般就労した障害者のうち、就労定着支援事業利用者数	【令和4年度末】 新規施策	【令和8年度末】 ⇒ 1,420人	項 目	数値目標		就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合	新規施策	【令和8年度末】 ⇒ 25.0%	障害者支援課
項 目	数値目標													
一般就労した障害者のうち、就労定着支援事業利用者数	【令和4年度末】 新規施策	【令和8年度末】 ⇒ 1,420人												
項 目	数値目標													
就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合	新規施策	【令和8年度末】 ⇒ 25.0%												
205	大学や専門学校等に通う障害者が在学中に必要なに応じて適切に就労移行支援事業を利用できるよう、関係機関と連携し、周知を図ります。	障害者支援課												
206	<p>就労継続支援B型事業所などにおける工賃向上の取組を支援します。</p> <table border="1" data-bbox="236 1328 1161 1485"> <thead> <tr> <th data-bbox="236 1328 603 1373">項 目</th> <th colspan="2" data-bbox="611 1328 1161 1373">数値目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="236 1384 603 1485">就労継続支援B型事業所の工賃水準(月額)</td> <td data-bbox="611 1384 818 1485">【令和4年度】 15,024円</td> <td data-bbox="826 1384 1161 1485">【令和8年度】 ⇒ 20,000円</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	数値目標		就労継続支援B型事業所の工賃水準(月額)	【令和4年度】 15,024円	【令和8年度】 ⇒ 20,000円	障害者支援課						
項 目	数値目標													
就労継続支援B型事業所の工賃水準(月額)	【令和4年度】 15,024円	【令和8年度】 ⇒ 20,000円												
207	障害者就労施設が、魅力ある商品の開発を行うために技術指導員を雇用したり、新規事業に参入するために経営コンサルタントを雇用するなどの活動を支援します。	障害者支援課												
208	障害者の農業分野での活躍を図るため、障害者就労施設や農業経営体が農福連携に取り組む機会を支援します。	障害者支援課 農業支援課												
209	就職や職場への定着が困難な障害者に対して、埼玉労働局及び埼玉障害者職業センターなどと連携しながら、就業やそれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行う障害者就業・生活支援センターの活動を支援します。	障害者支援課 雇用労働課												

210	<p>障害者の就労機会の拡大を図るため、障害者に身近な生活の場所で、雇用の相談から就労、職場定着まで、障害者に寄り添い支援を行う市町村障害者就労支援センターの活動を支援します。また、「障害者就労支援センター等連絡協議会」を開催して、各支援センターと国や県、関係機関とのネットワーク化を進め、就労支援の充実に努めます。(再掲 193)</p>	雇用労働課
211	<p>障害者の就労支援と就労後の職場定着支援には、支援に携わる関係者の役割が重要であることから、本県独自でジョブサポーター研修を行い、企業や就労支援機関の支援者の資質向上を図ります。</p>	雇用労働課
212	<p>県教育委員会において、特別支援学校等の卒業生等を会計年度任用職員として直接雇用するとともに、企業におけるスキルアップ研修を実施することで、実践的な職業能力の向上を図り一般就労を目指します。また、本事業を通じて蓄積したノウハウを企業にも提供することで、企業による障害者雇用の取組を支援します。これらの取組を通じて、特別支援学校卒業生の一般就労率の向上と、県教育委員会の障害者雇用率の向上を同時に目指します。(再掲 217)</p>	特別支援教育課



【チームぴかぴか】

県庁各課等から依頼されるシュレッタ一業務や封入作業等を通して職業スキルを身に付け、企業等へ一般就労を目指す取組です。

(3) 多様な働き方の支援


施策番号	施策の内容	担当課
213	本県の機関での職場実習を通して、障害者が職場の雰囲気や仕事を体験でき、就労意識が醸成されるよう支援するとともに、県職員の障害や障害者に対する理解を促進します。	人事課 障害者福祉推進課 雇用労働課
214	障害者の多様な働き方（テレワーク、短時間勤務など）を企業に提案します。	雇用労働課
215	<p>障害のある人とない人が共に働き、県内の障害福祉サービス事業所などの製品や弁当、県内各地の物産などの販売を通じて障害者の就労を考える場となっている県庁内福祉の店の運営を支援します。</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;"> <p>【県庁内福祉の店「かっぽ」】 障害者の働く場を創造し、社会参加を促進するため、県庁第二庁舎1階に障害者団体が設置している売店です。県内10数団体が商品の提供や販売に参画しています。</p> </div> </div>	障害者福祉推進課
216	企業や社会福祉法人などの地域の多様な委託先を活用するなど、障害者の能力、適性及び障害者雇用ニーズに対応した職業訓練を実施し、就職に必要な知識・技能の習得を図ることにより、障害者の就労を支援します。（再掲 222）	産業人材育成課
217	県教育委員会において、特別支援学校等の卒業生等を会計年度任用職員として直接雇用するとともに、企業におけるスキルアップ研修を実施することで、実践的な職業能力の向上を図り一般就労を目指します。また、本事業を通じて蓄積したノウハウを企業にも提供することで、企業による障害者雇用の取組を支援します。これらの取組を通じて、特別支援学校卒業生の一般就労率の向上と、県教育委員会の障害者雇用率の向上を同時に目指します。（再掲 212）	特別支援教育課

(4) 重度障害者の就労支援

施策番号	施策の内容	担当課
218	重度障害者を雇用した場合に利用できる助成制度を積極的に企業に紹介するなど、重度障害者の雇用を支援します。また、雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業を実施する市町村を支援します。	障害者支援課 雇用労働課

2 職業訓練の充実

(1) 職業訓練体制の整備・充実

施策番号	施策の内容	担当課
219	<p>総合リハビリテーションセンターにおいて就労移行支援事業を行い、障害者の一般就労を支援します。</p>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【情報処理訓練】 情報系での就労、復職、在宅就労を目指し、表計算などの市販ソフトの利用技術、ホームページ作成、データ入力などのIT関連全般の訓練を実施しています。</p> </div>	障害者福祉推進課
220	就労移行支援サービスを提供する事業所などを利用する障害者が企業などの事業所に出向いて、作業経験を積み重ねて適応能力の向上を図ることにより就労に結びつける活動を支援します。	障害者支援課
221	職業能力開発センターにおいて知的障害者及び精神障害者等を対象に職業訓練を実施し、職場における基本的な技能を身につける訓練を行うことで就労を支援します。	産業人材育成課
222	企業や社会福祉法人などの地域の多様な委託先を活用するなど、障害者の能力、適性及び障害者雇用ニーズに対応した職業訓練を実施し、就職に必要な知識・技能の習得を図ることにより、障害者の就労を支援します。(再掲 216)	産業人材育成課

(2) 職業教育の実施

施策番号	施策の内容	担当課						
223	<p>生徒の卒業後の職業的、社会的自立の基礎を養うため、特別支援学校と労働・福祉関係機関や企業との連携を強化し、産業現場等における実習の拡大や職域拡大を図るなど、職業教育及び進路指導を充実します。(再掲 249)</p> <table border="1" data-bbox="236 577 1153 734"> <thead> <tr> <th data-bbox="236 577 601 622">項 目</th> <th colspan="2" data-bbox="601 577 1153 622">数値目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="236 622 601 734">特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒の就職率</td> <td data-bbox="601 622 815 734">【令和6年度】 90.3%</td> <td data-bbox="815 622 1153 734">【令和8年度】 ⇒ 91.1%</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	数値目標		特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒の就職率	【令和6年度】 90.3%	【令和8年度】 ⇒ 91.1%	特別支援教育課
項 目	数値目標							
特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒の就職率	【令和6年度】 90.3%	【令和8年度】 ⇒ 91.1%						

Ⅳ 共に育ち、共に学ぶ教育を推進する

1 障害のある児童生徒の教育の充実

(1) インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進

施策番号	施策の内容	担当課
224	障害のある児童生徒の指導に当たっては、きめ細かな指導を受けられるよう個別の指導計画を作成するとともに、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うため、家庭や関係機関と連携し、個別の教育支援計画の作成を推進します。	特別支援教育課 義務教育指導課
225	小・中学校等の通常の学級で学ぶ児童生徒を含め、障害のある児童生徒への支援を充実し、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場を提供します。また、支援籍等により可能な限り障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ環境づくりを推進します。 (再掲 275)	特別支援教育課 義務教育指導課
226 【新】	障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ教育を推進するため、児童生徒や保護者を対象とした理解啓発に取り組みます。	高校教育指導課 特別支援教育課 義務教育指導課
227 【新】	障害のある児童生徒が通常学級で共に学ぶ取組事例などを市町村に提供し、小・中学校における取組を支援します。	義務教育指導課
228 【新】	県立特別支援学校と市町村立小中学校の教員を互いに派遣し合う人事交流を推進します。	小中学校人事課 県立学校人事課
229	県立学校における学校図書館を活用した支援を充実するため、司書教諭・司書の配置に努めます。	県立学校人事課
230	県立学校において、司書教諭や司書、担任等の教職員間の連携を図り、発達障害や視覚障害等で読字に困難がある児童生徒の読書の機会の充実に努めます。小・中学校等においては、司書教諭や司書、担任等の教職員間の連携を図り、読字に困難がある児童生徒に読書の機会を設けることの重要性について、市町村教育委員会に周知します。	特別支援教育課 高校教育指導課 義務教育指導課

(2) 教職員等の資質の向上


施策番号	施策の内容	担当課						
231	保育所、認定こども園、幼稚園、小・中学校等及び高等学校の教職員等が様々な障害及び障害児（者）に対する理解と認識を一層深めるため、特別支援教育の従事者等を講師に招くなどの方法を含め、研修を充実します。	少子政策課 高校教育指導課 義務教育指導課						
232 【新】	学校において児童生徒一人一人の障害の特性に応じた合理的配慮の提供に基づく支援体制を整備するため、教職員への研修などを充実します。	高校教育指導課 特別支援教育課 義務教育指導課						
233	発達障害に対する教職員の理解を深め、校内支援体制を整備するとともに、初任者研修や年次研修において指導方法などの研修を充実します。	高校教育指導課 特別支援教育課 義務教育指導課						
234	幼稚園、小・中学校等の特別支援教育支援員の配置や資質向上のための研修実施について、市町村に働き掛けます。	義務教育指導課						
235	障害のある児童生徒が適切な教育的支援を受けられるよう、個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成などに関する指導資料の作成や教職員の資質の向上を図る研修を充実します。	特別支援教育課						
236	通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、その障害に応じて特別な指導を受ける「通級による指導」を充実するとともに、通級による指導担当教員に対する指導方法などの研修を充実します。（再掲 274）	義務教育指導課						
237	特別支援学校の教員及び小・中学校の特別支援学級及び通級による指導担当教員に特別支援学校の教員免許状の取得機会を与え、専門性の向上を図るとともに、障害の特性に応じるための研修を充実し資質の向上を図ります。	特別支援教育課						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th colspan="2">数値目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別支援学校教諭免許状取得のための講習受講者数</td> <td>【令和4年度末】 1,358 人</td> <td>【令和8年度末】 ⇒ 2,800 人</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	数値目標		特別支援学校教諭免許状取得のための講習受講者数	【令和4年度末】 1,358 人	【令和8年度末】 ⇒ 2,800 人	
項 目	数値目標							
特別支援学校教諭免許状取得のための講習受講者数	【令和4年度末】 1,358 人	【令和8年度末】 ⇒ 2,800 人						
238	特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級において適切な教育が行われるよう、研究指定校による実践研究や指導資料などの活用により指導内容・方法を充実します。	特別支援教育課 義務教育指導課						
239	医療的ケアの必要な障害のある児童生徒に対応するため、校内に看護師を配置するなど医療との連携強化を図るとともに、教職員の医療的知識や技術についての研修を充実します。	特別支援教育課						

240	特別支援教育に関する研究事業及び研修事業を実施する総合教育センター特別支援教育担当の機能を充実し、障害のある児童生徒に対する適切な教育が行われるように努めます。特に、特別支援教育担当教員や特別支援教育コーディネーターの専門性と資質の向上を図る研修を充実します。	特別支援教育課 総合教育センター
241 【新】	学校におけるメンタルヘルスリテラシーの向上を目指し、児童生徒にメンタルヘルスに関する教育を行うとともに、教職員への理解増進と、対応力の向上に取り組みます。	生徒指導課 保健体育課

(3) 相談体制、交流及び共同学習の充実

施策番号	施策の内容	担当課
242	私立幼稚園における特別支援教育の充実と障害児の入園を支援します。	学事課
243	障害のある乳幼児の健全な発達を促進するため、保育の機会充実を図ります。	少子政策課
244	市町村などが実施する放課後児童健全育成事業について、障害児担当支援員の人件費などを助成し、障害児の受入を促進します。	少子政策課
245	幼稚園、小学校、中学校、高等学校と特別支援学校や特別支援学級の障害のある児童生徒との交流及び共同学習や支援籍学習を推進します。	特別支援教育課
246	総合教育センターや特別支援学校などで行っている教育相談体制の充実を図るとともに、特別支援学校における特別支援教育のセンター的機能を強化します。また、福祉、保健、医療、労働などの関係機関との連携を強めます。(再掲 276)	特別支援教育課 総合教育センター

(4) 学校施設の整備

施策番号	施策の内容	担当課
247	<p>高等学校におけるバリアフリー化を進めるため、エレベーターやスロープ等の設置、障害者対応トイレなどの改修を推進します。また、小・中学校のバリアフリー化を進めるよう市町村に働き掛けます。</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;"> <p>【障害者対応トイレ（多機能トイレ）】 車椅子が回転できる十分な広さがあり、車椅子から便器に乗り移るための手すり、車椅子に乗ったまま開閉が可能なスライドドアなどの機能があります。</p> </div> </div>	財務課
248	<p>県立特別支援学校の今後の児童生徒増に対応するため、埼玉県特別支援教育推進計画に基づき、既存の特別支援学校における校舎の増築を進めるなど、学習環境の整備及び充実を図ります。また、校舎等の建物や設備などの大規模改修を計画的に推進します。</p>	財務課 特別支援教育課

2 自立する力の育成

(1) 高等部教育の充実

施策番号	施策の内容	担当課
249	<p>生徒の卒業後の職業的、社会的自立の基礎を養うため、特別支援学校と労働・福祉関係機関や企業との連携を強化し、産業現場等における実習の拡大や職域拡大を図るなど、職業教育及び進路指導を充実します。（再掲 223）</p>	特別支援教育課

(2) 高等教育を受けられやすくするための環境整備

施策番号	施策の内容	担当課
250	<p>施設・設備などのバリアフリー化に向け、県内の大学などへ働き掛けます。</p>	障害者福祉推進課
251	<p>障害者の進学が広がるよう、県内の大学などへ障害者の受入拡大を働き掛けます。</p>	障害者福祉推進課

V 安心・安全な環境をつくる

1 療育体制の充実

(1) 地域療育・相談体制などの整備

施策番号	施策の内容	担当課
252	在宅の障害児（者）に対し、訪問や外来での療育指導や相談対応を行います。また、児童発達支援事業所や障害児保育を実施する保育所などの職員に療育に関する指導を行う障害児等療育支援事業の運営を支援します。	障害者支援課
253	在宅の障害児（者）の運動機能などの低下を防ぐとともに発達の促進を図ります。また、保護者などが家庭において日常生活動作や運動機能などの療育技術を習得できるよう助言します。	障害者支援課
254	看護・介護の必要性の高い重症心身障害児（者）をケアする医療型障害児入所施設に対し、手厚い職員配置を行えるよう支援し、利用者の処遇の向上を図ります。	障害者支援課
255	妊産婦や乳幼児の健康診査や健康相談の充実に向け、保健師等を対象とした研修を開催するなど、市町村を支援します。 （再掲 273）	健康長寿課
256	未熟児の健全育成のため、母子保健専門研修・母子保健関係職員研修を開催し、未熟児への訪問指導などを行う市町村を支援します。	健康長寿課
257	全ての保健所で小児・思春期の精神保健に関する専門相談を実施するとともに、関係機関連携による支援の充実に努めます。	健康長寿課
258	長期療養児の療育に関する支援を行います。	健康長寿課
259	障害児の様々なニーズに対応するため、専門的機能の強化を図り、きめ細やかな支援を行うとともに、日常生活の指導や自立した生活に必要な知識及び技能の付与並びに治療を行う障害児入所施設の運営を支援します。	障害者支援課

(2) 発達障害児（者）支援の充実

施策番号	施策の内容	担当課
260	発達障害者の支援体制の整備を図るため、発達障害者支援地域協議会を設置・運営します。関係機関等が発達障害者の支援体制に関する課題について情報を共有し連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。	障害者福祉推進課
261	障害者（児）とその家族に対する相談支援の充実を図るため、福祉事務所、児童相談所、保健所、更生相談所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター、高次脳機能障害者支援センターなどの専門機関としての機能の充実を図り、各種相談事業を推進します。また、消費生活支援センターにおいて消費生活に関する情報提供や消費生活相談を実施します。（再掲 36）	消費生活課 障害者福祉推進課 こども安全課
262	<p>発達障害総合支援センターを拠点として、発達障害について正しく理解し適切に支援できる人材の育成、親支援の普及促進、地域支援マネージャーによる市町村や地域の支援機関への助言・支援を行います。また、身近な地域で専門的な支援ができる人材や機関を増やし、支援体制の充実を図ります。（再掲 39）</p> <div data-bbox="236 1066 639 1335" style="display: inline-block; vertical-align: top;">  </div> <div data-bbox="655 1066 1158 1335" style="display: inline-block; vertical-align: top; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【埼玉県発達障害総合支援センター】 （さいたま市）平成 29 年 1 月、県立小児医療センターのさいたま新都心への移転に合わせ、発達障害支援の拠点として開設されました。</p> </div>	障害者福祉推進課
263	発達障害に早期に気づき支援できる人材を育成します。また、医療・療育の専門職を対象にした研修や、遊具等を活用した実習形式の研修などを実施し、身近な地域で専門的な支援ができる人材を育成します。	障害者福祉推進課
264	発達障害児が幼稚園・保育所から小学校に就学した後も継続して支援が受けられ、新しい環境に適應できるよう、小学校教員を対象とした研修を実施します。	障害者福祉推進課 義務教育指導課
265	発達障害児の保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの実施に向けて市町村等を支援します。	障害者福祉推進課
266	発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保します。	障害者福祉推進課

267	発達障害の診療・療育の拠点となる中核発達支援センターや個別療育と親への支援を行う地域療育センターを運営し、診療・療育体制の強化を図ります。	障害者福祉推進課
268	発達障害者に特化した発達障害者就労支援センターを運営し、就労の相談から職業能力評価、就労訓練、就職活動支援、就職後の職場定着支援までをワンストップで支援します。(再掲 197)	障害者福祉推進課
269	成人期の発達障害者やその家族への相談支援、市町村や地域の支援機関、企業等への助言・支援を行う発達障害者支援センターを運営します。	障害者福祉推進課
270	発達障害児(者)が、乳幼児期から成人期に至るまで一貫した支援を受けられ、様々な生活場面で障害の特性を適切に理解してもらうため、「サポート手帳」の普及を図ります。(再掲 40)	障害者福祉推進課
271 【新】	発達障害児(者)との意思疎通において、言葉による表現と併せて視覚的表現によるコミュニケーションが大切であることを周知します。	障害者福祉推進課
272	市町村の障害者相談支援事業の実施を支援し、様々な福祉サービスの利用や自立のための相談体制を充実します。このため、市町村相談支援体制の中核的役割を担う協議会(市町村が設置する障害者総合支援法上の「協議会」)における専門部会の設置や個別事例の検討等を通じた支援体制の整備、基幹相談支援センターの設置、入所施設から地域生活への移行支援など、障害者とその家族のニーズにきめ細かく対応できるような体制づくりを支援します。また、市町村の相談支援体制を支える市町村職員や相談支援従事者などへの研修も推進します。(再掲 47)	障害者支援課
273	妊産婦や乳幼児の健康診査や健康相談の充実に向け、保健師等を対象とした研修を開催するなど、市町村を支援します。(再掲 255)	健康長寿課
274	通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、その障害に応じて特別な指導を受ける「通級による指導」を充実するとともに、通級による指導担当教員に対する指導方法などの研修を充実します。(再掲 236)	義務教育指導課
275	小・中学校等の通常の学級で学ぶ児童生徒を含め、障害のある児童生徒への支援を充実し、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場を提供します。また、支援籍等により可能な限り障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ環境づくりを推進します。(再掲 225)	特別支援教育課 義務教育指導課

276	総合教育センターや特別支援学校などで行っている教育相談体制の充実を図るとともに、特別支援学校における特別支援教育のセンター的機能を強化します。また、福祉、保健、医療、労働などの関係機関との連携を強めます。(再掲 246)	特別支援教育課 総合教育センター
-----	--	---------------------

(3) 難聴児の早期支援の充実

施策番号	施策の内容	担当課
277 【新】	新生児聴覚検査に係る医師会等と市町村の協議の場を設け取組を共有する等、体制整備を推進します。また、新生児聴覚検査の結果について、市町村等関係機関と情報共有を行うと共に、産科医療機関等の検査精度管理に取り組みます。	健康長寿課
278 【新】	聴覚障害児支援センターが難聴児とその家族等に対する支援や課題の共有等により、関係者の共通認識の形成や支援の専門性の向上を含めた難聴児支援の充実を図ります。	障害者福祉推進課
279 【新】	特別支援学校（聴覚障害）の教員の専門性向上に向けた手話講習会に取り組みます。また、特別支援学校のセンター的機能の強化を図るため、教員等の適切な配置を行い、地域における保健、医療、福祉の関係機関と連携した乳幼児教育相談などの取組を行います。	県立学校人事課 特別支援教育課
280 【新】	医療機関からの検査依頼書や報告書等を活用し、新生児聴覚検査でリファアとなった児童に対して確認検査や精密検査が適切に実施されるよう市町村と連携して取り組みます。	健康長寿課
281 【新】	全ての新生児が新生児聴覚検査を受検できる体制の整備を目指し、公費助成を通じた受診者の経済的負担軽減を市町村に働きかけます。	健康長寿課
282 【新】	難聴児支援に関わる多様な機関・団体等で構成される聴覚障害児支援協議会等を運営し、新生児聴覚検査から診断、治療、療育、教育にいたるまでの流れや相互連携、多様性に対する寛容性の共有等を図ります。	障害者福祉推進課
283 【新】	難聴児及びその家族が身近な地域で療育支援が受けられるよう、言語聴覚士が配置されている事業所等への訪問支援や研修会を開催し、地域の療育体制の整備を進めます。また、補聴器の助成や聴能訓練を実施し、コミュニケーション能力の形成など健全な発達を支援します。	障害者福祉推進課

284 【新】	市町村が母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査、出産前の両（母）親学級等の機会を活用し、新生児聴覚検査についての普及啓発を行うことができるよう周知します。	健康長寿課
285 【新】	難聴児が様々な選択肢の中から早期に適切な支援を受けられるよう、人工内耳・補聴器・手話などに関する適切な情報を提供するとともに、多様性と寛容性の観点に留意しつつ家族等の精神面も含めた支援を行います。また、難聴児の子育てに当たり、きょうだいを含めた家族同士や当事者同士が交流する機会を設けます。（再掲 133）	障害者福祉推進課
286 【新】	難聴児及びその家族等が早期に適切な支援を受けられるよう、関係機関と連携し、埼玉県聴覚障害児支援センターの相談窓口を周知します。（再掲 134）	障害者福祉推進課
287 【新】	特別支援学校の教員や特別支援学校に配置等される言語聴覚士等の専門家による専門的な立場からの難聴児の指導の実施や、本人や家族等の意向を踏まえつつ必要な環境整備や支援等を行います。	特別支援教育課
288 【新】	特別支援学校等の聴覚障害教育の専門性向上のため、聴覚障害者に関する教育の領域を定めた免許状（以下「免許状」という。）の保有率を高める取組の実施や手話技術向上のための取組を実施します。	特別支援教育課
289 【新】	通常の学級に通う難聴児にも特別支援学校（聴覚障害）に通う難聴児に提供されるような支援が提供されるよう、通級による指導を担当する教員の聴覚障害教育の専門性向上のための取組を行います。また、児童発達支援センター等に配置された言語聴覚士等の聴覚障害児支援の専門性向上のための取組を行います。	義務教育指導課 障害者福祉推進課
290 【新】	軽中等度難聴児を含め、進行性難聴や一側性難聴などについても、3歳児健康診査等の際に聞こえの確認等を行い、難聴が疑われる場合は精密検査の受診につながるよう市町村と連携を図ります。	健康長寿課
291 【新】	子育ての相談対応を行っている機関とも連携を図りながら、新生児聴覚検査から療育に遅滞なく円滑につなげるための手引書等を活用し、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実を図ります。	障害者福祉推進課
292 【新】	特別支援学校（聴覚障害）の乳幼児教育相談の支援を県内のどの地域でも受けられるよう、地域における保健、医療、福祉の関係機関と連携し、県内全域の支援の実現を目指した取組を進めます。	特別支援教育課

2 保健・医療サービスの充実


(1) 健康づくりの推進

施策番号	施策の内容	担当課
293	<p>一般の歯科診療所では対応が困難な重度の障害児（者）の歯科診療や歯科保健指導を行うため、県立障害者歯科診療所や埼玉県歯科医師会口腔保健センター（さいたま市）における歯科診療機能を積極的に活用します。</p> <div data-bbox="236 678 584 943" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="595 611 1153 976" data-label="List-Group"> <p>【県立障害者歯科診療所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①総合リハビリテーションセンター（上尾市） ②そうか光生園障害者歯科診療所（草加市）、 ③嵐山郷（嵐山町）、 ④あさか向陽園障害者歯科診療所（朝霞市）、 ⑤皆光園障害者歯科診療所（深谷市） <p>の5か所に設置されています。</p> </div>	<p>社会福祉課 福祉政策課 健康長寿課</p>
294	<p>保健師等の資質の向上を図るため、各種研修事業に取り組みます。</p>	<p>保健医療政策課</p>
295	<p>食生活改善やウォーキングによる健康づくりなど、生活習慣病予防の取組への支援を推進します。</p>	<p>健康長寿課</p>
296	<p>健康づくりに関する情報の提供など、住民に対する各種健康づくり事業を実施する市町村に対して、必要な支援を行います。</p>	<p>健康長寿課</p>
297	<p>障害児（者）歯科治療などに関する研修会の修了者を「障害者歯科相談医」に指定し、各地域における歯科診療機関と専門歯科診療機関とのネットワークの構築を図ることで、障害児（者）が身近な地域で歯科診療が受けられるような環境を整備します。</p>	<p>健康長寿課</p>
298	<p>アルコール、薬物及びギャンブルをはじめとする依存症対策を推進します。（再掲 45・312）</p>	<p>疾病対策課</p>

(2) 難病患者支援の充実

施策番号	施策の内容	担当課
299	難病患者の生活の質の向上と家族の介護負担の軽減を図るため、ホームヘルプサービス（居宅介護）、ショートステイ（短期入所）及び日常生活用具の給付などの福祉サービスを充実します。	障害者福祉推進課 障害者支援課
300	難病患者に対し、保健所及び難病相談支援センターが実施する訪問指導や医療相談、集団指導など、医療及び療養生活に関する相談及び指導を推進します。	疾病対策課
301	難病患者に対応できるホームヘルパーを養成します。	疾病対策課

(3) 保健・医療体制の充実

施策番号	施策の内容	担当課
302	障害者や高齢者の様々な状況に応じたリハビリテーションサービスがより身近な地域で適切に提供されるよう、総合リハビリテーションセンターや医療機関を中心とする支援体制を整備し、地域リハビリテーションの効果的な推進を図ります。（再掲 46）	地域包括ケア課
303	精神疾患の発生予防から社会復帰までを総合的に行う精神保健福祉センターにおける、普及啓発・教育研修・地域支援などの機能を充実します。	障害者福祉推進課
	 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;"> <p>【精神保健福祉センター】（伊奈町） 県民のメンタルヘルスの保持・向上、並びに精神障害者の社会復帰を図る総合的な施設。相談、自立訓練施設、精神科救急情報センターの運営などを行っています。</p> </div>	
304	地域住民への精神障害者に対する正しい理解の普及を図るとともに、精神障害者の社会復帰及び社会参加の支援を図るため、保健所で行っている地域精神保健福祉活動を推進します。	障害者福祉推進課
305	障害の重度化などに伴うリハビリテーション需要の増大に対応するため、総合リハビリテーションセンターにおいてリハビリテーション医療を提供します。	福祉政策課
306	市町村などが行う地域リハビリテーション活動を支援します。	地域包括ケア課
307	高次脳機能障害者（児）をはじめとした障害者に対する相談・診断・治療から職能訓練、社会復帰までの総合的なリハビリテーションサービスの機能を充実します。	障害者福祉推進課

308	高次脳機能障害者（児）及びその家族が、身近な地域で適切な支援が受けられるよう、総合リハビリテーションセンターに設置した高次脳機能障害者支援センターを核として、市町村、相談支援事業所、医療機関などと連携を密にし、支援のネットワークを構築します。（再掲 42）	障害者福祉推進課
309	高次脳機能障害の診断等を行うことができる医療機関を把握し、その情報提供を行うとともに、医療関係者を対象とした専門研修を実施します。	障害者福祉推進課
310 【新】	子どもの高次脳機能障害について、障害児とその家族、関係団体などとの意見交換を通じて支援ニーズを把握するとともに、研修等により普及啓発を行います。（再掲 43）	障害者福祉推進課
311	強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者（児）に対して、支援ニーズを把握し、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。（再掲 44）	障害者支援課 障害者福祉推進課
312	アルコール、薬物及びギャンブルをはじめとする依存症対策を推進します。（再掲 45・298）	疾病対策課
313	精神保健福祉センターにおいて、うつ病や統合失調症などの精神障害者に対して、認知行動療法を取り入れたプログラムを実施するなど、精神科リハビリテーション機能の充実を図ります。	障害者福祉推進課
314	埼玉県立大学において、保健・医療・福祉などの幅広い連携ができる社会福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、作業療法士、保健師、看護師などの人材養成を図ります。（再掲 76）	保健医療政策課
315	高等看護学院、常盤高等学校において看護師の養成を図ります。 	医療人材課 高校教育指導課
	【高等看護学院】（熊谷市） 看護実践のための基礎的な知識・技術・態度を教授し、専門職業人として社会に貢献できる看護師を育成しています。	
316	多様な精神疾患等に適切に対応するため、個々の医療機関の役割や医療機能等を明確にするとともに、医療機関相互の連携や専門の医療を提供できる体制の整備を推進します。	疾病対策課

317	精神科救急情報センターにおいて、夜間・休日における緊急的な医療相談に適切に対応し、精神障害者が地域で安心して暮らせるよう支援します。	疾病対策課
318	精神科病院に対する実地指導を徹底することなどにより、患者本位の治療や患者の人権を確保するとともに患者処遇の向上を図ります。(再掲 26)	障害者福祉推進課 疾病対策課
319	精神障害者が精神疾患の悪化や再発を予防しながら、地域社会の一員として安心して生活することができるよう、アウトリーチ支援を行うなど精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。	障害者福祉推進課
320	精神医療センターにおいて、精神疾患患者に対する専門的治療を行います。	保健医療政策課

(4) 公費負担医療制度の充実

施策番号	施策の内容	担当課
321	重度心身障害児(者)やその家族の経済的負担の軽減を図り、重度心身障害児(者)の健康を守るため市町村が行う医療費の助成を支援します。	国保医療課
322	心身の障害の状態を軽減するための自立支援医療制度(精神通院医療、更生医療、育成医療)により、障害者等の経済的負担を軽減します。	障害者福祉推進課 健康長寿課
323	指定難病等や小児慢性特定疾病の医療費公費負担制度を推進します。	健康長寿課 疾病対策課

3 福祉のまちづくりの推進

(1) まちづくりの総合的推進

施策番号	施策の内容	担当課
324	<p>年齢、性別、国籍、能力など人々が持つ様々な違いを越えて、全ての人々が利用しやすいように配慮した施設や建物づくり、製品の普及、環境・サービスの創造などを目指すユニバーサルデザインの考え方の普及啓発を推進します。</p> <div data-bbox="252 645 491 952" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="507 656 1145 952" data-label="Text"> <p>【ユニバーサルデザインの例】 (ものつくり大学：行田市) ドアに大きく多目的トイレのサインを表示しています。遠くからでも多目的トイレである事がはっきりと分かり、迷わず多目的トイレを見つけることができます。</p> </div>	文化振興課
325	<p>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例」、「埼玉県福祉のまちづくり条例」などの運用により、障害者、高齢者などの活動や生活のしやすさに配慮された生活環境の整備を行うとともに福祉のまちづくりの普及啓発を図るなど、福祉のまちづくりを総合的に推進します。</p>	文化振興課 福祉政策課 建築安全課

(2) 公共施設などの整備

施策番号	施策の内容	担当課
326	<p>障害者や高齢者など全ての人々が利用しやすい県有施設に改善するため、バリアフリー法及び埼玉県福祉のまちづくり条例など関係法令に基づき、バリアフリースイッチや見やすいサイン表示などの設置、視覚及び聴覚による情報保障の整備など、バリアフリー化を推進します。</p>	管財課 財務課
327	<p>民間施設のバリアフリー化を普及啓発し、誰もが利用しやすい生活環境の整備を推進します。</p>	市街地整備課 建築安全課
328	<p>多機能トイレやスロープの設置など障害者の利用に配慮し、安全で快適に利用できる公園施設などの整備を推進します。</p>	公園スタジアム課

329 【新】	障害のある方や要介護状態の方、妊産婦の方など、歩行が困難と認められる方や移動の際に配慮が必要な方に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子利用者用駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進する、埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）を運用します。	福祉政策課
------------	--	-------

(3) 道路環境の整備

施策番号	施策の内容	担当課
330	違法駐車や駅・バス停周辺などの放置自転車、店頭商品などによる道路の占拠などの解消を図るため、違法駐車取締りや放置自転車クリーンキャンペーンなどの啓発活動を推進します。また、駐車施設及び駐輪場の整備や「違法駐車防止条例」、「放置自転車等防止条例」の制定を市町村に働き掛けることにより、障害者などの安全で快適な交通環境の整備を推進します。	防犯・交通安全課 交通指導課
331	<p>障害者が安心して利用できる歩行空間の創出を図るため、車椅子がすれ違える幅の広い歩道の整備や歩道の段差改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置を積極的に推進します。更に、既成市街地などでは電線共同溝などの整備による無電柱化を推進します。</p> <div data-bbox="236 1200 639 1451" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="236 1473 639 1742" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="659 1223 1139 1720" data-label="Text"> <p>【歩道の整備】 写真（上）が整備前、写真（下）が整備後の様子です。整備前は歩道が狭く、段差がありました。改修により段差を解消した幅の広い歩道を整備するとともに、無電柱化を行い安全・安心な歩道に生まれ変わっています。（都市計画道路：中央通り線（県道本川越停車場））</p> </div>	道路街路課 道路環境課 市街地整備課

332	<p>分かりやすい道路標識を整備するほか、主要な幹線道路に整備した「道の駅」などの休憩施設には、全て障害者対応トイレ等の整備を推進します。</p> <div data-bbox="236 349 651 658" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="689 353 1147 658" data-label="Text"> <p>【道の駅はにゅう】(羽生市) 地元埼玉産の木材を使用した、木の温かみがあるトイレです。 トイレ数：男性用 12、女性用 12、 身体障害者用 2</p> </div>	道路環境課
333	<p>駅や福祉施設、医療施設などの周辺において、障害者にとってより利用しやすい歩行空間の整備を推進します。</p>	道路街路課 道路環境課 市街地整備課
334	<p>視覚障害者用付加装置（音響式信号機）や高齢者等感応信号機など、障害者などに配慮した交通安全施設の整備を推進し、安全性の向上を図ります。</p> <div data-bbox="239 981 662 1294" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="316 1303 582 1332" data-label="Caption"> <p>【視覚障害者用付加装置】</p> </div> <div data-bbox="705 981 1129 1294" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="785 1303 1051 1332" data-label="Caption"> <p>【高齢者等感応信号機】</p> </div>	交通規制課

(4) 公共交通機関の整備

施策番号	施策の内容	担当課								
335	障害者や高齢者など誰もが快適に安心してバス・タクシーを利用できるよう、ノンステップバス及びユニバーサルデザインタクシーの導入を支援します。	交通政策課								
336	<p>障害者や高齢者など、誰もが快適に安心して鉄道を利用できるよう、駅のエレベーター、スロープ、多機能トイレやホームドア及び内方線付き点状ブロックなどのバリアフリー化の整備を支援するとともに、それらの推進について鉄道事業者に働き掛けます。併せて、駅前広場の整備を支援し、バリアフリーの生活空間の整備を推進します。</p> <div data-bbox="242 770 593 1016" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="608 770 1136 1010" data-label="Text"> <p>【ホームドア】 駅ホームからの転落事故等を防止するため、利用者の多い駅などを優先して、ホームドアの設置を支援しています。</p> </div> <table border="1" data-bbox="242 1070 1157 1218"> <thead> <tr> <th data-bbox="242 1070 600 1115">項目</th> <th data-bbox="600 1070 1157 1115">数値目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="242 1115 600 1218">駅ホームのホームドア設置 番線数</td> <td data-bbox="600 1115 1157 1218"> <table border="0"> <tr> <td data-bbox="635 1126 831 1160">【令和4年度末】</td> <td data-bbox="906 1126 1098 1160">【令和8年度末】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="676 1171 783 1205">68 番線</td> <td data-bbox="842 1171 1050 1205">⇒ 113 番線</td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	数値目標	駅ホームのホームドア設置 番線数	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="635 1126 831 1160">【令和4年度末】</td> <td data-bbox="906 1126 1098 1160">【令和8年度末】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="676 1171 783 1205">68 番線</td> <td data-bbox="842 1171 1050 1205">⇒ 113 番線</td> </tr> </table>	【令和4年度末】	【令和8年度末】	68 番線	⇒ 113 番線	交通政策課 市街地整備課
項目	数値目標									
駅ホームのホームドア設置 番線数	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="635 1126 831 1160">【令和4年度末】</td> <td data-bbox="906 1126 1098 1160">【令和8年度末】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="676 1171 783 1205">68 番線</td> <td data-bbox="842 1171 1050 1205">⇒ 113 番線</td> </tr> </table>	【令和4年度末】	【令和8年度末】	68 番線	⇒ 113 番線					
【令和4年度末】	【令和8年度末】									
68 番線	⇒ 113 番線									

4 安全な暮らしの確保

(1) 防災対策の充実

施策番号	施策の内容	担当課
337	国民保護施策において障害者などの要配慮者に配慮します。	危機管理課
338	防災に関するパンフレットの配布などにより、防災に関する知識の普及啓発を図ります。	危機管理課 消防課 障害者福祉推進課
339	障害者などの要配慮者が必要としている援助の内容が分かる防災カード（ヘルプカード）の普及促進について、市町村に対し働きかけます。	障害者福祉推進課
340	防災情報などを携帯電話などにメール配信するサービスを行います。	災害対策課
341	避難所への手話通訳者や手話奉仕員等の派遣、ホームページ、アプリ、掲示板等の活用等を含め、災害時におけるろう者等の情報保障を確保するための取組を、避難所を運営する市町村と連携して進めます。（再掲 137）	障害者福祉推進課 災害対策課
342	近隣住民、民生委員などへの障害特性の理解を進め、障害者などを訪ねる活動や自主防災組織が有効に活動できる環境の整備など、避難行動要支援者に対する地域住民を中心とした支援体制の整備を推進します。	危機管理課 社会福祉課 障害者福祉推進課
343	市町村による災害時避難行動要支援者が参加する避難訓練や福祉避難所の開設・運営訓練などの実施を支援します。	災害対策課
344	避難行動要支援者に対して避難所での良好な生活環境を提供できるように、避難行動支援体制の確立について市町村に対して助言を行います。また、避難行動要支援者名簿の策定、個別避難計画の策定・更新及び福祉避難所の整備について市町村に対し働きかけます。	災害対策課 高齢者福祉課 障害者福祉推進課
345	災害で被災した障害者などの要配慮者の福祉避難所として、社会福祉施設の有効活用を促進します。	障害者福祉推進課

<p>346</p>	<p>福祉避難所における障害者などの要配慮者に配慮した物資・機材の備蓄や開設訓練の実施について、市町村に対し支援を行うとともに、実施について働き掛けます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>【特別養護老人ホームながとろ苑（長瀬町）】 【特別養護老人ホーム ブロン（志木市）】</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th colspan="2">数値目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉避難所の開設訓練を実施済みの市町村数</td> <td>【令和4年度末】 55市町村</td> <td>【令和8年度末】 ⇒ 全市町村</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	数値目標		福祉避難所の開設訓練を実施済みの市町村数	【令和4年度末】 55市町村	【令和8年度末】 ⇒ 全市町村	<p>障害者福祉推進課</p>
項 目	数値目標							
福祉避難所の開設訓練を実施済みの市町村数	【令和4年度末】 55市町村	【令和8年度末】 ⇒ 全市町村						
<p>347</p>	<p>福祉避難所における感染症対策の立案や訓練の実施などについて、市町村を支援します。（再掲 360）</p>	<p>障害者福祉推進課</p>						
<p>348</p>	<p>大規模災害が発生した場合に精神科医療及び精神保健活動の支援を行う災害派遣精神医療チーム（DPAT）を被災地域に派遣するための体制を整備します。</p>	<p>障害者福祉推進課 疾病対策課</p>						
<p>349</p>	<p>大規模災害時に避難所等へ避難した障害者等に対して相談援助や応急的な介助等の福祉支援を行う災害派遣福祉チームを整備します。</p>	<p>社会福祉課</p>						
<p>350</p>	<p>大規模災害時に、ストーマ用装具を必要とする内部障害者が避難所での生活に支障を来すことがないように、ランニング備蓄の方法によるストーマ用装具の調達体制を整備します。</p>	<p>障害者福祉推進課</p>						
<p>351</p>	<p>大規模な災害の発生に備えて、本県の障害者団体が他都道府県の障害者団体などと広域的な支援体制を構築できるよう支援します。</p>	<p>障害者福祉推進課</p>						
<p>352</p>	<p>大規模災害に備え、「社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引き」を作成し、社会福祉施設等の災害対策を支援します。また、策定状況を確認し、未策定の場合、指導等を行います。</p>	<p>社会福祉課 福祉監査課</p>						

353	障害者支援施設やグループホームなどが、震災や風水害などの大規模な災害、感染症拡大に対応するための具体的かつ実効性のある防災計画や業務継続計画を作成するよう指導します。 (再掲 361)	障害者支援課
354	障害福祉サービス事業所や福祉避難所などの施設が立地する地域において、土砂災害を防止するために、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊対策などを推進します。	河川砂防課

(2) 防犯対策の充実

施策番号	施策の内容	担当課
355	要請に応じて障害がある方を含む幼児・高齢者・大学生等を対象とした防犯指導を実施するほか、メールマガジン等による犯罪・防犯情報の発信など、障害者の状況に対応した防犯対策を推進します。	生活安全総務課
356	聴覚障害者をはじめとした障害者の緊急時の通信手段である「ファックス110番」やパソコン及び携帯電話のインターネット機能を活用した「メール110番」、携帯電話を使用した「110番アプリシステム」の普及・活用を図るため、積極的な広報活動を推進します。	通信指令課

(3) 感染症対策の充実

施策番号	施策の内容	担当課
357	事業所に対し、感染症対策についての周知啓発を実施します。	障害者支援課
358	県民に重大な影響を及ぼす感染症の患者を受け入れる感染症病床の整備を進めるとともに、埼玉県感染症予防計画に基づく医療提供体制の確保に取り組みます。	感染症対策課
359	市町村及び関係団体と連携し、感染症発生時の支援・応援体制を構築します。	感染症対策課 障害者支援課
360	福祉避難所における感染症対策の立案や訓練の実施などについて、市町村を支援します。(再掲 347)	障害者福祉推進課
361	障害者支援施設やグループホームなどが、震災や風水害などの大規模な災害、感染症拡大に対応するための具体的かつ実効性のある防災計画や業務継続計画を作成するよう指導します。 (再掲 353)	障害者支援課

第6章 施策体系ごとの数値目標

施策体系ごとの数値目標

I 理解を深め、権利を護る

施策番号	項目	数値目標
18	あんしん賃貸住まいサポート店による住宅確保要配慮者の成約件数	【令和6年度】 1,200件 ➡ 【令和8年度】 1,300件

II 地域生活を充実し、社会参加を支援する

施策番号	項目	数値目標
47	相談支援体制の充実・強化等を実施するために基幹相談支援センター等を設置する市町村数	【令和4年度末】 49市町村 ➡ 【令和8年度末】 各市町村又は各圏域に1箇所以上
48	地域生活支援拠点等の設置市町村数	【令和4年度末】 36市町 ➡ 【令和8年度末】 各市町村又は各圏域に1箇所以上
49	児童発達支援センターの設置数	【令和4年度末】 36市町 39箇所 ➡ 【令和8年度末】 各市町村又は各圏域に1箇所以上
50	医療的ケア児支援センターに配置する医療的ケア児等コーディネーター数	新規施策 ➡ 【令和8年度末】 各センター1人以上
51	医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう関係機関等が連携を図るための協議の場を設置	【令和4年度末】 46市町 ➡ 【令和8年度末】 県、各市町村又は各圏域に設置
52	市町村に配置する医療的ケア児等コーディネーター数	【令和4年度末】 52市町 129人 ➡ 【令和8年度末】 各市町村又は各圏域に1人以上
57	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のため、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	【令和4年度末】 49市町村 ➡ 【令和8年度末】 全市町村

57	精神病床における1年以上長期入院患者数		
	①65歳以上	【令和4年度(※1)】 3,454人	【令和8年度】 3,325人
	②65歳未満	【令和4年度(※1)】 2,032人	【令和8年度】 2,024人
57	精神病床における早期退院率		
	①入院後3か月時点	【令和4年度】 集計中(※2)	【令和8年度】 68.9%
	②入院後6か月時点	【令和4年度】 集計中(※2)	【令和8年度】 84.5%
	③入院後1年時点	【令和4年度】 集計中(※2)	【令和8年度】 91.0%
57	精神病床からの退院後1年以内における平均生活日数	【令和4年度】 集計中(※2)	【令和8年度】 325.3日
61	身体障害者補助犬給付数		【各年度】 6頭
90	保育所等訪問支援の設置数	【令和4年度末】 42市町	【令和8年度末】 全市町村
92	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	【令和4年度末】 18市町 34箇所	【令和8年度末】 各市町村又は各圏域に1箇所以上
92	重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	【令和4年度末】 23市町 36箇所	【令和8年度末】 各市町村又は各圏域に1箇所以上
103	障害者入所施設から地域生活へ移行する人数		【令和6年度～令和8年度】 399人
105	「住まいの場」の利用定員数(グループホームの整備数)	【令和4年度末】 9,004人	【令和8年度末】 10,165人
113	バリアフリー化された県営住宅数	【令和6年度末】 9,654戸	【令和8年度末】 9,962戸
143	手話言語に関する条例を定めている市町村数	【令和4年度末】 40市町 新規施策	【令和8年度末】 全市町村

163	新規デージー図書・点字図書等製作点数	【各年度】 240タイトル
-----	--------------------	------------------

※1…6月30日時点（令和4年度精神保健福祉資料（630調査）調査結果）

※2…国立精神・神経医療研究センターの「精神保健福祉資料」公表待ち

Ⅲ 就労を進める

施策番号	項目	数値目標
192	民間企業の障害者雇用率	【令和4年】 2.37% → 【令和8年】 法定雇用率以上
196	警察官を除く県警職員の実雇用率	【令和4年度】 2.73% → 【令和8年度】 3.0%以上
199	福祉施設から一般就労する障害者数	【令和4年度末】 1,145人 → 【令和8年度末】 1,895人
	①就労移行支援事業を利用して一般就労する障害者数	【令和4年度末】 878人 → 【令和8年度末】 1,137人
	②就労継続支援A型事業を利用して一般就労する障害者数	【令和4年度末】 122人 → 【令和8年度末】 154人
	③就労継続支援B型事業を利用して一般就労する障害者数	【令和4年度末】 117人 → 【令和8年度末】 217人
199	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	新規施策 → 【令和8年度末】 50.0%
204	一般就労した障害者のうち、就労定着支援事業利用者数	【令和4年度末】 新規施策 → 【令和8年度末】 1,420人
204	就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合	【令和4年度末】 新規施策 → 【令和8年度末】 25.0%
206	就労継続支援B型事業所の工賃水準（月額）	【令和4年度】 15,024円 → 【令和8年度】 20,000円
223	特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒の就職率	【令和6年度】 90.3% → 【令和8年度】 91.1%

Ⅳ 共に育ち、共に学ぶ教育を推進する

施策番号	項目	数値目標
237	特別支援学校教諭免許状取得のための講習受講者数	【令和4年度末】 1,358人 ➡ 【令和8年度末】 2,800人

Ⅴ 安心・安全な環境をつくる

施策番号	項目	数値目標
336	駅ホームのホームドア設置番線数	【令和4年度末】 68番線 ➡ 【令和8年度末】 113番線
346	福祉避難所の開設訓練を実施済みの市町村数	【令和4年度末】 55市町村 ➡ 【令和8年度末】 全市町村

埼玉県福祉部障害者福祉推進課 総務・計画・団体担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話 048-830-3294

FAX 048-830-4789

電子メール a3310-01@pref.saitama.lg.jp

埼玉県ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/>